

# 会期日程表（第1回 能登町議会定例会）

平成20年3月

会期	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	7	金	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 人 事 案 件 採 決 質 疑 ・ ( 委 員 会 付 託 )
第2日	8	土		休 会
第3日	9	日		休 会
第4日	10	月	午前10時00分	( 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 )
第5日	11	火		休 会 ( 常 任 委 員 会 )
第6日	12	水	午前10時00分	一 般 質 問
第7日	13	木	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	14	金		休 会 ( 常 任 委 員 会 )
第9日	15	土		休 会
第10日	16	日		休 会
第11日	17	月		休 会 ( 常 任 委 員 会 )
第12日	18	火		休 会 ( 常 任 委 員 会 )
第13日	19	水		休 会 ( 常 任 委 員 会 )
第14日	20	木		休 会
第15日	21	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

## 開 会（午前10時00分）

### 開 会・開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成20年第1回能登町議会定例会を開会します。ただいまの出席議員数は19人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長いたしておきます。

### 会議録署名議員の指名

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、20番大谷内義一君、1番酒元法子君を指名いたします。

### 会期の決定

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間にした  
たいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月21日までの15日間に決定いたしました。

### 諸般の報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。  
地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名

簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案47件が提出されております。また、監査委員から、平成19年度11月分、12月分、1月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

## 議案第8号～議案第54号

### 議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算」から、日程第50 議案第54号「能登町教育委員会委員の任命について」までの47件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

### 提案理由の説明

#### 町長（持木一茂）

おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かと御多用の折にもかかわらず、先月の臨時会に引き続きご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、議案の提案理由をご説明する前に、去る2月24日に発生した高波により、被害にあわれました町民の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

金沢地方気象台によりますと、富山県入善町など各地に被害をもたらした高波は、日本海北部からの波がうねりとなって富山湾に来る「寄り回り波」と呼ばれる現象といわれています。

能登町においても、沿岸部に押し寄せた高波は、波並で住宅1棟が床上浸水、藤波で4棟が床下浸水し、2世帯が自主避難いたしました。

また、沿岸を通る国道249号が800メートルにわたり通行止めとなった他、県道能都内浦線が片側交互通行の規制が行われました。

その他にも、漁船の転覆や部分損壊、防波堤の決壊や消波ブロックの損壊など町内各地で甚大な被害が出ております。

町といたしましても、災害復旧には速やかに対応し、安心して生活できるよう、

去る2月26日に石川県土木部長へ早急な対策を要望したところでありますが、議員各位におかれましても、ご協力とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 平成20年度施政方針

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、新年度に臨む私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

## 《はじめに》

平成17年3月の能登町誕生から今年で4年目を迎えようとしております。新たな能登町の舵取り役を担って以来3年、私は、「町民の目線」、「町民の視点」に立ち、財政緊急事態宣言とも言える3年間の集中改革期間を設けて「安心」・「安全」をキーワードに、それぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、町民との協働による能登町の持続的な発展を目指してまいりました。

合併直後の財政事情は、経常収支比率が100%を超え、起債制限比率も17%を超えて県内最悪、全国でも財政的に危険な自治体として報道されたところですが、物件費、補助費はもとより、職員人件費の削減も行うなど、議会の皆様をはじめとして全町一体となった財政健全化策へのご理解とご協力により、おかげさまで平成18年度の決算では経常収支比率は100%を切ることができました。

旧町村時代の平成13年度以降、それぞれの町村において、毎年基金を取り崩しながら何とか綱渡りにも似た予算編成を行ってきた訳ではありますが、本年度は基金からの繰入をほぼ行わない状態で予算編成を行いました。

起債制限比率も順調に下がり、普通会計ベースでは健全化のめどは立ちましたが、新たに、財政指標の制度改正が行われ、特別会計や企業会計、関係一部事務組合等を加えた実質公債費比率という新たな指標が導入され、これについては依然として高い状態にあります。

特に下水道事業と病院事業がこの比率を押し上げており、今後特別会計を含めた健全化が求められます。

## 《町政を取り巻く状況》

町政を取り巻く状況に目を転じますと、我が国は、人口減少社会に突入し、本格的な少子・高齢社会が現実のものとなる中で、経済活動の縮小懸念や医療・年金・介護などの社会保障費の増大、米国のサブプライムローン問題の影響を

受けた経済への対応や原油穀物価格高騰に伴う生活用品の物価上昇や、国・地方を合わせ800兆円にも上る債務残高など各方面で大きな課題を抱えています。

こうした状況の中、町民の皆様が誇りに思えるような地域を創りあげていくためには、「行政改革推進プラン」に基づき、更に徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行政を実現して、住民ニーズを的確にとらえながら、町の魅力を一層向上させるための創意工夫を積み重ねていかなければなりません。

#### 《地方分権改革の推進》

地方分権改革は、機関委任事務の廃止を柱とした平成12年の「地方分権一括法」の施行、5兆円の地方交付税や4.7兆円の国庫補助金の削減、3兆円規模の税源移譲を実現した「三位一体の改革」は大きな痛みを伴うものではありませんでしたが、中央では一定の前進がなされたものと受け止められています。

しかし、真の地方自治、魅力あるまちづくりを迅速に進めていくためには、依然、国の規制や関与など数多くの壁や障害が存在しております。

地方分権改革が未だに「未完の改革」と言われるのは、自立的な行財政運営を行うための自主財源の確保が制度的に行われていないところにあります。

こうした中で、昨年、第二期地方分権改革がスタートし、11月には、地方分権改革推進委員会から「中間的な取りまとめ」が発表されました。

国の義務付けや枠付け、そして関与の徹底した廃止・縮小に踏み込み、個別の行政分野で改革の方向性を示しておりますが、地方分権改革の具体的な内容が示されるのは、この春以降、順次行われる地方分権改革推進委員会の勧告であり、本年度は地方分権改革の真価が問われる年でもあります。

昨年来、地域間格差の是正が重要な課題とされ、法人事業税の配分見直しや、ふるさと納税の創設などが行われる見込みではありますが、小手先の対応ではなく、都市や農村を含めた我が国全体の持続的な発展という大きな視点に立って、偏在性の少ない税体系の構築や地方交付税の充実などを議論し、抜本的な対策を講じていく必要があるものと考えており、地方の意見が十分に反映されるよう、関係団体と連携を図りながら、積極的な行動を取ってまいりたいと考えています。

#### 《国及び地方の財政状況》

政府によると、平成20年度の我が国の経済は、企業部門の底堅さの持続と家計部門の緩やかな改善により、民間需要中心の経済成長になるとの見通しを示しています。

しかし、依然として国と地方を併せた長期債務残高は膨大で、先進国の中で

も極めて危機的な状況です。

加えて、地方では地域間の格差問題や地方公共団体の財政健全化、公立病院の改革など喫緊の課題を多く抱えているのが現実であります。

このような状況の下で、平成20年度の地方財政は、地方税収入及び交付税の原資である国税収入の鈍化や社会保障関係経費の増加に加え、公債費の高い水準での推移などにより、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれるため、いわゆる「骨太の方針」に沿って歳出の抑制に努めるとともに、地方税の偏在是正と併せて歳出の特別枠「地方再生対策費」を設けるなどの対策を講じたところであります。

結果、地方財政規模は7年ぶりに増加に転じ、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税についても5年ぶりに増加となる見込みです。

#### 《平成20年度予算編成方針と財政規模》

本町の財政状況は、公債費が高水準であることに加え、社会保障関係費等が増加傾向にあり、歳入の増加が期待できない状況では、これまで以上に厳しい効率的な財政運営が求められます。

平成20年度の予算編成にあたっては、一般行政経費を対象とした削減目標を15%と定め、徹底した削減に取り組むとともに、他の経費につきましても、経常経費の削減を図りながら施策の厳選・見直しを行うことで、真に必要な事業や新たな行政需要に対し、重点的に配分する予算編成としたところです。

#### (重点施策)

#### 《Ⅱ新年度の主な取り組み》

引き続き、新年度の具体的な取り組みの概要をご説明します。

#### [潤いある暮らしを支える快適なまちづくり]

はじめに「潤いある暮らしを支える快適なまちづくり」についてであります。

本年度は、町民の暮らしを支えるまちづくり事業として、生活交通対策事業では、地域住民の足を守る観点から「路線バス運営費の補助金」や「能登有料道路通行料金軽減対策補助金」を確保した他、「バス路線再編調査費を計上」し、今後の「効率的な交通対策」を進めたいと考えております。

道路橋梁関係では適正な維持管理に配慮し、昨年に引き続き「街路事業」や「まちづくり交付金事業」を実施し、橋梁の安全確保のための点検調査を行うこととした他、のと鉄道橋梁の撤去を行って緊急時の安全確保に対処することにいたしました。

また、除雪対策のため、ロータリー除雪車の整備を行い、消防設備では分団

ポンプ自動車や高規格救急車の整備を行うことにしております。

この他、昨年発生した災害の復旧を積極的に進めると共に、被災者住宅 再建利子補給制度を設けて被災者の生活の安定を図ることとしておりますので宜しくお願いいたします。

#### 〔地の恵みを糧とする活力あるまちづくり〕

次に「地の恵みを糧とする活力あるまちづくり」についてであります。

道路交通網や通信網の進展と共に社会環境が大きく代わり、過疎化・少子高齢化が第一次産業の衰退に拍車をかけています。

私は、恵まれた自然環境を守り、また、生かしながら第一次産業をはじめとする各産業がバランス良く調和して、地域の実情に合っていることが基本であると思うものであります。

地の恵みを活かした第一次産業の育成と、農業経営の安定化を進めるため「農村振興総合整備事業」や「県営中山間地域総合整備事業」・「県営畑地帯総合整備事業」を引き続き実施して、集落道の整備や、畑地帯への水源確保のためパイプライン等の整備を行う他、受粉蜂の養殖事業に向けて事業環境整備のための貸付金を予算化しております。

#### 〔健やかでやすらぎのあるまちづくり〕

「健やかでやすらぎのあるまちづくり」といたしましては、本年度、障害者福祉計画の見直しを行うことにしており、障害者の自立支援に必要な予算の確保を行いました。

また、後期高齢者医療制度へのスムーズな移行を図るための関係 経費の調整を行うと共に広域連合への負担金を新たに計上いたしております。

能登町の明日を担う子ども達の健全育成のため、昨年度は「乳幼児 医療給付事業」の改正を行い、従来、小学校就学前の乳幼児を対象として実施していました医療給付を入院を対象として小学生にも拡大いたしましたが、本年度も乳幼児医療をはじめとする医療制度や児童手当の給付に必要な経費の確保に努め、松波キッズセンターの運営を指定管理者制度をもって行うこととしている他、保育関係では「しらさぎ保育所」、「ひばり保育所」及び「柳田保育所」の3箇所、まずはモデルケースとして延長保育を行うことにいたしました。

また、保育料の改定を行い新年度から新たに第三子目の無料化を実施することにいたしましたので宜しくお願いいたします。

予算この他、町民の健康管理のための事業や各特別会計の運営のための繰出金を化いたしております。

### [創造性と元気あふれるまちづくり]

「創造性と元気あふれるまちづくり」に関しましては、有能な人材を育成するための育英事業や、外国語指導助手招致事業、中学生交流事業や各種大会への助成を行うことにしている他、児童生徒の学校生活における様々な障害に対処するため「特別教育支援員配置事業」を行うことにいたしました。

本年度は、地域の念願でありました白丸公民館の建設を行うことにしている他、地域有志の努力により進められて参りました、大相撲能登場所の実現に向けて助成を行うことにいたしておりますので宜しく願いいたします。

### [豊かな自然を守り活かすまちづくり]

「豊かな自然を守り活かすまちづくり」といたしまして、「森林整備地域活動支援事業」や、「森林病虫害防除事業」の他、「中山間地域直接支払い交付事業」・「農地・水・環境保全向上対策事業」を農林水産業費に計上し、特別会計において引き続き下水道事業を進めることといたしております。

### [住民が連携・交流するまちづくり]

「住民が連携・交流するまちづくり」といたしましては、昨年引き続き、「奥能登ウエルカムプロジェクト事業」や小学生を対象とした「自然体験交流ツアー」の実施を予定しています。

### [その他]

その他、高度通信網の整備として、移動通信用鉄塔整備事業を行い携帯電話の不感地帯の解消に努めることといたしておりますので宜しく願いいたします。

### 《Ⅲ行財政運営》

以上、平成20年度における取り組みの概要についてご説明いたしました。

当初予算の規模は、一般会計が前年度当初予算対比5.8%減の百27億円、国民健康保険特別会計など特別会計予算の総額は、後期高齢者医療制度への移行等により、28.6%減の80億3千9百14万9千円、病院事業など2公営企業会計予算の総額は、9.2%減の34億7千3百91万3千円となり、全会計を合せた予算総額を、15.3%減の2百42億1千3百6万2千円といたしました。

度重なる制度改正により、予算規模を削減せざるを得ない状況ではありますが、それぞれの町村において平成13年度以降、10億円を超える基金の取り崩しを行わなければ予算が組めないという異常な状態が続いてまいりました。



このため、平成18年度には緊急事態宣言にも等しい3年間の改革期間を設定し、行財政改革を行ってまいりました。

本年度はその最終年度であり、近隣市町と比較しても遜色のない行政サービスを確保しながら、基金からの繰入をほとんど行わないで予算の編成を行うことができました。

いわゆるプライマリーバランスを取ることができたものと考えています。

改めましてご協力を賜りました議員はじめ町民の皆様には感謝とお礼を申し上げます。

しかし、国・地方が置かれた状況は依然として厳しく、更なる行政改革に取り組む、財政の安定化に努めたいと考えております。

今後とも、町民の皆様とともに、能登町の未来を切り開くために努力してまいります。

引き続き、町民並びに議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 《IV補正予算》

それでは引き続き、本年度の補正予算の概要をご説明します。

議案第22号から第31号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正であります。

事業費等の変更や確定により、予算の調整を行い、今回補正予算として提案させていただきましたので宜しくお願いいたします。

#### 各議案の提案理由説明

それでは、補正予算を説明させていただきます。

議案第22号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第9号）」は、歳入歳出それぞれ4億3千3百87万7千円を減額し、予算総額を、百46億2千9百71万2千円とするものです。

歳出の主な内容は、「民生費」において、障害者福祉施設への「通所サービス利用促進事業補助金」を追加し、第8款「土木費」では、街路事業費において「県営新町通り線街路整備事業」負担金を追加いたしております。

第9款「消防費」では、費用弁償費を追加いたしました。

災害出動所要額の他、自治体消防制度60周年記念式典と共に開催される全国消防団員意見発表会に当町三波分団の山田久就氏が優秀者として意見発表を行うことになりました。

皆様にご報告いたします共に榮譽を祝したいと思います。

第11款「災害復旧費」では、本年度事業費の確定により「河川災害復旧費」、「道路災害復旧費」を追加いたしております。

この他、各款項にわたり決算見込みに基づく調整を行い、この財源として「地方交付税」、「分担金及び負担金」、「使用料及び手数料」、「国庫支出金」、「県支出金」、「財産収入」、「寄付金」及び「諸収入」を追加し、「町税」、「繰入金」及び「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第23号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定において、歳入歳出それぞれ1千4百86万7千円を減額し、予算総額を30億9千52万8千円といたしました。

その内容は、決算見込みにそって減額を行った他、諸支出金において国庫金等返納金を計上いたしております。

次に、議案第24号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、保険事業勘定において、3億1千57万4千円を減額し、予算総額を24億百27万7千円とし、サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ4百93万9千円を減額して、予算総額を、1千5百80万9千円とするものです。

その内容は、決算見込みに従って減額を行った他、「介護給付費準備基金」及び「介護サービス基金」の積立金を追加いたしましたものであります。

次に、議案第25号「平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれ百44万4千円を追加し、予算総額を、7千8百79万6千円といたしました。

その内容は、施設管理に要する修繕費を追加したものであります。

次に、議案第26号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出それぞれ百50万円を減額し、予算総額を、9億6千2百36万5千円といたしました。

内容は、繰上償還額の確定による減額であります。

次に、議案第27号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出それぞれ5千2百11万3千円を減額し、予算総額を3億4万6千円とするものです。

内容は、施設災害復旧費や繰上償還額の確定により減額を行ったものであります。

次に、議案第28号「平成19年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ20万5千円を減額し、予算総額を、2千8百24万7千円とするものです。

内容は、決算見込みにより公債費の減額を行ったものであります。

次に、議案第29号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出それぞれ35万4千円を追加し、予算総額を4千8百98万6千円とするものです。

内容は、決算見込みにより管理費や建設改良費の調整を行ったものであります。

次に、議案第30号「平成19年度簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、県営事業である北河内ダム建設事業の繰越明許費の追加であります。

次に、議案第31号「平成19年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」は、国民健康保険調整交付金の返還に伴う補正でありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第32号「職員の自己啓発等休業に関する条例について」は、地方公務員法の一部を改正する法律に対応して、複雑かつ高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進するため、職員の自発的な発意により、職を保有しながら大学等における課程の履修や国際貢献活動のための休業を認めるものであります。

職場での若手職員は貴重な戦力ですが、目の前の労働力や戦力という見方をやめ、将来のための人材育成であるという考え方から本制度を導入することにいたしましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第33号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」は、平成20年4月に施行される後期高齢者医療制度に関し、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、能登町後期高齢者医療特別会計を新たに設けるものであります。

次に、議案第34号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、平成20年4月に施行される国民健康保険法の一部を改正する法律に基づき、乳幼児の窓口における一部負担金2割の対象者を3歳未満から義務教

育就学前の6歳までに拡大し、70歳以上75歳未満の方については、1割から2割に変更し、保険事業として40歳以上75歳未満の方の特定健康診査等を行うため条例の一部改正をするものであります。

次に、議案第35号「能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」は、老人福祉センターの利用者に適正な使用料を負担していただき、安定的な運営ができるよう、「笹ゆり荘」及び「山せみ荘」の入浴料を改正するものであります。

次に、議案第36号「能登町老人福祉施設条例の一部を改正する条例について」も、老人福祉施設の利用者に適正な使用料を負担していただき、安定的な運営ができるよう、「布浦老人生きがいセンター」、老人憩いの家「九十九荘」及び「たなぎ荘」の使用料を改正するものであります。

次に、議案第37号「能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたため関係規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号「能登町生活支援ハウス実施条例の制定について」は、適正な費用負担と手続きのもと、高齢者が支援ハウスに入居し、必要なサービスの提供を受けられるよう条例を制定するものです。

利用者本人の利用者負担額を見直すとともに、養護老人ホーム入所者との負担均衡を図るため、支援ハウス入居者の扶養義務者からも養護老人ホーム入所者と同等の負担を求めることにいたしております。

次に、議案第39号「能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について」は、障害者が地域でいきいきとして生活していくため、比較的軽度な障害者を含め、それぞれに必要な就労面や生活面における一体的な支援を行うため、旧瑞穂保育所を障害者支援センターに転用するものです。

なお、管理運営については、指定管理者を公募することにしておりますので宜しく願いいたします。

次に、議案第40号「能登町国民健康保険高額療養費及び出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」は、平成20年4月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称を変更するため、適用法令名を変更するものであります。

次に、議案第41号「能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について」は、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度に関し法令及び石川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、高齢者の福祉の増進を図るため、能登町が行う後期高齢者医療の事務に関し必要な事項について条例を定めるものであります。

次に、議案第42号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」ですが、公民館の利用料金については、旧町村の料金体系を引き継ぐ形で運用を行ってきましたが、能登町として利用料金を統一することによって、利用者の利便を図り、積極的な公民館利用を促し、公民館と地域の活性化に繋がっていきたく思いますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第43号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」は、能都、柳田及び内浦にあります3箇所の体育館を共通券ですべて使用できるようにするもので、その使用料については、販売箇所の歳入とするものであります。

次に、議案第44号「能登町藤波運動公園管理中央センター条例の一部を改正する条例について」は、柳田植物公園のグランドゴルフ使用料に合わせて、藤波運動公園管理中央センター附属施設の芝生広場の使用料を有料とするものであります。

次に議案第45号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」は、老人保健法が平成20年4月より高齢者の医療の確保に関する法律として改正されることに伴い関係規定について所要の整備を行うものであります。

次に、議案第46号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」は、上田町町営住宅、鶴町町営住宅、当目町営住宅、庄崎団地及び犬山団地については、建築後40年以上を経過しており、耐用年数の30年を大幅に超えて老朽化しているため、現在は募集を停止している状況となっております。

また、各住宅の敷地は、住宅1戸分の狭小敷地や一般住宅地内に点在しているため、土地の集約や有効利用は困難な状況です。

そのため、平成19年3月に策定した能登町住宅マスタープランにおいても用途廃止の方針を確定していることから、今回、用途を廃止することにいたしましたものです。

また、城野町営住宅の元農政局住宅及び元医師住宅においては、町営住宅建

替工事により除却するものですので宜しく申し上げます。

次に、議案第47号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」と議案第48号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」であります。

能登町地内における通称「珠洲道路」において携帯電話不感地帯を解消するため、辺地対策事業債を充当して太田原地内と当目地内に移動通信無線局の設置を計画しております。

そこで、「柏木・太田原辺地」において新たに総合整備計画を策定し、「当目辺地」の総合整備計画を変更するものであります。

先般、石川県との事前協議が終わりましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を賜りたく提案するものであります。

次に、議案第49号「町道路線の認定について」は、道路法第8条第2項の規定により、5路線を町道として認定をお願いするものです。

北河内11号線については、一般県道五十里深見線の改良によってバイパスが開通されたことにより、旧道を県から町に移管するものであります。

また、十郎原黒川1号線、1級時長上町1号線、小間生8号線及び小間生9号線につきましては、農道からの移管により新規に認定をお願いするものであります。

次に、議案第50号「町道路線の変更について」は、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、2路線の変更をお願いするものです。

上町1号線については、先ほど認定をお願いした時長上町1号線と重複する部分を除くものです。

また、行延合鹿1号線については、終点を延長することにより、国道249号から珠洲道路まで一直線に繋がることになり、1級の幹線町道に変更するもので宜しく願いいたします。

次に、議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」は、これまで町が直営で運営してきました、「まつなみキッズセンター」を、指定管理者の創意工夫に基づいた取り組みにより、児童センターの利用促進と設置目的が図られると判断しましたので、能登町字松波の「あっぷる」を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号「能登町公平委員会委員の選任について」ですが、この度、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字松波の「金七政彦」氏につきましては、人事行政に関し識見を有しており、再度、選任いたしたく、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第53号「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましても、4月26日に任期満了を迎えられます能登町字当目の「赤田一男」氏につきましては、固定資産の評価について学識経験を有していることから、再度、選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第54号「能登町教育委員会委員の任命について」ですが、この度、4月26日に任期満了を迎えられます「松本博」氏の後任として、人格が高潔で、教育に関し識見を有しております能登町字小木の「廣瀬英人」氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

暫く休憩いたします。

（午前10時45分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分再開）

議案第52号～議案第54号

**議長（新平悠紀夫）**

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。この際、日程の順序を変更し、日程第48 議案第52号「能登町公平委員会委員の選任について」から、日程第50 議案第54号「能登町教育委員会委員の任命について」までの3件を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第48 議案第52号から、日程第50 議案第54号までの3件を先に審議することに決定しました。

ただ今、先議することに決定しました議案第52号から議案第54号までの3件を議題とします。

お諮りします。議案第52号から議案第54号までの3件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第54号までの3件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

**採 決**  
**議案第52号**

**議長（新平悠紀夫）**

議案第52号 「能登町公平委員会委員の選任について」

能登町字松波30字114番地 金七政彦氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございました。起立全員です。よって、議案第52号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。



## 議案第53号

議長（新平悠紀夫）

次に、議案第53号 「能登町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

能登町字当目53字81番甲地 赤田一男氏の選任につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立全員です。よって、議案第53号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## 議案第54号

議長（新平悠紀夫）

次に、議案第54号 「能登町教育委員会委員の任命について」

能登町字小木15字1番地9 廣瀬英人氏の任命につき、同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

ありがとうございます。起立全員です。よって、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

暫く休憩いたします。

（午前10時50分）

11時から再開いたします。

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分再開）

## 質 疑

### 議長（新平悠紀夫）

日程第4 議案第8号から、日程第47 議案第51号までの44件についての質疑を行います。質疑は、大綱的な内容でお願いします。質疑はありませんか。

5番 向峠茂人君

### 5番(向峠茂人)

第6款の農業水産費104ページ、農業振興費で21節ですけど受粉蜂のマルハナバチ事業化貸付金2,800万円予算化してあります。この事業は画期的でいい事業だと思いますけど、この細部にかかって私もこの事業を理解していないので、担当のほうで詳しくこの事業の説明をお願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。このマルハナバチは日本の野菜農業におきまして、特にトマト栽培と申しますか、7割がハウス栽培でございまして、その受粉の殆んどが今までは西洋マルハナバチによって受粉してまいりました。

しかし西洋マルハナバチは規制が厳しくて2年後には輸入が全面的に禁止になるそうでございます。そのためには今から在来のクロマルハナバチの飼育が必要と考えております。10年計画を作成いたしまして、長期的な計画で実施する考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

### 議長（新平悠紀夫）

5番 向峠茂人君

### 5番(向峠茂人)

この事業の勉強というか研修というか、確か公社の職員が1人、東京のほうへ勉強に行っていると聞いていますが、いつまでの研修期間なのか。

それと、今後も1人で研修してくれば専門家となりますが、職員が1人でいいのか、今後こういうマルハナバチの技術を修得した人が増員されるのか。そのへんもひとつ。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長 川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。4月より公社職員1名が飼育の研修に行っております。それから10月からもう1名職員が派遣されております。そして20年、今年ですけど、9月までの期間に研修を終えたいと思って今は行っております。

なお、先ほどの件ですけど、あくまでも計画ですけど、10年後には正規職員5名とパート18名となる計画でございます。以上です。

**議長（新平悠紀夫）**

5番 向峠茂人君

**5番(向峠茂人)**

この事業を事業化するとき場所の設定というのは、どこを考えておられるのか。私ちょっと不確定というか風の噂に聞いたんですけど、旧三波小学校ですか、空き校舎を利用すると聞いていますけど、その情報で正しいのか、他の場所を設定しているのか。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長 川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。旧三波小学校の跡地を計画しております。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。8番 志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

私は2点、町長にお尋ねしたいと思います。

1点目は163ページの保健体育総務費、「頑張ろう能登大相撲能登町場所」100万円の予算の問題について、私の言いたいこと先に言って町長の答えをもらいたい。どういうふうにしてかかって、この前の全協で内浦に決まったのかそれも知りたい。

大イベントだと私は思うんですよ、100万円でこれだけのイベントが出来るのなら。小さな金で大きな仕事ということで、評価したいなと思ってます。

ただし、日にちは10月16日、場所は能登町内浦の体育館ということでこの前、報告受けたんですけど、私はこういうイベントする時に1回くらい能登町、いくら合併しても人口の多い旧能都町、ましてや日本でも稀な5名の方々が相撲へ行って頑張っておられる。そういう観点から人口も多い宇出津地区の近くに出来なかったかなと。

やはり相撲も人気が下火になっている中で、相撲は若い方よりお年寄りの方が参席されると思うんですよ。場所的なものをどういうふうにして決められたのか、これを決行していくのか町長にお尋ねしたいと思っておる。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず場所に関しましては、いろいろ議論がありました。例えば宇出津新港の広い土地を使って屋外テントでよろうとかいう話もありましたが、2,500人の入場者を抱え込まなきゃいけませんのでテントを張るにしても非常に経費がかかる。ですから出来るだけ少ない経費で。経費がかかると当然、入場料にも跳ね返ってきますんで、出来るだけ安く皆さんに観て頂きたいという思いもありましたので、2,500人が入るとなると、やはり内浦体育館しかないのかなという感じで内浦体育館に決めさせて頂きました。

#### 議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

#### 8番(志幸松栄)

町長の淡々とした答え、分かりますけど、もう少し考えてみてはいかがかな。せつかく大相撲へ宇出津から。結局何かにつけてそうなんです。何のイベントするにも宇出津に今まで町長も私も宇出津から出てる。花火大会、今までいっぺんもやったことない。今まで2年間議員として我慢してきておりましたけれど。みんな柳田地区、内浦地区、いっぺんか宇出津地区に合併前に町民のみんなが喜んだイベント、それから楽しみを町長は合併されてからいっぺんでもしましたか。それちょっと答えてください。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

### 町長（持木一茂）

旧能都町でいいますと、花火大会は以前のある新聞会社の人はやっております。あばれ祭りのときは、別の新聞会社の人がやった。

### 議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

#### 8番(志幸松栄)

今後やはりもう少し人口の多い。私はこう思うんですよ。本家潰れれば新宅も潰れりん。やはり人口の多い大黒柱、能登町においてかかって4分の1の人口は宇出津におられるんです。もう少しくらい合併の公約があろうとなかろうと、あなたも宇出津の出身者なんですよ。私は昭和30何年に大相撲が来たときはまだ、覚えております。このような格好で内浦に挙行することは大相撲に行って頑張っておられる5名の方々の心の問題もあると、家族の問題も。

また検討しなおして、経費、経費と言われておりますけれど、やっぱりそういう経験のある宇出津の地区でございますので、もう少し考慮してかかって人口の多い宇出津地区のお年寄りの方もたまには喜ばせてあげるようなことを。

それともシャトルバス等いろいろ考えておられると思うんですけども、もう少し人口の多いところの発展も検討して下されるよう町長にあえてお願いしたいなあと考えております。

それから2点目に、よろしいですか議長。

介護保険の286ページでございます。保険給付費が昨年より2億7,689万9千円減額されております。私はこの減額については制度改正によるものと思っておりますが、介護保険を受けておられる方々が、今まで3回受けておったがを2回に、行きたいんだけど、ということていろいろとそういうお爺ちゃん、お婆ちゃんがおられます。いろんな政治的なものはなしにして、その問題を能登町として。先ほど町長は言われました。プライマリーバランスも、もう初期段階にきた。税収はマイナスだけれど、プライマリーバランスがものすごくいい方向に向いてます。と主張されました。これから福祉という問題も重要な問題と思うんですよ。能登町として何かの考慮出来ないんですか。

### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長 中口憲治君

#### 健康福祉課長（中口憲治）

志幸議員のご質問にお答えいたします。

確かに前年度から見ますと、2億7,600万円余り、減額しております。これは19年度の実績見込みを考えまして考慮しまして、こういう予算を設けました。それから原因といたしましては、国の施策で介護給付金の単価、それから医療費関係もそうなんです、単価等が安くなっている影響が現在出てきていると。ですから決して介護に関しての給付自体が、サービスが減っているという訳ではございませんので、このへんはご理解願いたいということで以上です。

**議長（新平悠紀夫）**

8番 志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

課長が言われました、私の質問に対して。それは国のほうでは減っている。在宅看護減っていますけれど、私の言ったのは能登町としてこれだけの問題の中で、能登町独自の会計の中で何かやれる政策はないのか。心のケアでもやっていけないのかということをお尋ねしたんです。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

私の立場といたしましては、そういう独自のものが設けられれば大変いい訳でございますが、何せこの財政状況を乗り切っていくためにこういう独自なものなかなか出せません。しばらくはですね、町民の方々にご協力頂いてまた財政建て直れば当然そういうサービスが出来るかと思っておりますのでご理解願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

8番 志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

健康福祉課長から聞きましたけど、この質問に対して町長にも今後の福祉問題について答弁願いたいなど。別会計の中で今後検討されていかれるのかどうなのかと。結構やっぱり財政問題も方向性が上向いてきておることなので、今後出来るだけはやくに福祉の問題も端的な予算が作れるのかどうかちょっとコメント願いたい。

**議長（新平悠紀夫）**

町長 持木一茂君

**町長（持木一茂）**

私あの常々、行政といいますか、自治体がしなきゃならないのは特に福祉と教育と防災というふうに申し上げております。ですから福祉の問題に関しては今後もしっかりとやっていかなきゃならないと。先ほど答えましたように財政状況が上向きになれば町独自のいろんな企画もうっていけるんじゃないかなと思っております。

ただ、今現在では少しく光が見えてきた程度ですので、もう少し足腰をしっかり固めた後で、そういった福祉政策をやっていきたいというふうに思います。

**議長（新平悠紀夫）**

8番 志幸松栄君

**8番(志幸松栄)**

やはり所信表明の光とは大きな光かなと私はそういうふうに判断。

また、一般質問の中でも財政の問題やりますけれど、いろいろと2点この大体あるんですけど、皆さんもいろいろやられると思ひまして、ただただ相撲の問題をもう少し皆さん検討なさって、それから介護の問題は分かりましたけれど、相撲の問題くれぐれも再度、町長、私の言ったことを心して検討してくださるようお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

6番 奥成壮三郎君

**6番(奥成壮三郎)**

まず補正のほうで環境対策課長にお伺いします。23ページの諸収入、多目的交流センター駐車場整備事業、これは昨年当初予算にも出ていたけれども、280万円の予算が170万円になったと。110万円の減額、これちょうど40%の減額になっていますが、これは面積が減ったんですか、最初の見積もりが高かったんですか、またほかの理由があるんですか。

**議長（新平悠紀夫）**

環境対策課長 竹下正雄君

**環境対策課長（竹下正雄）**

ご説明申し上げます。

当初の予算とですね、現在入札してですね入札価格との差が大きいというふうなことでございますけれども、面的にはですねさほど変わっておりません。一部、駐車場としての整備にかかる部分の土砂、面的には少し減っております、部分的にですね、例えば三郷の正面玄関の右側の土盛りの部分ありますよね、あの部分につきましては変更いたしております。変更によりましてある程度、予算の減額は出来たんですけども、中におきまして一部工事の変更等々ございまして現在の予算減額ということになりました。面的には少し減っております。以上です。

**議長（新平悠紀夫）**

6番 奥成壮三郎君

**6番(奥成壮三郎)**

それでは予算書の40ページ、総務管理費13節、委託料で顧問弁護士料、45万4千円、これは過去2年からみれば50万4千円だったと思います。この顧問弁護士とは町政全般にわたっての弁護をしてもらえるものなんですか。また、ある程度、限定された範囲でのものなんですか。まずそこを総務課長にお聞きします。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長 下野信行君

**総務課長（下野信行）**

ただ今の顧問弁護士につきましては、旧内浦出身の弁護士をお願いしております。相談の内容につきましては、どこまでの内容ということで限定はしておりません。行政全般にわたりまして相談をしておるのが現状であります。

**議長（新平悠紀夫）**

6番 奥成壮三郎君

**6番(奥成壮三郎)**

限定はされていないということになれば、案件ごとに相談するといくらかお金がかかると思いますが、歳入とか決算書など見ると多額の滞納繰越金



があるわけですね、町には。徴収するときに例えば生活保護とか少しづつ返している人は横においといても、中には悪質な方もおいでだと思います。そういう方々から滞納金をもらうために顧問弁護士と相談したことがあるんですか。また、ペナルティとか課せるような相談とかしたことはあるんですか。

#### 議長（新平悠紀夫）

総務課長 下野信行君

#### 総務課長（下野信行）

19年度の1年間、顧問弁護士に対する窓口を担当している範囲の中におきましては、相談業務は数件、顧問弁護士にお願いをしているのが現状です。

#### 議長（新平悠紀夫）

6番 奥成壮三郎君

#### 6番(奥成壮三郎)

相談はされたということでもいいんですけども、やはり多額の滞納金がある場合、担当課の名前も督促状とかで名前も載せたり何々課とか町を代表する町長の名前も載るんでしょうけれども、やはり顧問弁護士も付いておるんだぞと、こういうペナルティもある。

これは富山県立山町が、この3月に条例化しようとして新聞記事が載ってましたけれども、ここには顧問弁護士の話は出ておりませんが、きついペナルティをやろうということが新聞記事に載っております。長い間、町の若い職員が徴収に行ってもおそろくなかなか徴収、回収出来ないだろうと考えます。きつい言葉ばかりもろうて、ただ帰ってこにやならんと。そういうときには何のために顧問弁護士と契約しとるんかなあと。そういう徴収のほうにも顧問弁護士ときちっと相談してこういうペナルティがあるということをして、多額の滞納金を回収するような方法をとってほしいなと思っています。

#### 議長（新平悠紀夫）

総務課長 下野信行君

#### 総務課長（下野信行）

滞納に関しましての窓口は今現在のところ収納対策室を窓口にしております。ただ今の奥成議員の意見を参考にいたしまして担当課あるいは顧問弁護士を交えた中で検討をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

10番 菊田俊夫君

**10番(菊田俊夫)**

2点ほど質問いたします。75ページをお願いします。

老人福祉事業の中で先般、説明がございましたが、老人福祉連絡員に対して252万円も計上されております。この連絡員の数も、この前250名とか言っていました。この連絡員は何の連絡を主にするのか、もう少し具体的な説明がほしいと思います。

それとこの17節の公有財産購入費に400万円余り計上されております。これは場所はどこになるのか、面積等はどれほどなのか、もう少し分かりやすく説明をして頂きたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

菊田議員のご質問にお答えします。老人福祉連絡員ですが、予算上では一応210名の方々の要求をしています。基本的には民生委員の方々にお願いしているものが、民生委員の方々では手が届かなくて、そのお手伝いをしております。例えば一人暮らし、それから老人社会の二人暮らし等がある家庭の見守りという形のお願いでございます。その方々でして頂きまして、いろいろ何かあれば町のほうへ報告頂く。そして町が対応するという、まあ身近な方々にお願いするつもりでございまして、1人暮らし、それから二人暮らしの方の見守りということで。

それから17節の400万円余りの財産購入費でございますが、これは第2長寿園の、現在のデイサービスの施設ですが、あそこの用地買収費でございます。それはちょうど基金のほうへ土地開発公社に借り入れしておりましたので、その戻し金で旧内浦町時代に順次返していたわけでございます。以上です。

**議長（新平悠紀夫）**

9番 石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

予算の32ページなんです。ここの雑入で電気通信施設使用料88万4千

円、そして49ページ13節委託料、電気通信施設管理費88万5千円とあります。過去3年間見ればこの金額いつも同じだったんですが、今回1,000円の違いがあるのはなぜかということを知りたいのと、この2つはどのようなものなのか、その説明。それからこの予算はどこから入ってどこへ出しているのか説明をお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長 坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

ただ今のご質問にお答えします。

まず最初の32ページでございますが、電気通信施設使用料これは能都地区の一部と内浦地区のインターネットのサービスを民間が今やっております。その使用している年間の施設保守管理費としまして業者より回線使用料としてもらっています。世帯数につきましては、約300～382世帯でございます。

続きまして、49ページ、電気通信施設管理費でございますが、これはインターネットを運営している民間業者が電気通信信号が正常にかつ安定して動いているか、その管理費でございます。これは両方とも民間会社、いわゆる金沢のICCの業者でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

9番 石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

今ほどの説明なんですが、1,000円の差額というのがなかったと思いますが。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長 坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

申し訳ございません。1,000円の差額につきましては端数処理の関係で歳入につきましては端数の切り捨て、歳出につきましては端数の切り上げということでご理解願います。

**議長（新平悠紀夫）**

9番 石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

今の説明でしたらインターネットにかかる費用というかそう解釈したんですが、ラッキーネットというんですか、加入者数はさっき言われた382世帯、加入者の払う使用料の合計はいくらぐらいになるんですか。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長 坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

使用料の金額につきましては、1世帯当たり月、消費税入れまして2,605円、その12か月分ということで年間約1,200万円くらいになります。

**議長（新平悠紀夫）**

9番 石岡安雄君

**9番(石岡安雄)**

そしたらその今言われた1,200万円ほどの使用料ということで、町の歳入にはなっていないということですね、そのままI C Cにいつてしまうということですね。

そうしたらここで町長に伺います。

1,200万円、I C Cにいつているんですが、I C Cはインターネットを町の有線放送の設備を使っているんですね。この放送設備は町がたくさんの費用を出して整備した事業ですが、これは町の公有財産だと思います。それをまるで無償のようにI C Cに貸しているわけですが、これについて貸付手数料とかあってもいいかなと思うんですが、町長はどう考えますか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長 持木一茂君

**町長（持木一茂）**

先ほど課長が答えましたが、歳入のほうの88万4千円というのが回線使用料ということで業者から町のほうへ頂いております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番 石岡安雄君

## 9番(石岡安雄)

使用料と同額が出ていってますね。収支プラスマイナスゼロということになりますよ。公有財産を貸しておいてI C Cから1円も入ってこないのはおかしいと思うんですけれど。いかがですか。

88万4千円、88万5千円まあ収支ちょんちょんですよね。1,200万円が町の施設を利用してI C Cにいております。その見返りというのが能登町に1円も入っていない。施設のただ貸し、そう取ってもいいんじゃないですか。

## 議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長 坂東裕君

## 広報情報推進課長（坂東裕）

まず今の件につきましてですが、当初、3年か4年ほど前かと思うんですが、加入者の負担を少しでも安くするために施設の使用料を減免し、管理委託料は提示しないということでやっていたと思います。その後、監査委員からの指摘がありまして、使用料を徴収することになりましたが、また逆に加入者の管理委託についても払うことになっています。現在の使用料につきましてはご指摘のようにこのままというわけではなく今後、早急に。

柳田地区のインターネットも現在、非常に老朽化してしまっていて、いろんな問題が発生しております。今後は能登地区全体のインターネット整備につきまして早急に対処していきたいと思っておりますのでご理解をお願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

16番 石井良明君

## 16番(石井良明)

議案第39号について大綱的な御見解を賜りたいと思います。

介護事業の世界において、地域密着型サービスが基本的な基準となっておりますが、自立支援施設についてこのへんいかがお考えですか。

## 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長 中口憲治君

## 健康福祉課長（中口憲治）

障害者支援センターのことですが、身体障害者それから知的障害者

の入所施設、それから通所施設につきましては平成23年度末までに新体系のサービスに移行することとなっています。ですので施設入所者支援につきましては原則として障害区分4以上の障害程度の重い方がですね入所することになっていますので、これまで入所していた方が障害程度が軽ければですね、当然施設を退所しなければならないということが昨年決まっております。そうしまして、昨年12月にはですね、国は現在入所している方については希望すれば継続して利用できるように対応するという旨を国が通達したわけですが、当町におきましてもやはり、特に鶉川、瑞穂関係につきましても知的障害者の方が約15名おいでます。身体につきましても118名ほどおいでます。そのためにもですね、今後これから新しい方は入所できないということが考えられますので、できれば場所としては旧瑞穂保育所を利用しましてですね、指定管理の公募をいたしてその方々の方ですね通所する受産施設等のセンターを考えているわけですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

16番 石井良明君

**16番(石井良明)**

課長さん、僕は地域密着型サービスとの関連をお聞きしているんですけど。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

当然、障害者の方々にも、私の考えでは介護保険に似たような地域密着型のサービスになっております。ですから今後私らの町としましても、国、県の指導によってですねサービスを今後とも拡大していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

13番 鍛冶谷眞一君

**13番(鍛冶谷眞一)**

関連なんですけど、今ほどの課長の説明には知的障害者と身体障害者ということですが、障害者自立支援法では精神障害者も区分の中に入るわけなんですけど、これに対しての対応はどんなふうになっているのか。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

失礼しました。3障害ともどもでございますのでご理解願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

13番 鍛冶谷眞一君

**13番(鍛冶谷眞一)**

それではあわせて74ページ、社会福祉費の地域生活支援事業のことについて、おそらくこれが関連しているんじゃないかなというふうにいえるわけなんです。委託料が地域生活支援事業として447万1千円、そして扶助費が1,111万9千円とでているわけなんです。これが今の議案第39号の分と考えてよろしいでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

75ページでございます委託料450万円余りのことですが、これはコミュニケーション支援事業でございます。まさに地域活動の支援という格好になります。これは手話通訳、それから地域活動支援「ピアサポートのと」に委託するものです。それから扶助費に関してはご存知のとおり、各種の地域活動支援のためのいろんなサービスがございます。ヘルパーとかいろんなサービス。そのためのものです。

**議長（新平悠紀夫）**

13番 鍛冶谷眞一君

**13番(鍛冶谷眞一)**

じゃあもう一度39号に戻りまして、考え方としては地域生活支援センターなのか、中央B型の中央継続支援なのかどのような事業をお考えでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

### 健康福祉課長（中口憲治）

町としては大きく支援センターということできておりますが、当然公募によりまして指定管理を行うものでして、私らの感じではB型くらいになるのではという考えを持っております。そのあたりまた公募状況によって変わるかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

### 議長（新平悠紀夫）

13番 鍛冶谷眞一君

### 13番(鍛冶谷眞一)

法改正によっても今居る施設から出て行かなければいけない障害者もいます。それから今現在養護学校等にいて次にいかなければいけないところもいます。今の能登町においては二つ三つの施設があるわけなんですけど、どうかそのきちんとしたサービス管理者とかおいて、障害者の人達がうまく生活できるようなことを本気で考えていかないと、大変なことになろうかと思っておりますので、障害者の総人数というのは、身体、知的、精神を含めますと能登町では膨大な数字になっております。そういう受け皿としてこれからもきちんとした充実した運営をどうかお願い致したいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

他にありませんか。

7番 奥野清君

### 7番（奥野清）

それでは予算書の林業費、ページが110ページ。そういう中で流域育成林事業費ですか、前に説明を受けた時には新しい事業で地元産を75%使用すれば20万円の補助金が当たると聞いていたんですが、もう一度詳細な説明をお願いします。

### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。名前はちょっと勘違いされていると思いますが、この前説明したのは能登地域産材利用促進事業でございます。60万円のがは。こ



これは地元産材の促進を図るために良質な地元産材を75%以上使用した住宅取得者には一戸当たり20万円の補助をするということでございます。地域産材が75%と床面積が80㎡以上でございます。

これはまず石川県で県産材使用住宅取得補助金というのがございます。これと同じ要綱でございますけど、まず県のほうへ申し込まれて県の中で外れたとか落ちた場合は能登町がそれを救うということで一戸当たり20万円ということで県のほうへ応募して頂きたいと思っております。県は今30の枠を持っています。能登町は3の枠を20年度予算に持っています。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。

7番 奥野清君

**7番（奥野清）**

分かったような分からんような理解をしておるんですが、80㎡ということは新築に限るんですか。もし、増築が80㎡以上あれば該当するんですか。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長 川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

新築または新築住宅を購入された方となっています。

**議長（新平悠紀夫）**

7番 奥野清君

**7番（奥野清）**

分かりました。大変いい事業なので町民の方にどう啓蒙していくか。私も今の答弁では分かりにくいんですが、いい事業なんでぜひとも能登町に新しい家を建てるときは地元産を使って住民を増やすようよろしくお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

4番 南正晴君

**4番（南正春）**

予算書の104ページ、105ページについて2点質問いたします。

まず104ページの中山間地域等直接支払事業の7,910万円についてですが、昨年の予算を見ますと8,100万円ついでるのが今年、190万円の減額になっている。これは急傾斜地の面積の金額で計算しますと約11.3ha減額されていますが、これは面積が減ったことによる減額なのか、面積あたりに対しての交付金自体の減額なのか教えて頂きたい。

次に105ページの農地・水・環境保全向上対策事業の交付金なんですが、これは昨年116万2千円の予算が今年158万8千円ですか、これは41万6千円増えています、これは今年どういったことをされるのか内容についてお聞かせ願います。

### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。まず中山間地域直接支払事業でございますけど、これは急傾斜20分の1以上の場合は2万1千円、100分の1以上は8千円でございます。これは単価は変わっておりません。面積が約10丁歩ほど減っているわけでございます。

続きまして農地・水・環境保全向上対策事業でございますけど、この金額の差額といいます、19年度は内浦地区でございますけど、牧畜の契約を結んでいましたけど20年度は2地区増えまして8地区になりました。これは地域一体となった環境保全活動を行う事業でございます、水路の管理、生き物の調査、草刈などを行うもので、これは10aあたり単価4,400円で、畑の場合は2,800円。要するに中山間地域じゃなくて、100分の1以下、傾斜の緩い所を対象にしています。

### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

11番 宮田勝三君

### 11番（宮田勝三）

収入のほうで1点だけお願いします。

財産売払、不動産売払収入でございますが、1,240万円ですか、何件あるのか、その物件はどこにあるのかお伺いさせて頂きたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

監理課長 谷内正廣君

**監理課長（谷内正廣）**

ただ今の質問ですけれども1,240万円につきましては、旧柳田第2保育所、この部分が1,040万円。残りの200万円については予定ということであげてあります。

**議長（新平悠紀夫）**

11番 宮田勝三君

**11番（宮田勝三）**

予定ということは200万円くらいは、どこかで何かが発生したときには売却しようという思いの200万円ですか。まとめてお答え頂ければいいんですが、一昨年、数件の不動産の売払があったときにですね、私聞きましたら公募しなかったというようなお話が退職された課長のほうから答弁頂いたことあるんですが、私はそのときになぜ公募しなかったのかと聞きませんでしたけれども、そういうかたちで売払をしなきゃならないところが出てきた場合に、公募をしなくちゃならないものはしなきゃならないし、しない場合にはなぜしないのかという理由を説明願いたいと思うんですが、今度の200万円はあくまでも予定ということですね。

**議長（新平悠紀夫）**

監理課長 谷内正廣君

**監理課長（谷内正廣）**

土地については一応基本的に公売と。200万円については姫台地とか区画整理した用地がありますので、その収入を見ております。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

暫く休憩いたします。13時に再開したいと思いますのでよろしくお願い致します。

(午前11時56分)

再 開

**議長（新平悠紀夫）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分再開）

**議長（新平悠紀夫）**

質疑ありませんか。

19番 山崎元英君

**19番（山崎元英）**

それでは農林水産業費につきまして質問いたします。質問の順序といたしましては、まず町長のほうから概要的なものを答弁して頂きまして、次に担当課長のほうより細かい事務的なものについて説明を求めていきたいと思っております。

農林水産業費は予算書からいけば99ページから116ページの約17ページにわたって記載してあるわけですが、まず農林水産業費の位置づけについて町長にお尋ねいたします。

まずこの予算の節の意味としまして私なりに考えますのは、まず人間の命の糧である食料の安定供給をする政策の立案と財源を作り出す点。次に業という字が入ってます。これは生業、仕事、それを支援していく課でもあろうかと思っております。もうひとつは例えば水資源であるとか森林であるとか田や畑、あるいは海岸を、海を守って人間に潤いとか癒しの場を提供する。その為の予算の計上、作成であろうかと思っております。そういう点につきまして町長は農林水産業費につきましてどのような認識をされておるか。あるいはまた予算全体における位置づけをどのようにお考えであるかご答弁頂きたいと思えます。

**議長（新平悠紀夫）**

町長 持木一茂君

**町長（持木一茂）**

議員ご質問の農林水産業費に関しましては、やはり能登町にとりましても奥能登にとりましても第1次産業というのは非常に大事なものというふうに認識しております。ですから第1次産業の振興というのを産業についてはまず考えていかなければならないのかなあということで農林水産業費を盛りさせて頂いております。当然、議員ご指摘のように最近是非常に食の安全といいますか、食の問題が大きくクローズアップされております。そういった意味でも食の安全もそうですし、地産地消ということも考えていかなければならないのかなあ

というふうに思っております。

また、第1次産業の高齢化が続いております。そういった意味で担い手不足は否めませんが、若い人達が興味を持てるような産業になってくれればなというふうに思っております。そういう意味では昨年12月に協定を結ばさせて頂きましたが、ある企業が農業参入ということで若い社員が能登町のほうに移り住んでくれております。結婚もなされたということなんで能登町にとっては非常に素晴らしいことじゃないかなと思っておりますし、またその企業に関しましてはまだまだこの規模の拡大も考えていらっしゃるということで、当然そこには雇用の場も生まれてくるのかなというふうに思います。ですから、第1次産業、新しい形での企業参入ということも町としてはどんどん支援もしていかなきゃならないと思っておりますし、後継者不足といわれますんで、後継者の方が安定した収入を得るような施策も何か考えていかなきゃならないと考えております。

そして奥能登にとりまして自然というものは非常に大事だと思います。大地からの恵、あるいは海からの恵ということで自然を大切に保全していくということもひとつの農林水産業費の位置づけかなというふうに考えております。そういった意味でまだまだ不足分はあろうかと思いますが、20年度におきましても農林水産業の振興には十分とはいいいませんが、そういった意味での予算付けをさせて頂いております。

## 議長（新平悠紀夫）

19番 山崎元英君

### 19番（山崎元英）

町長のご答弁にございましたように、農林水産業につきましては第1次産業としての重要な位置づけにあるということ。そしてそれに伴う担い手についてもこれから十分に配慮しなければならないということもお聞きしました。

それで次に課長のほうに質問をむけていきたいと思うんですけども、農林水産業費が今年度の予算計上では9億6,965万2千円、そして一般会計予算の全体に占める構成比が7.6%、そして前年比のマイナス9.6%であるということが報告されました。それで農林水産業費につきましては大きく項目が3つございます。項が3つございます。農業費としまして7億5,404万8千円、全体に占める割合が78%。前年比は6%ほどの減額となっております。次の2項の林業費が1億2,144万3千円、これは全体の農業費に占める割合が12%、前年比で29%の減額となっております。それで3項としまして水産業費があります。水産業費の合計金額が9,653万7千円、農林水産業費に占める割合が1

0%であります。そして前年比率では27%の減額になっております。

先ほど町長は農林水産業は能登町の第1次産業として非常に大事な位置づけにあるということをおっしゃいましたが、予算全体の減額が一般会計で5.8%であると。そこからいきますと全般的に9.6%の減額はちょっと多いような感じもするわけです。

それともう1点はこの3つの項の予算配分、これについて若干あの言わせてもらうならば農業費が78%、林業費が12%、水産業費が10%ということで、若干バランスが欠けているんじゃないかという気がするわけでありまして。

といいましても、農業費を削って一番少ない水産業費のほうへ持ってけというわけではございません。農業費も十分とってほしいと思いますし、また水産業費の10%というのをもう少し引き上げるような施策が必要ではなかったかと思うわけですが、課長どのお考えでしょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

#### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

まず農業費で主な減額となりましたものは、6款1項5目の農地費におきましては3,218万9千円の減額でございますけど、主なものとしたしましては寺田川ダムの完成による町負担分の減額が主なものでございます。林業費の主な減額としまして6款2項2目でございますけど、3,200万円の減額になっております。これもあの柳田の林道整備の往古線が完成したもので3,200万円ほどの減額となっております。それから水産業費の6款3項2目の2,155万3千円ほどの減額でございますけれども主なものとしたしまして、外国人受け入れが40名から30名に少なくなったものと、19年度までありました漁業経営構造改善事業ですけど、これはタンクローリー車を購入した事業でございます。その事業が20年度になくなったものが1番の減額の原因となっております。

#### 19番（山崎元英）

議長、もう1回お願いします。

#### 議長（新平悠紀夫）

19番 山崎元英君

#### 19番（山崎元英）

農林水産業費というのは国の、県の政策によってかなり影響を受ける科目であろうかと思っておりますけど、今の説明、減額の理由はそういうところにあるということでございました。

そこで先ほどの町長のご答弁の中で第1次産業の振興ということと、それからもうひとつは高齢化に伴う担い手が不足しているんだということを言われました。それで担い手に対するどういう政策が行われているかということが非常に関心も高いんですけれども、これを例えば1つの例で予算のうえにあらわれてみますと、農業費のところでは振興費の中でたくましい担い手経営育成事業ということで268万3千円が計上されております。

またそれに対しまして担い手という名前が付いたのが、水産業費の中でございます。それも同じく振興費、水産振興費の中で、担い手対策事業として12万8千円が計上されております。この差が非常に歴然としているということで、私ちょっと不満に思っております。といいますのは例えば今、漁業に従事している方々で大きな、あるいは中型の船で木工型でも結構ですけれども、小さな船舶でも結構です。船を航行するためにはいろんな資格を必要としております。航海士の資格、あるいは機関士の資格、無線士の資格というものが必要でございますけれども、専門的な知識を有する資格を持っている人達が高齢化に伴ってだんだん少なくなってきたのが現状であります。以前は例えば小木漁協でしたら沢山の希望者がありましたので、漁業組合が主催して講師を呼んで、沢山のの人に講習を受けさせ資格を取るようなそういう講習会が設けられましたけれども、だんだん対象者も少なくなりまして、現在では小木から離れて、地元から離れて例えば東京のほうへ行っていて、何日間かかけて講習を受けて資格を取るというようなことで大変経費もかかりますし日数もかかっております。そういうものを出来るだけ町が支援しながら後継者担い手を作り上げていくということも今後必要になってくるのではないかと思いますけれども、課長、どのようにお考えでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

まず、農業振興費のほうのたくましい担い手育成事業でございますけど、先ほど町長も申しましたとおり企業が農業参入をするということでこれは県がこういう事業をもっていて県が3分の1を機械導入に補助するというものでございます。それに町が5%を上乗せしなければ県も3分の1の補助が出せま

せんということで町の上乗せをしております。

それから水産業の担い手対策事業でございますけれども、これは町単独事業でございます。姫地区におきまして間伐材の漁礁を3基入れる単独事業でございます。先ほど言われましたけれども確かに免許とかそういう取得に対しては出来るだけこれからそういう補助を考えていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。ほかに質疑ないですか。

2番 椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

3点ばかり質問させていただきます。

19年度補正予算についてお聞きしたいと思います。

9ページでございますけれども、第2表、繰越明許費についてお聞きしたいと思います。繰越明許費につきましては農林水産業費、土木費、災害復旧費と総額で4億1,831万4千円の繰越となっております。その中で災害復旧費につきましては2月の後半まで入札が行われておりましたので、大体理由は分かるんですけれども、この林道整備事業の2,130万円、道路橋梁新設改良費の1,932万円、地方道路交付金事業の4,540万7千円、道整備交付金事業の1億2,962万6千円となっておりますけれども、この繰越に至った理由と申しますか、大まかに簡単に説明をして頂きたいと思っています。

### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

林道整備事業につきましては、2件、赤畑線と上河内線2件でございますけど、これも実際入札が遅れたわけでございます。なぜかという理屈になりますけど8月の豪雨災害で災害に手を取られまして入札が大変遅れ10月下旬以降になりましたので、おまけに林道でございますので、すぐに12月で雪が降りましたので仕事になりませんので繰越をかけたのでよろしくお願ひします。

### 議長（新平悠紀夫）



建設課長 寺下一博君

### 建設課長（寺下一博）

土木費の繰越関係でございますけれども、先ほど椿原議員のほうから指摘ございましたように、相当繰越をしております。その理由でございますけれども、昨年3月25日に生じた能登半島地震並びに夏場に生じた大洪水ということで事務量の増加に伴い、こちらのほうにどうしても手が回らなかったということで今回繰越手続きをとらせて頂きましたので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

2番 椿原安弘君

### 2番（椿原安弘）

それではですね、20年度の予算関係につきましてお聞きいたします。

この間の予算内示会に配布されました予算説明資料によりますとですね、私、聞きたいことは町債の関係でお聞きしたいと思えます。

地方債の現在高調書によりますとですね、一般会計並びに特別会計それから企業会計全部合わせて20年度中の起債見込額が20億3,400万円となっています。そして償還額は42億5,920万1千円と。この中には繰上償還分が3億円余り、近くですか、含まれておるということで、最終的に20年度末の現在高見込額は41億7,541万7千円と。この年度中には22億2,520万1千円とこれだけの借金が減るといようなことに計画をされております。こういうことは財政再建ということで大変重要なことであると思っております。そこでですね、予算書の176ページ、地方債の現在高見込に関する調書でございますけれども、この中の普通債のところでは括弧の10番、辺地対策事業費ですか、当該年度中の起債見込額が1億80万円、それから過疎対策事業で3億150万円、合併特例事業で2億9,320万円、合わせて約7億近くになると思うんですけども、これは後から元利償還、返すときに70%から80%の交付税算入ということで大変有利な起債でございます。これは全体の約60%になると思えますけれども、こういうふうにして安い、まあ有利な起債を借りるといことは大変結構なことだと思います。

そこでですね、この合併特例事業の2億9,320万円のもので、事業はどれなのかということですね、予算書の12ページから13ページ第3表の地方債、ここに起債の目的書いてありますけれども、どの部分が合併特例事業なのかお示しを頂きたいと思えます。

**議長（新平悠紀夫）**

企画財政課長 高雅彦君

**企画財政課長（高雅彦）**

お答えいたします。

合併特例債を充てている事業はどれなのかということなのですが、ちょっとあの手持ちに詳しいものがございませんのでひとつ例示を申し上げますと、例えば35ページにあります白丸公民館建設事業債については合併特例債を充ててございます。あと詳しいものについては後ほど資料で提示したいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

2番 椿原安弘君

**2番（椿原安弘）**

後から資料ということでございますのであれですけれども、それではですね予算書の52ページでございしますが、交通対策の関係で13節委託料で町営バス運行業務が651万円となっております。これはですね、19年度は210万円になっと思ったと思うんですけども、これはどういうことなのか。

それから地域交通システム105万円、基本計画作成業務105万円、これについて具体的にどういうことをやるのか教えて頂きたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

企画財政課長 高雅彦君

**企画財政課長（高雅彦）**

お答えいたします。

まず、町営バスの運行経費、運行業務について651万円計上してございますが、ひとつは駒渡線、町営コミュニティバス運行しておりますが、これに対するものが210万円、ご指摘あった昨年あった210万円、それにプラス今年度からはですね、従来、柳田地区でスクールバスでコミュニティバスを運行しておったんですが、一般住民の利用にも供しているということで、経費のうち2ヶ月分をコミュニティバス相当としてここへ計上させて頂きました。従いまして教育委員会のスクールバス2ヶ月分は削っております。

それと地域交通システムの委託料105万円でございますが、これにつきましては県からこれは100%補助を頂きまして、全体のコミュニティバス運行

に係る。県のこれを出した根拠といたしますのは、J R 転換バス路線について去年当初で説明したと思いますが、2分の1から3分の1に減らしておりますので、その見返りとして根本的にJ R 転換バスを含めて地域公共交通システムを見直してほしい。それに対する補助でございますので、そういった路線を含めて新たな公共交通システムの見直しをしたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

2番 椿原安弘君

**2番（椿原安弘）**

この交通システムに関しましてですね、昨年、18年度決算特別委員会のところで、能登町の町営バス、スクールバスを含めてですね、1回見直しをすればどうかということで委員長から報告があったと思えますけれども、全面的にですね、こういうことを利用して見直しをして頂きたいと要望して私の質問を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかに質疑はありませんか。

3番 河田信彰君

**3番（河田信彰）**

議案第35号につきまして担当課長にお尋ねします。

現行では60歳から69歳が200円、70歳以上100円、身体障害者1級から3級が100円、身体障害者4級から6級が200円、生活保護は無料、幼児も無料となっておりますが、改正案では60歳以上300円となっておりますが、この方々はどうなるのでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

町長の説明にもありましたが、利用料金を頂いて安定した管理運営が出来るようにしたいということで今回の改正はですね、大人400円、子供200円、60歳以上の方300円ということで先に定めてある現行の分は障害者無料とありますが、全ての方にお金を頂くという形を考えております。

また400円に関しましては笹ゆり荘にすれば、柳田温泉の国民宿舎ですか、

同額と思っておりますのでそのあたりをご理解願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

3番 河田信彰君

**3番（河田信彰）**

それについて町内会や老人会、または障害者団体等に周知はなされているのか。またなされているのであれば、そちらのほうからの要望とかはなかったのでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

今、初めてですね、議会の方々に提示したわけですので、周知的にはこれからでございます。議会の皆様のご承認を頂いて今後皆さんにこういう形をお願いしたいということで、まず地区の老人会の皆さん方にはですね、ぜひご理解を願いたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

ほかにございませんか。

14番 鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

何点かあるんですけども、まず32ページですね、職員駐車場使用料ですね。それから40ページ、特別職の退職金に関する点。次に140ページの教育委員会の退職金の問題。この退職金問題についてですね、これは町長、副町長、教育長の退職金は含まれているのかどうか。含まれているとすれば年間いくらかの支払いになるのか。そういう点を聞かせて頂きたい。

それから331ページ、観光施設特別会計、歳入の部で100万円、観光指定管理料、これはどういうことなのか。それと333ページ、ここにも100万円の修繕費があげられておりますが、この意味はどういうことなのか。

以上、担当課長よりご説明をお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長 下野信行君

**総務課長（下野信行）**

ただ今のご質問でございますが、職員の駐車場につきましては4月1日より通勤手当を支給している職員、基本的に自家用車の通勤者が対象になるかと思えます。月額500円を協力金として町のほうに納めてもらおうという考え方で、歳入のほうで対象者200人分を見込んでおります。

その次に退職手当組合負担金2億1,799万7千円、失礼しました。特別職の分でございますね。それにつきましては39ページの共済費268万6千円、今回の計上につきましては町長、副町長の2人分でございます。これは年間総額分ということで共済組合のほうに納める負担金でございます。1年で辞めた場合の退職金額につきましては今、資料を手元においてませんのでよろしくお願ひします。

それと139ページの教育長の特別職の共済負担金につきましても年間にかかる教育長1人分の共済組合の負担金でございます。同じく1年で退職した場合の額については資料を持ち合わせていませんので後ほど調べさせていただきます。報告させていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

14番 鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

退職制度があるということですか。

**議長（新平悠紀夫）**

総務課長 下野信行君

**総務課長（下野信行）**

はい。退職をされた時点で退職金の支払いは共済組合のほうから経由してあります。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長 宮下並樹君

**商工観光課長（宮下並樹）**

ご説明いたします。

観光特別会計の中の財産収入貸付金の中で土地建物貸付収入ということで、

100万円計上してございます。その内容につきましては、ふれあいの里施設、柳田植物公園の指定管理者からの納付金でございます。

それからもう1点、修繕でございますが歳出のほうで各施設ごとにそれぞれやなぎだ荘であるならば100万円、ラブロ恋路であるならば50万円等々計上してあるわけでございますが、これにつきましては概算でございます。

## 議長（新平悠紀夫）

14番 鶴野幸一郎君

### 14番（鶴野幸一郎）

最初の職員駐車場の問題でございますけど、これはまさに町民の税金でもって職員のための駐車場を借り上げるということではまずいと。それに対して応分の駐車場に止める職員もしくは全職員で応分の負担をすべきではなかろうかということで私も監査のときに要望したことでございます。それを取り上げて頂いて非常に良いんですが、私の思いとしてはまだこの倍くらいは必要ではないかなと思っているわけですが、ともあれ1歩でも進んだということで良かったなと思います。問題は職員にばかりこの負担を押し付けるのもいかなかなと私は思うんですけども、特に昨年ですね、財政難ということを利用して55歳以上の職員に対して1年経つごとに数%ずつ減額していくと、給料が下がっていくというシステムを採用したわけですね。だから56歳になればまた減ったなあと57歳になればまた減ったなあと、もう辞めようかなどうしようかなというような感じで年配の管理職も含めてですね、ある意味じゃ真綿で首を絞められるようなそういう責め苦にあっているということに同情しているわけでございますけれども、それはそれでそういうシステムを採用したわけで、しょうがないとしてですね、私は問題は特別職の3人の皆さんが同じ土俵に上がってないのではないかなあと。みんな一緒に同苦、同じ苦しみをしながら何とか再建に取り組んでいきましようやと、頑張ってくれ、俺も苦しいということであれば皆さんも納得するわけですが、肝心の減額が3人の特別職の方々にはまだおこなっておられないということは非常に私はいかがかなとこう思うんです。ちょうど崖っぷちに高齢の職員を立たせてはやく落ちろ、はやく落ちろと言って責め立てているようなそんなイメージに見られてもしょうがないんですね。同じ所に立たなきやいけない。そうしないとどっかの相撲部屋みたいなもので、ある側面から見るとイジメに見られてもしょうがないということがあるんですね。私よく分かりませんよ。例えば副町長、あるいは教育長、職員から昇格されたわけですが、天下りか天上来りか知りませんが職員を退職した時点で退職金を頂いている。それから天下り先でまた退職金をもらおうと、こ

ういう仕組みになっているんですか。その点どうですか。そして私が指摘した自分たちも身を削って、みんなと同じ土俵に立ってやらなきゃいけないと、それが率先垂範ということでそれがこの町に今欠けていることがそれではないかなと。何かおかしい。こういうふう思うんです。この前、七尾市も市長はじめ特別職、退職金等、給料等、ボーナスもカットしたうえでまたそれもカットしてあると新聞に出ておりましたが、そういう姿勢に欠けるんじゃないかなあと。私はそれがいかがかかなあと思っているんですがひとつ町長、それから御3人どういった意見かお聞かせを頂きたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、特別職と職員は同じ土俵ではないと私は思っております。といいますのもやはり公務員といいますか試験を受けて役場に入ったわけでもありませんので、そういった意味では特別職と一般の職員とは違うと思えます。

また、特別職に関して賞与は50%カットしております。これは職員よりも倍以上の額にパーセンテージになっております。そういう意味では財政再建に少しでも役立っているのかなというふうに思っております。

またあの副町長、教育長が職員時代の退職金、あるいは副町長、教育長になられてからの退職金をもらうかと、当然、もらうと思えますし、それだけの人材・人物であるからこそ私も登用したと思っております。決して天下りとかそういうものではございませんので、そういうふうにご理解願いたいと思えます。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。

14番 鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

副町長と教育長のご意見も聞かせてもらいたい。町長の言うとおりのものはだめですよ。

#### 議長（新平悠紀夫）

副町長 山元淳二君

#### 副町長（山元淳二）

ただ今のご質問でございますが、町長の仰るとおりでございます。それで駄目だと言われても考え方は町長の考え方に歩調を合わせながら誠心誠意、私も就任以来いろんな業務でやっております。その中のひとつの退職金とか給料というのはそういうものについてのものであって、皆さん方に認めて頂いたものを支給されているというふうなことでございますので、全く先ほど町長の言われた私にとっては有難いことを仰って頂いたというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長 田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

高額な報酬に負けないような働きをいたしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

よろしいですか。

14番 鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

それでは観光施設会計の100万円の納付でございますが、先ほど課長から説明ありましたが、これはいわゆる植物公園の例の指定管理の問題なんです、4千万円を3千900万円に100万円値引きしたと、こういう臨時議会でのご説明だったわけで、まあ値引きなら有難いことだと、少しは頑張ったかいもあったかなあと、こういうふうに仕方なく満足しておったわけなんです、ところがここに100万円計上したという話になると、あれ、171万9千円できなかったかなあと。当初、審議会において決定した納付額ですね。町にくれるというお金。171万9千円だった。これが100万円にこっちがおまけをしている。70万円おまけしている。こうなるとどうなってるんだこれは。天秤にかけて、おまけしてもらったと思ったらそうじゃなかったなあと話になってきますが、これは臨時議会でこういう説明を私は聞いておりませんが、あったんですかこれ。こっちで値引きしてもらってこっちがおまけすることになったんだからいいじゃないかというそんな説明なかったと思うんです。

どうなんですか、課長。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長 宮下並樹君



## 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

昨年10月から私の担当する課の施設におきまして指定管理者の公募を実施してまいりました。そういう中で審査会が開かれ、指定管理者としての候補者が確定して12月議会に提案すべく、1度議員の皆様方にご説明させて頂いたところがございます。そういう中で1月に入って指定管理者候補者から辞退届が提出されて、1度白紙に戻ったと、そういう認識をしております。

そういう中で新たに町と指定管理者の方々との協議がなされたという認識でございます。

そういう中で先ほどより鶴野議員ご指摘の柳田植物公園、ふれあいの里施設の管理部門につきましては当初、公募の際は4千万円であったものが3,900万円に。同じくふれあいの里営業部門につきましては公募の際は2,120万円のものが2千万円になったと。新たに協議した結果でございます。

そういう中で納付金につきましても、先ほどの鶴野議員のご発言の中で198万3千円、これは公募の際は、ふれあいの里管理部門で26万4千円、営業部門で171万9千円、合計198万3千円の納付額が当初は提示されておりました。それが先ほどの指定管理料等の協議の中で納付額についても一括して100万円となったものであるという認識をしております。

その説明がなされたかというご指摘に関しては2月臨時議会におきまして執行部のほうからそれぞれの部署の課長が説明された中で説明されていたかなあという認識でございましたけれども、まあ説明がなかったということになれば、ここでお詫びを申し上げたいということでございます。

## 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。もう1問だけです。3問いってますんでね。

14番 鶴野幸一郎君

### 14番（鶴野幸一郎）

要するに100万円値引きをしたと、おまけをしたということだけ強調してですね、そのかわり、こっちでもらって、こっちで返すやり方をしたんですね。返すほうは言わない。もらうほうだけ皆さんもらいましたよと、こんなペテンのようなやり方ですねこれはね。そして議会を冒涇したんじゃないですか、これは。議会さえ、その場さえうまくぐれば、後は適当にやるわと。こんなふうに思われても仕方ないでしょう。みんなこれを見るまでそう思っていたんですよ。こんないいかげんなやり方はねどうということですか。ペテンでしょう。

最後のこの交渉、一体誰があたったんですか。町から持ちかけたんですか、

それとも向こうからこういうふうにしようやと言ったんですか。まあ議会さえ誤魔化せば何とかなるだろうという。そういうふうに見えますよ。

こっちから出してこっちからもらう。それが2年、3年になってきますと、私、悪い頭で計算してみたら当初の審議会において決定した額よりも余計に出さなきゃならない仕組みになってますよ、これ。本当に一体誰が交渉したんですか。向こうからなんですか、それともこっちから持ちかけたんですか。問題ですよこれ。言ってください。誰が言ったんですか。

### 議長（新平悠紀夫）

質問している最中ですから座らないと答えでないですよ。問いかけひとつだけで捉えてはスムーズに進めないじゃないですか。

町長 持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず納付額が下がったということなんです、以前の白紙に戻った状態での納付額と新たな納付額が下がったと仰るわけなんです、最初の予定では5年間の指定管理ということでした。植物公園という管理型の公園でもありますんで、そこへ投資した分、あるいはレストラン花菖蒲の部分での5年間の事業計画によっては、やはり170万円くらい、190万円くらいの納付が出来たんだというふうに理解しております。それが3年間といいますと、やはり初期の投資額というのは違ってくると思いますし、当然5年間での儲けと3年間の儲けというのは若干下がってくるのかなあと。そのために納付額が下がったんだと私は理解しております。

それともう1点、納付額の話をしたのかというご質問でしたが臨時議会の折にもその話をしようと思いました。結局、指定管理料は例えば6千万円ですよ。その内、納付額が190万円ありますよ。そして自主事業が500万円ありますよ。それを引くとこれくらいになりますよというお話をさせて頂いたかかったんですが、途中で多田議員のご質問だったと思いますが、納付額は関係ないと。議案には指定管理料しかのってないんだというお話がありました。ですから、こちらとしては説明したつもりでいるのが現状ですので理解して頂きたいと思います。

### 17番（多田喜一郎）

議長。

休 憩

**議長（新平悠紀夫）**

暫く休憩いたします。

（午後1時54分）

## 再 開

**議長（新平悠紀夫）**

12番 山本一朗君

（午後2時35分）

**12番（山本一朗）**

健康福祉課の中口課長に一点だけお願いします。

巷に後期高齢者の保険の問題でいろいろ様々各界階層の方からご質問が、答えが出てくるんですが、週刊誌見ても新聞みても書き方がタイトルだけが怖いこと書いてあるんです。これは課長もよくご存知だと思うんですが、後期高齢者といえは75歳以上の方、そういう方が健康保険証がこんど別になるという話ですよ。その時ですね、ほとんど年金をもらっている方が多いので年金から天引きされるんだとその保険料が、それはそれで了解するのです。それじゃ過去に年金等を掛けなくて年金をもらっていない後期高齢者の方もたくさんいますよ。そういう方は誰が徴収に来るのか、まずその一点を教えて欲しいのと、当町において後期高齢者の保険料、それが一月大体いくらなのか、またその保険を払って病院行くときにその後期高齢者の保険証を持っていった場合は何割負担なのか。巷のテレビ等のマスコミでは、貧乏な年寄りはおもう病院へも行かないと、ただ黙って死を待つのみだということまで言われておりますが、本当にそうなのかひとつ教えて下さい。

本当にそうだったらうちのばあちゃんもそういうふうになってしまいますので。

**議長（新平悠紀夫）**

健康福祉課長 中口憲治君

**健康福祉課長（中口憲治）**

お答えします。今回新しく後期高齢者医療制度ということになる訳ですが、基本的には今ございます老人医療費と病院行っても変わらない状態だと考えて頂ければ間違いのないと思います。

それで年金のもらってない人はどうなるのかということですが、その方々には普通徴収ということで今回条例にも出してありますが、普通徴収とい

う形で集めさせて頂くことになると思います。それからいくら払うんだという形なんです、これは県の平均でいきますと7千円余りということになっております。それは同じく所得割それから均等割等で一人ひとり違いますので、県の平均では連合でいうのは7,047円という格好にしております。

それから老人医療と後期高齢が一番何が違うんだといいますと、現在いま扶養になっている方は保険料を納めておいでません。ところが75歳以上の方すべてに保険料がかかる制度となりました。というのも段階的にですが今年の10月の半年間はないんですが、半年後には段階的にそういう形で保険料を頂くということになりますので、ご理解願います。

### 議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

### 12番（山本一朗）

それでは、石川県平均では7千円となりますとねえ、12ヶ月で9万4千円ぐらい本当に所得の低かったお年寄りが9万4千円平均負担すると、そうせざるを得ないのが国民健康保険の壊れた姿なのかなあと思うんですが、これあの病院行っても3割負担なんですか、2割負担なんですかその辺ひとつと。

もうひとつは高い医療費を受けますよね、高額医療というのそれも適用になるのか、その保険証で75歳以上の方が後期高齢者保険で大きな病気になって大手術をして、80万90万の手術料と保険料がかかったと、それに対して後期高齢者の方は高額医療の返済の制度を受けられるのか、その辺二点だけお答え願いたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長 中口憲治君

### 健康福祉課長（中口憲治）

先ほど申し上げましたとおり病院行かれて高額医療とか何割負担とかいうのは、所得によっても違う場合がございます。現役並みだとやっぱり2割3割という格好になりますが、実際は今通っておいでる負担と基本的に変わらないという考えで持っていただければ良いと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

## 12番（山本一朗）

はい、最後。中口課長これ何も変わらんとするげってら、何でこんな厄介なことせにやならんのか。要するに国が貧しくなったから、扶養家族になっている75歳以上からも取ってしまえと、その為には後期高齢者制度という格好いい文章を並べてそういう制度を作ったということで理解してもいいですね。

それと本来4月1日から実行されるべきのがなぜ半年遅れるのか、それは政府の国民に対するゴマすりなのか、多分そうだと思うんですがその辺中口課長何か福田首相に聞いていますか。

## 議長（新平悠紀夫）

健康福祉課長 中口憲治君

## 健康福祉課長（中口憲治）

私も正直に言いますと後期高齢者医療制度を見てみますと、町負担が多少なりと増える可能性がございます。町とすればあまり嬉しい制度ではないのかなあという考えを個人的には持っています。

それから何で半年延びるのかということなんですが、これは国の決めたことでございますので、私の意見ではそういうことは出す必要はないと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑はありませんか。

17番 多田喜一郎君

## 17番（多田喜一郎）

予算書の94ページから95ページでございます。この塵芥収集事業の委託料の細部にわたった説明をお願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

環境対策課長 竹下正雄君

## 環境対策課長（竹下正雄）

ご説明いたしますが、細部にわたったとはどこまでが細部で、どう説明すればいいが。

## 17番（多田喜一郎）

あのですね。例えばどういう業者にどれだけ金が入っているのか。そしてそ

の業者に対しては委託料はどうか、ということをもまず聞かして頂ければいいんです。

## 休 憩

議長（新平悠紀夫）

暫く休憩いたします。

（午後2時47分）

## 再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時57分再開）

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

それではですね、94ページから95ページにかけてですね、委託料のこの金額でございます。これについてですね、ひとつよろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長 竹下正雄君

環境対策課長（竹下正雄）

ご説明申し上げます。能登町管内におきましては4業者で収集業務を委託してございます。つきましては、旧能都町地区ではA社で20年度予算におきましては4,317万6千円。続きまして柳田地区は2社おいでます。B社としまして1,619万1千円。同じくC社505万円です。内浦地区におきましてはD社で5,119万8千円の委託料を予定いたしております。

議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今の受けました金額でゴミの収集量も分かると思いますね。ゴミの収集量はその金額で割ったら、例えば今言われた旧能都町、それから旧内浦町、柳田と

というような表現だったんですが、1トン当たりいくらぐらいになるのか。ひとつ答えて頂ければ幸いです。

**議長（新平悠紀夫）**

環境対策課長 竹下正雄君

**環境対策課長（竹下正雄）**

誠に申し訳ございませんが資料を今持ってきてございません。申し訳ございませんが後日改めて説明させていただきます。

**議長（新平悠紀夫）**

17番 多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

持って来ていないということなのですが、じゃ私の方から逆に提示させていただきます。旧能都町の1トン当たりの単価がですね、12,884円ぐらいに出ているんですよ。柳田がですよ2つの業者を併せてやりますとトン当たり18,470円。それから内浦がトン当たり22,289円という数字でございます。このバラツキが非常にあるんですね。だから私は行政改革を唱えるならば、もう合併してからだいぶ時期も経っておりますので、このゴミの統一単価を出すべきだと思うんですが、これはどう答えて頂きますかねえ。町長ひとつお願いいたします。ゴミについての統一単価。

**議長（新平悠紀夫）**

町長 持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今の多田議員のおっしゃるとおり、能登町としての統一単価というのは当然考えて行かなきゃならないと思います。ただ今課長が答えました4業者に関しましてはそれぞれの町村を担当していた業者ということもありますし、その会社あるいは事業所の成り立ちと言いますか、これまでの委託のいきさつとか色々ありますのでなかなか急には無理だと思いますが、将来的には能登町としてのひとつの統一単価を決めなければならないと考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

17番 多田喜一郎君

### 17番（多田喜一郎）

付け加えてですねえまた申しますとですねえ、一番奥能登で安いのは輪島でトン当たり 9,387 円という数字が出ています。なかなか直ぐには町長は無理だと言うんですが、能登町の住民のささやかなる活性化のイベントはバッサリ切る、福祉関係もこれまたバッサリ切る。これだけの町長の決断があればゴミの問題にしたって何ら不思議でない。やはり旧3町村を見るとですねえ、能登町の業者の単価は少なくとも合わせるべきなのかなあ。ここがやっておいて他のところがやれないということは、私はまずないと思います。

そこは業者の内部改革をして頂きました。能登町の業者がやっておる、委託されるであろうこの 12,884 円という数字はやはり今後の能登町の改革の姿勢の中で、町長は早く決断するべきでないかなあと思うんですが。町長その辺もう一遍、今言ったことは分かるんですが厳しい決断を業者にもして頂かなきゃいけないということを町長はつきり言って欲しいですね。

### 議長（新平悠紀夫）

町長 持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今の多田議員のご質問ですが、確かに旧内浦地区の担当の業者には毎年いろんな切り詰めをやって頂いております。そういった意味では委託料も下がって来てるのかなと思います。ただし、会社、業者にも社員なり家族なりがいます。そういった社員、家族の生活というのがかかっております。イベントが無くなったからといって生活ができない訳ではないです。ですから急な単価の引き下げというのは無理だと私は思いますし、会社の努力によって将来的には能登町の統一単価を決めていかなければならないというふうに思っています。

### 議長（新平悠紀夫）

17番 多田喜一郎君

### 17番（多田喜一郎）

家族があつて生活がある。それ分かりますよ。でも去年は公社で町長、1億円ほどの金で大決断をされたじゃないですか。やっぱり私はあの町長の姿勢は最後まで貫いて頂きたい。その当時当時、答弁が変わるようでは困ると思います。是非ですねえ、これはやはり改革の一巡じゃないかと思いますのでひとつよろしく願いいたします。



それともうひとつはですね、観光特別会計の方ですかねえ 333 ページの修繕料 100 万というものの説明を願いたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長 宮下並樹君

**商工観光課長（宮下並樹）**

ご説明をいたします。観光特別会計の中の営業部門がここに計上されている訳でございます。修繕料といたしまして、やなぎだ荘で 100 万、ラブロで 50 万、真脇ポーレポーレ縄文温泉施設で 500 万、やまびこで 50 万それから植物公園で 100 万ということが計上されている訳でございます。これにつきましては、4 月からの指定管理者、若干従来と修繕にかかる協定の内容がかかります。と言いますのは、修繕につきましては 20 年 4 月から一件当たり 50 万までは指定管理者の方で負担をする取り決めになります。

一件当たり 50 万を超える分については町が負担すると、それもただ単に負担するのではなくて甲乙協議をしてと、指定管理者側と協議してどのような修繕をしていくかということになるかと思います。これは、そのための概算費用でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

17 番 多田喜一郎君

**17 番（多田喜一郎）**

私は、ふれあいの里施設の 100 万円の金額ではございますが、先ほどからの議論の中に 100 万、100 万とよく似た数字が出てくるなあということと、またこれポーレポーレでもみんな一緒なんですね、また出てくるんですが 4 月から公の管理の指定になってくれば、今これ付けなくても本当にいるときになってから予算要求したらだめなんですかねえ。指定管理、4 月から移るならばその必要性が生じてから予算措置をすべきじゃないかなあと思うんですがどうなんでしょうか。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長 宮下並樹君

**商工観光課長（宮下並樹）**

ご説明いたします。この観光特別会計につきましては全ての施設が事業部門

といたしますか、これ営業部門でございます。この営業部門につきましては店開きをしている状態の中で緊急に対応したいということで概算の費用を計上しております。

#### 議長（新平悠紀夫）

いいですか。それでは先ほど2番椿原安弘議員からのご質問の点につきまして、企画財政課の高課長から再度説明を求めます。

#### 企画財政課長（高雅彦）

先ほど椿原議員の合併特例債に充てている事業について、先ほど私ちょっと手持ちに資料がございませんでしたので、今資料が来ましたのでご説明いたします。

先ほど申し上げました白丸公民館建設事業で8,190万円、道路橋梁整備事業で4,300万円、県道負担金事業で5,820万円、県営急傾斜地崩壊対策事業で690万円、まちづくり交付金事業で6,220万円、主なものは以上でございますが、その他全部で24事業に合併特例債を充てております。その他のものについては100万円前後の微々たる少額でございますので説明を省略させていただきます。

#### 議長（新平悠紀夫）

以上でよろしいでしょうか。  
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

休 憩

#### 議長（新平悠紀夫）

ここで、暫く休憩いたします。 （午後3時13分）  
この間に付託表を配布いたしますのでよろしく申し上げます。

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3 時 14 分再開）

## 委員会付託

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第 8 号から議案第 51 号までの 44 件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 8 号から議案第 51 号までの 44 件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

## 休会決議について

議長（新平悠紀夫）

日程第 51 「休会決議」についてを議題といたします。お諮りいたします。委員会審査等のため、3 月 8 日から 3 月 11 日まで、及び 3 月 14 日から 3 月 20 日までの併せて 11 日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、3 月 8 日から 3 月 11 日まで、及び 3 月 14 日から 3 月 20 日までの併せて 11 日間を休会とすることに決定しました。次回は、3 月 12 日午前 10 時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 3 時 15 分

## 開 議（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

### 一般質問

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認めておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

おはようございます。

通告どおりと許しを得ましたので、今回は2点について町長に対し質問したいなと思っております。よろしく願いいたします。

質問に入る前に、去る2月24日に発生した高波により被害に遭われました町民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。後ほどこの問題についても質問したいと思います。またよろしく町長のほう答弁をお願いしたいと思います。

それでは一般質問の初めに、当初予算についてでございます。

本年度予算の趣旨についてお尋ねしたいと思います。

本年度の予算は、町長の施政方針にもあったとおり基金からの繰入金で1,800万円ほどにおさまり、財政状況が安定化してきていることは私も認めなければならないものと考えております。17年度は19億、18年度は5億、19年度は昨年は7億というような基金繰り入れにおいて、本年度は1,800万円ほどにおさまっております。これについて。

そこで、本年度の予算の趣旨と申しますか、一言でいうと本年度の予算はこ

んな予算だという町長の趣旨を私は具体的な問題として聞きたいと思います。

これは一問一答で、座って町長の答えをあれするがけ。どうしますか。全部、質問の趣旨を———そうですか。

それから、この問題について3点ありますものですから、3点とも趣旨を言って町長の答えをもらいたいなと思っています。

2つ目については、改革予算の町民に対する町長のこれという予算を示せということでございますが、また新しい財政需要の中で緊縮財政ということで唱えられております。その緊縮財政というのは私としても当然だと私は思うものであります。私が再三申し述べてきましたイベント関係経費初め経常経費の削減を行っているところは大いに評価するものと思われま。本年度の予算においても町長である私は持木カラーが見えてない。ただイベントはすればいいという問題じゃないと思います。町民に対する事業等について重点的に配慮したものを私は示していただきたいなと思っています。

予算について、もう1点、最後に最後に、毎年言うこととでございますけれども、持木カラーの問題でございます。先ほどの12月議会よりの指定管理者の問題について、公募を行い、議案提出寸前まで持木体制で執行部は行ったこととでございます。この問題について、いろいろ臨時議会まで開くようなはめになりました。臨時議会に決定された内容等、議案が提出されましたが、議会とのバランスが合わなく、最終的には持木カラーが出せなかったということに私は理解しております。私に言わせれば、持木カラーも民間活力の導入のチャンスを逃したということとでございます。そういう問題はもう少しやはり事前に、持木町長はいろいろと自分の思いを私たちに告げれば、今現在その問題を私はここで質問しなくて済んだかもわかりません。これからやはりこれだけ財政の問題で皆さん町民並びに執行部が力を入れておられるわけとでございますので、こういう問題もやっぱり貫く必要性があると思います。

このようなことで、その3点について答弁を求めたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

それでは、ただいまの志幸議員の質問に対して答弁させていただきたいと思いますが、まず、今年度の予算編成に当たりましては、職員には予算編成方針の説明を行い、あらゆる経費の削減を命じ、そして予算要求の聞き取り時点においても、また査定時点におきましても職員にも、そして私自身にも大変痛みの伴う作業であったことをまずもって申し上げたいと思っております。

しかしながら、痛みを伴うものであったとしても今、事務事業の見直しや諸経費の削減を行わなければ、結局のところは長期にわたって町民の負担がふえるだけのことであるということは、夕張市の報道等を十分ご理解いただけるものというふうに思っております。

平成13年度以降、地方交付税の削減や、あるいは三位一体の改革によります歳入不足を補うため、毎年10億円を超える基金の取り崩しを行って予算を編成してきたというのが合併前の実態でありました。このような異常な状態を長く続けられるわけがありませんし、そこで平成18年度から3年間というものを改革期間というふうに位置づけまして、集中的に財政改革を行ってまいりました。平成20年度が、私が町民にお約束した改革期間の最終年度であります。おかげをもちまして18年度決算では経常収支比率が100%を上回るという事態を脱しまして、本年度は議員がおっしゃるようにほとんど基金からの繰り入れを行わないで予算の編成を行うことができました。今後の財政安定化に向けて、いわゆるプライマリーバランスがとれた予算というのが平成20年度の予算の特徴であらうかというふうに思っております。

また私は、合併後の能登町のかじ取り役を仰せつかりまして、町民が安心して過ごせるまち、継続可能なまちづくりを第一に念頭に置かざるを得ませんでした。似通った地域の町村が合併したとはいえ、それぞれの行政サービスの違いが存在することも事実であります。まずは財政の危機的状況を脱すること、そして行政サービスの均一化に努めることが合併後の私の第一の仕事ではなかったかというふうに考えております。それがために町民の皆様には私のカラーが見えないと映っても当面の間はいたし方ないというふうに考えております。

本年度は、経常経費を削減し、イベント経費も削減しております。これらによりまして財源の確保を行って、少子・高齢化社会に対応できる継続可能な福祉関係予算の確保を行いましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

## 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

## 8番（志幸松栄）

町長は財政の問題について、いろいろといつも答弁については同じで、ただし今回は、この前も言ったとおりプライマリーバランスが処理徹底できるということで、財政、先ほどの19億より去年は7億ですか、基金からの繰入金ですか、これがいつもやっていたら大変なことになる。今回は1,800万円でおさまって、いい状況にあるということではございますけれども、ただし例えの話でご

ございますけれども、こういう発想を私ちょっとしてみたので、この際。

財政が厳しい、厳しいということで、いろんな下水とかいろんな問題の中であるんですけども、もし能登町に六本木ヒルズを一つ持ってくると5,000人、1万人の方が生活できるということで、町長は、ちょっと私変わった発想でございまして、そういうことをすれば下水事業も要らない、あれも要らない、これも要らない、これも要らないということで、完璧生活できるわけです。こういうような格好の中で今後は能登も町民は手を合わせていかなければならないという発想を私はしているんですけども、町長、これに対して予算とかかけ合わせた問題の中でどう思われますか。ちょっとお答え願いたいと思います。

何かわからんやろうと思うけれども、六本木ヒルズは下水もそれも全部完備されておるわけや。だけどテナントとしては能登町に対しては、だれもテナントに入る人おりません。だけど町並みのあの政策の中で、救急車が入らない、あれ入らないと。長屋方式で結局、住宅を持つというような以前は町並みの景観がそうであったと同時に、側溝だけじゃなかったと思います。そういう側溝だけじゃないような折に、もし万が一そういう5,000人、1万人というようなビルを建てて生活できれば何の工事も要らない。そういうような発想を私、ちょっと変わった発想ですけども考えてみたので、それに対して、そういう発想に対して町長はどう思われますかということをお聞きしたい。いただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今議員のおっしゃるように、例えば能登町の2万3,000人の人口を1カ所に集めて、そして同じマンションに全員が住むことができれば、当然経費的にはかからないと思います。しかしながら、やはり能登町という全体を考えたときは、やはり地域の持ついいところもたくさんあるかと思いますが、そしてまた、住民の皆さんはやはり自分の住んでいた地域で暮らしたいというのがありますし、その地域間の結びつきもありますでしょうし、地域ごとの祭りもあるかと思っています。そういう意味では、能登町の住民全員を1カ所に集めるというのは非常に経費的なことだけ考えればすばらしい発想かもしれませんが、やはり能登町全体のバランスとといいますか、そういった地域ごとのよさを引き出すためには、できるだけ住んでいた、あるいは住みたい場所で住むのがいいのかなというふうに私は思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

8 番志幸松栄君

### 8 番（志幸松栄）

答え、大体そういうような答えだろうと私は思っておりました。ただし原点には、やはり自然というものは私たちのまちにあるということを私は提示したわけでございます。自然という漁業、農業、自然を本当に有効利用して生活していく自治体でいかなければならないなど。私はそういうような発想をしたわけでございます。

2 点目に移ります。2 点目は、災害についてでございます。

先ほど 2 月 24 日でしたか、いろいろ私は 60 年生きておりますけれども見たことのないような本当に気持ち悪い災害が起きました。そういう中で、私はいろいろと対策をとっておられる、自治体で対策をとっておられると思うんですけれども、この災害、これから温暖化という災害の中で、政府なり国、県、温暖化という災害の防御というのはまだまだやってないんじゃないかなど。とてつもないこれから災害が起きると思うんですけれども、能登町は特に高潮対策、それから沿岸対策、そういうような漁港対策というものをとらなければならぬと思いますので、町長はどのような今後長期計画を立てておられるのか。別な計画も立てるつもりがあるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、議員がおっしゃるように 2 月 24 日の高波の災害に対しましては、私自身も冒頭の所信でも述べましたが、対策をしっかりとっていかなければならないと思っております。また能登町におきましては、町村合併によりまして、従来各町村に作成していました地域防災を計画と基本としながら、平成 18 年 3 月 21 日に新たに能登町地域防災計画を策定して、そして平成 18 年の 3 月 27 日に石川県において協議、承認されております。この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づきまして、地震及び津波などの被害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定されたものであります。

その内容といたしましては、町、防災関係機関、事業所並びに住民がとるべき基本的事項について定めたものでありまして、各防災関係機関等はそれぞれの全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災に万全を期するとともに、防災基盤の整備促進を図ることとしております。

昨年の 3 月の能登半島地震、そして 8 月末の大雨、そして今ほどの本年 2 月



の高波被害と立て続けに自然災害に見舞われているところでありますが、町といたしましては災害事業認定を受けて復旧事業に取り組むとともに、国及び県の関係機関へ被害防止対策を要望しているところであり、港湾や漁港並びに沿岸の施設など災害対策を引き続き強く進めていくつもりですので、議員各位のご協力あるいはご支援をお願いしたいというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

町長、今の答弁については、国、県というようなことで、私もう一つ言いたいのは、国や県へ要望する、計画していることについては、温暖化の問題も入っておりますけれども、特に沿岸沿いでは温暖化に沿った災害計画、この二、三の同じような松波のほうの比那漁港ということに対して、この前もこの高波により船が何隻も転覆したという。去年もこういうような風雨によりあったわけでございます。同じようなことを二度三度繰り返しておるわけです。

それから、私もこういうような自然と共有する仕事をしておりますので、結構自然の問題について私は仕事をさせていただいておりますけれども、249の沿岸べりの家族の方々、恐らくや何代も続いた家族の方々がおられると思うので、こういう高波、それから風雨についての問題について、被害については、いまだかつてなかったというようなことでございます。やはりこの能登町においてもそういうものを早急に町長は指示をし、別な意味の中で計画、対策、長期計画を練らなければならないのかなと思っておりますので、その問題について町長の答弁を求めて、私は今回は終わりたいと思います。

町長よろしくお願ひします。

別な意味での対策も持つのか持たないのか、どうなのかということでございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

確かに議員おっしゃるように温暖化といいますか地球全体の気候も変化してきているというふうにありますし、また海水の温度も近年は上昇気流ということもありまして、そういったいろんな条件が絡んで今回の被害もあったのかなと思っておりますので、能登町の防災計画を立てた時点と今の気候状況との違いもあ

ろうかと思imasので、そういう面も含めた、やはり新たな計画といimasか、つけ加えをしていかなければならないのかなというふうと思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

よろしいですか。8番志幸松栄君

#### 8番（志幸松栄）

災害については、今、町長の答弁もあつたように、特にやはりこれから能登町として長期計画を立てていかなければ、いろんな間接的被害が出るんじゃないかなど。目の先においても、前回の比那漁協の堤防の問題、ちょっと延ばしていただければこういう被害が出なかったと思imas。もう1年前だったか2年ぐらい前だったと思imasけれども。そういうものも、もう被害が出たところについては早急に対策を練って、応急措置その等も二度とそういう災害に遭わないような措置をしてほしいなと思imas。

これは私たち町民の要望でござimasので、町長に対し頑張ってくださいるよう切に要望しまして、私は今回は下がらせていただきます。

どうもありがとうございました。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、6番奥成壮三郎君

#### 6番（奥成壮三郎）

通告いたしました2点について質問いたします。

まずは、公立宇出津病院、この「公立」という2文字にこだわって質問をさせていただきます。

昨年、非加熱血液製剤投与によるC型肝炎、薬害肝炎訴訟が社会問題となり、ことし1月15日に国との和解が成立、基本合意に調印をいたしました。しかし、製造した田辺三菱、旧ミドリ十字は、いまだにコメントを出していませんが、これは1964年より製造、販売された非加熱血液製剤ですが、1968年、米国医学界専門委員会が非加熱血液製剤のもとであるプール血漿使用禁止の勧告をしたのに対し、製造、販売会社や日本政府は何の手だてを打たないばかりか、次々と非加熱製剤を新薬として承認し、メーカーが販売していった経緯があります。その結果、全国で膨大な数の肝炎患者を生み出す結果となりました。

非加熱血液製剤であるフィブリノゲンやクリスマシン製剤を導入した病院は全国で644施設で、B型、C型肝炎は285万人とも言われています。石川県でも当町の運営する宇出津総合病院を含む76病院がフィブリノゲン製剤を導入し、

対象者は1万5,000人とされています。

肝炎は、感染後、潜伏期間が20年から30年と非常に長く、自覚症状もなかなか出ないという病気です。病院での患者カルテの保存期間は法定上5年とされており、今となっては投薬証明が困難な状況ではありますが、能登町公立病院として追跡調査を行う考えがとおりになるのか、まずお伺いします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今ほどの奥成議員のご質問のフィブリノゲンの投与をいたしましたのは20年から30年前であり、記録がありませんので、そういった追跡調査というのは無理という判断をせざるを得ないのかなというふうに思います。今病院としてできますのは、フィブリノゲン製剤の投与による問い合わせがあった場合の対応策等について少しご説明させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、患者のカルテの保存期間は法律では5年ではありますが、当院ではできるだけ10年保管を進めてきております。しかしながら、その以前に元患者さんからの問い合わせがあった場合には、実際に使用したかどうかの確認は困難になっております。

今般、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染の問題が改めて提起されたことを受けまして、フィブリノゲン製剤を投与された可能性のある方には一日も早く検査を受けていただきまして、そして早期発見、早期治療に結びつけていただきたいというふうに思っておりますので、当病院管内の能登北部保健所への相談をお勧めしたいというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

6番奥成壮三郎君

### 6番（奥成壮三郎）

5年の保存で10年間、宇出津病院は保存しているといいますがけれども、こういう製剤を使った方々は外科手術された方か出産をされた方に限定されるわけですね。今週、日曜日の新聞にでも、厚生労働省から各病院に追跡調査をなさいと、1施設当たり10万円、患者1人当たり3,000円支払うという通達が来ておると思います。

そこで、石川県内では1980年から90年に多くの医療機関にこの製剤が使われたと。潜伏期間も20年から30年。今現在、20歳から35歳ぐらいの人たちの母親

が対象になるはずですが。また、残念ながら亡くなられた方には死亡診断書というものがあるはずですが。そこには病名も書いてあるはずですが。そういったことを考えれば、町民課と連携すれば、ある程度のことは把握できる。使用した、しないは別にしても、可能性のある人を追跡調査できるんじゃないですか。また、そういう方々に無料で血液検査をするという通達ぐらいはできると思うんですけども、町長ご答弁をお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

たしかに議員おっしゃるように、フィブリノゲン製剤を投与されたか否かは別にしまして、そういった出産なり手術なりというのは追跡できる可能性はあると思います。それで町としましては、どういうふうに周知となりますと有線テレビとか広報になろうかと思いますが、保健所のほうでは無料で血液検査等もやっていただけますので、そういったことを周知して、少しそういった覚えのある方はできるだけ早く検査を受けていただくのがベストかなというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

6番奥成壮三郎君

**6番（奥成壮三郎）**

先ほどカルテの保存期間が5年ということのを頭の隅に置いていただきまして、2問目に行かせていただきます。

薬は当然、化学薬品であります。常に副作用というものが隣り合わせの状態となっております。個人の健康を守るための患者本人の病歴や投薬歴、アレルギー体質などの健康に関する過去のデータ、経歴や問診による情報を電子化をし、患者管理が一生できる電子カルテの導入を検討する時期が来たように思います。県内の大手病院では既に導入されておりますけれども、約1億5,000万円の設置費がかかるかと思いますが、しかし町民の安心、安全を考えれば必要なものと考えますが、この点について町長の考えをお聞かせ願います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

議員のご質問の電子カルテの導入についてであります。まず電子カルテというのは、医師が診療の経過を記入していたこれまで紙のカルテを電子情報として一括してカルテを編集、管理し、そしてデータベースに記録する仕組みのことです。当院では、その前段階であります検査オーダー、処方、画像検査結果参照、医事会計等、医事システムは既に導入を行っており、病院業務の効率化に貢献してきているというふうに考えております。

また、平成20年度の病院の当初予算におきましては、レセプトの電算化の費用として導入費、保守を含めまして約900万円の費用を計上いたしております。カルテを電子化するには、やはり情報の検索、記録、管理がしやすいなど幾つかの利点もありますが、議員もおっしゃったように非常に高額な導入費がかかりますし、維持管理費用の経費の負担も大きいということで、万全なものではなく、やはり見開きの紙に比べ劣るなど課題もあろうかと思っております。

また、議員がおっしゃるように、県内の自治体病院では県立中央病院あるいは松任中央病院、大学病院など500床以上の大手病院で導入されております。能登町としましても、将来の大きな目標として今後研究、検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

6 番奥成壮三郎君

### 6 番（奥成壮三郎）

それでは3点目でございます。診療費の支払いの方法についてお伺いします。

現在、宇出津総合病院では現金決済のみの方法がとられていると思いますが、数少ないバス時間を気にする患者さんや、また仕事の合間にやってくる患者さんには殊のほか時間が気になるかと思えますけれども、支払いのスピードアップを図るとともに滞納金をなくする目的でキャッシュカードを利用するデビット方式、またクレジット決済や自動精算機の導入も必要かと思えますけれども、この点について町長のお考えをお伺いします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今議員が言われるように、支払いの方法に関しましてはいろいろな方法があるかと思えます。そういった診療費の支払いにつきましては、病院の事務局

長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

川口登病院事務局長

#### 宇出津総合病院事務局長（川口登）

診療費の支払いの充実についてご説明いたします。

当病院は現在、現金決済のみでございますが、滞納者を出さない、ふやさないという方針で、滞納額を徴収する月間を設定し、電話催告や臨戸訪問を2年前より実施し、鋭意努力をいたしております。昨年12月からは、休日でも一時預かり金制を導入いたしまして、診療費の支払いを可能にいたしております。そして、事務職員の2人制の日直業務を行っております。

また、検討を進めておりました患者さんのメリットあるカードによる支払い業務を早ければ3月中にクレジットカード決済をする運びでございます。現在、機器の取りつけも終わりました。あとは患者さん等の利用者の啓蒙活動の段階に入ってきていると思います。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

6番奥成壮三郎君

#### 6番（奥成壮三郎）

続いて、2点目に移ります。

沿岸捕鯨についてですけれども、近年というよりも先週でも日本の南極調査捕鯨に対して世界じゅうの環境保護団体や動物愛護団体が非難し、抗議行動を行っておるわけでございますが、皆さんご承知のことと思います。昨年の暮れには、日本の調査捕鯨団のグリーンピースの過激な抗議行動により捕鯨調査の一時停止を余儀なくされております。

しかし、鯨を食するのは日本古来よりの食文化であり、この能登町でも長年にわたり捕鯨漁に携わってきました。旧能都町は、鯨の町として全国へ発信し、町村合併後もその活動は変わりません。ことし2月には毎年恒例のしかたの風と鯨楽旬談が盛大に行われました。

現在、我が国では、太平洋側を基地とする小型捕鯨船5隻が操業しています。平成17年より8頭だった捕獲数が10頭へとふえたものの、その経営はなかなか厳しい状況となっているそうです。近年、日本海側ではイルカや鯨の数がかなりふえていると聞きます。この能登半島近海でもその兆候は見られているようです。地球温暖化がかなり影響していると見られ、以前は島根県沖が北限生息

地であった鯨が今では北海道沖まで観測されるようになったそうです。

以前、日本捕鯨協会が鯨をめぐる世論として、全国20歳以上の男女5,000人を対象とした意識調査を行いました。こういった調査が出ております。その中でデータを2つほど紹介をしたいと思います。

「鯨の資源に悪影響が及ばないよう科学的根拠に基づいて管理されていれば社会的、文化的、歴史的な意義を有する日本の沿岸捕鯨は認められるべきとの考えについてどう思いますか」という質問には、71%の人が「賛成」と答えています。また、捕鯨の日本沿岸調査の必要性として、「近年、日本の沿岸での漁獲量が減少しているが、サンマやイカなどをえさとして食べているイルカや鯨が漁業資源に与える影響を日本の沿岸で科学的に調査することをどのように思うか」という質問に対して、81.3%の人が「必要である」という回答があります。ちなみに1頭の鯨が水深300メートルから500メートルをひと潜りしてのみ込む魚の量は、イカ釣り漁船が1晩かけて水揚げする漁獲量とほぼ同じ量というデータもあります。

このように、日本国内では捕鯨活動に対する柔軟な考えが多く、賛成する人の割合が高くなっております。確かに利口な鯨は多くの人に愛され、特別視されていますが、近年は鯨の数がふえ、私たちの生活に密着しているイカ釣り漁業や定置網漁業を脅かす存在となっています。

捕鯨のシンポジウムがことしの1月30日に東京で国際会議、シンポジウムが開かれました。そこでの記事ですが、沿岸での捕鯨の妥協案として、読み上げさせていただきます。

「日本の調査捕鯨への抗議活動が強まる中、国際捕鯨委員会（IWC）での対立解消の道を探る国際シンポジウムが30、31の両日、国連大学（東京）で開かれた。議長を務めたネロニ・スレード前国際司法裁判所判事は2日間の議論を受けて「捕鯨の問題を解決し、対立に向けられているエネルギーや資源を、環境破壊や気候変動などの重大な問題に振り向ける必要がある」と指摘。南極海での調査捕鯨を日本が中止する代わりに、日本の沿岸で捕鯨を行うことを認めるとの妥協案で、捕鯨、反捕鯨両派が妥協できないかとの見方を示した」という新聞記事がありました。恐らく、採択されるかはわかりませんが、そういう考えがあるらしいです。

それを考慮すれば、今後、我々能登町としても県に依頼し、加能丸、白山丸などの調査船による科学的な算出を行い、その結果に基づいて適切な処理をさせてもらえないのか。また、今後の漁獲量の保護と捕鯨という歴史的文化を守る観点から、日本海側唯一の沿岸捕鯨基地となるように国や日本捕鯨協会へ働きかける必要があるのではないかと考えます。

少し長くなりましたけれども、町長のご意見をお伺いします。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

現在の我が国の捕鯨というのは、国際捕鯨委員会（IWC）のほうで反対決議を受けている状況であります。商業捕鯨に至っては実施されておられません。そんな中、調査捕鯨として南氷洋で調査、研究が行われております。また日本の近海では、捕鯨文化の伝承とその技術を守るべく、ツチクジラなどの小型のハクジラを定められた枠数の中で捕獲しているというふうに聞いております。定置網に迷い込んだ鯨につきましては、本来は解き放ちが原則であります。そこに危険性やあるいは網の破壊など多大な経費が伴う場合は捕獲が認められております。ただし、鯨のDNAを保存するため財団法人日本鯨類研究所にその肉片の提供が義務づけられております。

議員のおっしゃる調査につきましては、メッシュによる鯨の生息調査は県に依頼していくことは可能かというふうには思いますが、捕鯨が世界的に禁止されている以上、捕獲するということは困難だというふうに思います。イカ漁の操業時におけるイルカによる被害も、イルカ自身も鯨類である以上、捕獲あるいは駆除というのは困難というふうに考えられます。

このような現状を踏まえまして、捕鯨の再開というのは町にとりましても重要というふうに考えております。それで、現在加入しております捕鯨を守る全国治体協議会と同調しましてIWCに対する国機関への協力をしてまいりたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

6番奥成壮三郎君

**6番（奥成壮三郎）**

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（新平悠紀夫）**

それでは次に、20番大谷内義一君

**20番（大谷内義一）**

それでは質問を行います。

今回は、農業政策と高校の統合を中心に行いたいと思います。



まず町長にお尋ねする前に、私の一つの経験を簡単に申し上げますと、食料がいかに大切かという観点で申しますと、昭和15年、それから終戦20年、そして昭和35年、この約20年間というのは非常に日本の国においては食料が足りなくて、私自身も大変おなかをすかせて学校に通ったことを今も思い出しております。仕事をするにしても腹が減って力が出ないという状況が長く続きました。食べるものは少々の米と、それにイモ類、カボチャ、大根、たまにイワシも食べましたかね。卵なんかは貴重品でした。そういう時代を私たち今の60代の方は経験されたと思いますが、経験をしてくれておりますので、食料に対する考え方というのは非常にシビアなものを持っております。

今は私たちの周りにはたくさんの食料であふれております。そういう状況の方々に私たちの体験を話しても、恐らく笑い話のような感じで受けとめられるだろうというように思いますが、しかしよく町長考えてみますと、今、世界で60億強の人口がいますが、そのうちの約20億は今も飢餓に苦しんでいるんです。そういう状況がこの世界の中で一方であるということ。

それからもう一つは、私たちが人間が生存していくためには食べなければならないんですね。食料を求めなければならない。そういう観点から申しますと、農業や漁業という1次産業は絶対にすたらないで、なくてはならない私は人間にとっての産業だというように位置づけているわけですが、町長はそういう食料難の時代とは少し縁が遠いと思いますし、また町長の生い立ちを考えると、農業問題にそれほど造詣が深いとは思いませんが、町の長としてこの農業問題をどのように認識をしておられるかをまずお尋ねいたします。

そして参考までに、この能登町の産業の総生産高はどれぐらいなのかということ。それから、そのうちの農業生産高はどれぐらいあるのか。また、多くの給与所得をされている方々がおいでですが、どれぐらいの金額になるのか、調べられたらひとつ教えていただきたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

議員のおっしゃる昭和15年から35年にかけては非常に食料難が続いたということでありまして。私自身はほとんど知らない状況で育っておりますが、風邪を引くとバナナがあたったような覚えがありますので、わざとそをついてバナナが欲しいために、そういったうそをついた覚えもあります。そういう意味では、非常に日本全体が食料難に苦しんでいた20年間じゃなかったかなと思っております。

それで議員のご質問の能登町の産業の総生産額につきましては、県下全域のデータしかございませんので回答というのにはできませんが、能登町の部門別の農業の産出額に関しましては36億3,000万というふうになっております。また庁内の給与所得の総額に関しましては、税務課の資料によりますと約189億円になっております。

以上であります。

## 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

## 20番（大谷内義一）

わかりました。能登町の生産額がわからないということで大変残念なんです、ひとつどこかの担当で後日調べておいてください。

それでは町長、今回の私の農業問題についての中で質問を重点的にしたいのは、国営パイロット事業なんです。農業問題全体ということになれば、町長ときょう一日議論しても私は尽きないほどの問題があると思っていますが、この国営開発パイロット事業は昭和40年代に国の直轄で始まった事業です。その当時は、私たちは奥能登で約5,000町歩の開パをやるんだという目標が示されまして、一大食料基地になるという私たちは期待と喜びを持って実はこの事業を迎えたわけです。

後ほど申しますが、ある問題の陳情のために当時の益谷秀次先生のところへ陳情に行ったんです。この問題、開発問題についてお尋ねしたら、益谷先生はこういうことを言われたんです。「君たちはこの事業は農業振興のためにあるというように思っているかもしれないけれども、実はそれは2であって、1は何かというと、それは失業対策事業なんだ」と、こういうことを言われたんですね。大変私たち議員団は驚いて帰ってきたことがあるわけですが。

しかしながら、そういう中でも私たちは柳田農高が自営者養成農高となって、いよいよこれからすばらしい未来が開けるといって喜びでスタートしたんですが、現在は非常に残念な結果になっております。そういうことで、ひとつ今回この国営開パの再生策というのはあるのか、できるのかということについて、町長にお尋ねをいたしたいわけです。

それに関連して、これも現在、能登町で国営開パとして造成された農地はどれだけあるのか、面積はどれだけなのかということと、当時のそれに参画された農家の人数はどれだけか。そして、その造成をした農地造成をした費用は何十億なのか何百億なのかということもあわせてお聞きいたします。

そして、今現在、その開発農地がどれだけ耕作をされているのか。その面積

も知りたいし、それから、どれだけの人数が現在残って営農をしておられるのか。あるいは、どれだけの生産高を上げておられるのかという点について、まずお尋ねをいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

議員ご質問の国営農地開発事業、いわゆる開発パイロットにつきましては、3地区において実施されました。議員おっしゃるように昭和40年から平成2年にかけて穴水町と旧能都町の武連地区を中心としました二子山地区、そして旧能都町の神野地区と旧柳田村の中斉地区をエリアにした神野地区、そして輪島市から旧柳田村及び旧内浦町の国重地区までを広域的にエリアとした輪島・柳田地区があります。

そして開発時の農地面積につきましては、この3地区合計で1,198ヘクタール、そして受益者は480戸となっております。また、その総事業費に関しましては、二子山地区が16億6,100万、このうち旧能都町分としましては5億9,300万かかっております。また神野地区に関しましては総事業費が30億2,900万円、そのうち旧能都町分が27億4,000万円、旧柳田村分が2億8,900万円ということであります。また、輪島・柳田地区におきましては総事業費が102億円、このうち旧柳田村で57億9,600万円、旧内浦町で5億5,600万円という多額の事業費であります。

現在の耕作面積は225ヘクタール、受益者戸数は90戸になっております。そして、その生産量は約20トンで、生産額としましてはクリあるいは山菜等で約1,400万円となっております。

以上であります。

### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

### 20番（大谷内義一）

今の町長の説明で、1,200町歩にも及ぶ農地を造成して、今現在10%台しか耕作されていなくて、わずか1,400万の水揚げしかしていないということは、もうなくなったと私は言ってもいいくらいのことだと思うんです。しかしさりとて、やはり私はこの農地をそのまま見過ごすというわけにはいかないと思うので、後ほど申しますが一つ提案もいたしたいと思っております。

町長、この期待と夢を持って100億に近い金を投じて1,200町歩の農地を造成して、なぜ失敗したのかということなんです。そして、そのために多くの農民が泣いたんですよ。大きな負担をかんで。その原因は、私は国や県や市町村の責任は重大だという認識をしているんですよ。

二、三の例を申し上げますが、まず一番大事な問題は、この国営開発をやったときは面積の確保というのが重大な課題なんです。それを町や村に押しつけたんですよ、国は。そのためにどういうことをやったかといいますと、営農意識のない、何にも農業に関係のない方々だけけれども山を持っているというだけで、山をぜひひとつ提供してほしいという、そういうことでこの造成面積を確保したんです。旧の柳田村でいいますと350町歩の面積を求められて、実際開発したのはたしか330町歩ほどだと思うんです。そういうものが一つあるということ。

もう一つは、昭和40年代の後半から昭和50年の初めにかけて、ご存じのように土地ブームが起きたんですよ。そのときに県の開発公社は、この奥能登に多くの土地を買ったんです。その土地がブームが去って処分に実は困った。そのためにどういうことをしたかといいますと、先ほどのその山を開発パイロット事業に入れたんです。そして、それを処分するために町や村に協力をしてもらうという形で無理やり処分をしたというのがあるんです。

そしてもう一つの結果として、これは柳田村の場合ですが、そして農民に強制的に売った。しかし残地があるんです。その残地を実は県の圧力によって柳田村は5,000万で買ったんです。その残地を。私に評価させれば10分の1の500万でも私は要りません。そういうのを当時の村長も私も県や開発公社と相当やりとりをしたんですが、結果的には押しつけられて買ってしまった。そういういびつなものがあるということをもっと知っておいでいただきたいんです。

それからもう一つ申し上げますと、開発農地の一番のポイントである何を作付するかということがポイントだったんです。そのとき国が選択したのがクリだったんです。全面的にクリを植えなさいという指導をしたんです。ところが町長、そのことで実は益谷先生のところへ行っただけなんです。それはどういうことかといいますと、自然の山には生態系というものがあって、山の上のほうには松やナラがあって、山のすそのほうにしかクリというものは生息していません。そして、おまけに管理のしにくい階段工という造成の仕方をした。ですから私たちは、こういう方法では我々はこの造成した農地を生かしていくことはできないということで益谷先生のところへ行っただけなんです。そうしたら益谷先生はそのように言われたんですが、私たちがいろいろな陳情を重ねた結果、その後、造成地は山なりという方法に変えられました。また、クリ一辺倒でなくて、いろんなものを作付してもいいという状況に変わってきました。

町長、これは受益者負担が12.5%ということでスタートしたんです。町や村は負担がないと言われたんです。あとは国と県が応分の負担をする。恐らく国が80%近い負担をするという、そういう農政だった。

そこで町長、問題が起きたんです。どういう問題かといいますと、国の直営事業ですから国が入札したんですね。そして、その仕事をしたのが私たちの地元の業者です。その方々は孫以下のようなんです。ですから、その方々の受け取った金額は、国が渡した金額の半分ほどにしか渡っていない。それで仕事をして、実はもうかったと業者の方が言っておられる。

私はそれを聞いて、それはおかしい、12.5%の受益者の負担は、その仕事をした半額の負担にすべきだと私たちは主張したんです。そのとき町長、県会議員、地元の農協長がスクラムを組んで当時の中西知事に交渉したんです。そうしたら中西知事はわかったと言って、5%を県が持つというような話になったんです。

もちろん、たとえ不承不承であろうと農地を開発して農家にも責任はないと言いません。あります。でもね町長、昭和36年に農協法が制定されて、わずか10年足らずの45年に減反政策が始まって、第1次産業の農業の衰退が始まったんです。もちろん36年の農業基本法の制定によって構造改善事業は進んだんです。でも45年にはもう減反政策が始まった。そういう大波に洗われて、希望を持って入植した開発農家の皆さんが採算がとれないということで全部撤退してしまっただけなんです。それが町長、現状なんです。

もう一つ、提言をして町長の考えを聞きたいんですが、今これを、壊してしまった農地を再生しようとしても、それは無理です。でも今使っている90人なら90人の皆さん方が生き残れるというのは、その農家の一方、町と農協、この三者がしっかりとした組織をつくらなくては私はだめだと思っただけなんです。ひとつ町長、私の今までの話の中でどう思われたか、お答えいただきたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今ほどお大谷内議員からのお話で、私自身が開パに関しては本当に上辺だけしか知らなかったなど、あるいは勉強していなかったなどというふうに痛感しております。そういう意味でも、やはり今現在90戸の方が225ヘクタールを耕作していらっしゃるということで、改めて町としてもそういう方々への何らかの支援策というのは考えていかなければならないのかなというふうに思いますし、今ほど大谷内議員も荒廃地は非常に再生は無理というようなお話もありました

が、そういった荒廃地に関しましても何か手だてがないものか、町としては真剣に考えていくべく時期が来たんじゃないかなというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

それでは、この問題についてもう1問だけ質問いたします。

町長は荒廃地も何とか農地に再生したいという気持ちを申されたわけですが、松の木が生えてササが生えた農地は、私はもう山だと思えます。ですから、なかなかそういう思いはあっても、私は再生は無理だと思うんです。

そこで、私は提案をしたいんですが、今、農地として活用しているのならそれはそれでいいんです。でも、もうもとの山に戻ってしまっているんです。山に戻ってしまっているということは、私の幼稚な考え方からすれば、例えば畑としての固定資産税等、あるいは山としての固定資産税は私はたしか価格があるはずだと思うんです。そうすると、何にも所得の上がない、そういう山を持った、山になってしまったそういう農地を持っている農家は畑としての固定資産税を払っているんですよ。今も。まことに矛盾をしているし、その農家は私は大変かわいそうだと思うんです。

私は3年ほど前にこの問題を抱えて、当時の農政部長と議論をしたことがあるんですが、対応はできるというような話もしておられましたが、この国が指導して県が指導して始めたこの開発農地の後始末として、私はぜひ地目変換をやってほしいというように思うんですが、その辺について、例えばどれぐらいの価格があるのかも含めて、ひとつお答えいただきたいと思えます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、議員おっしゃるように荒廃地というのは農地としての再生というのは非常に難しいというふうには思っています。しかしながら、現在、国、県の見解では、こういった国営農地開発地につきましては第1種地、いわゆる優良農地ということになっております。例えば議員おっしゃるように地目変更には農地法の転用許可が必要になりますが、その前に、まず農業振興地域の農用地区域からの除外申請が必要になります。しかし、国営農地開発地につきましては冒頭に述べましたように県から許可がおりないのが現状であります。これまで

に除外した特例といたしましては、旧柳田村で村を挙げての施策として実施されました企業誘致、そして旧能都町でのグループホームを建設した事例はあります。

また課税に関しましては、評価額につきましては現況課税として山林並みの評価となっております。1ヘクタール当たり評価額は、この農地の場合は20万円、山林におきましては15万円ということになっております。ただ、地区によってはそれが逆転している地区もあるというふうにも聞いておりますので、それほど高い課税状況ではないんじゃないかなというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

この質問はまた、これぐらいにしておきますが、町長、実はこの問題、私、旧柳田村の時代にも一回取り上げたんです、議会で。そのときは、たくさんあったんです。金額まで提示してもらったんです。ですから私は、ないというのは少し疑問なんですけれども、きょうは町長の答弁を了としておきます。

しかし、国が指導してやったそういう事業の中で、今、農民が非常に苦しんでいるということだけはしっかりと認識をした上で対応していただきたいということを重ねて申し上げておきます。

次に、教育の問題に入りたいんですが、時間も迫っておりますので、ご案内の町長、教育長の教育観とか、あるいは小中学校の問題については、きょうは省きまして、後日また取り上げたいというふうに思います。

去年の9月の議会で私、高校の統合、特に北辰と青翔の統合については反対の立場で質問をして、町長、教育長もそれは私たちも同感だと、反対であるというようなことをおっしゃっておられたんですが、今年の私ある新聞で、町長が区長会で県の高校の統合は非常に固いので、これからは条件闘争的なものにかえざるを得ないのではないかという発言をされたというようなことを私は新聞で、本人から聞かないで新聞で見たんですが、それでは町長はどのような条件といいますか、どういう考え方で県との交渉をしようとしておられるのか、まずお尋ねいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

高校の統合に関しましては、やはり今回の再編に当たっても町内に高等学校が必要というふうに考えております。そして、将来の存続を考えた場合には、やはり能登青翔高校と能都北辰高校の統合というのは苦渋の選択ではありましたがいたし方がない、やむを得ないのかというふうに思います。ですから、今後はそういった条件闘争、そういうところを区長会の前でお話もさせていただきました。やはり生き残るためのいい高校、あるいは生徒さんが通いやすい、あるいは通うのに便利、あるいはカリキュラムが素晴らしいものというので、条件闘争という言い方をさせていただきましたが、その具体的な内容に関しましては教育長より説明させていただきます。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

それでは、町が県の統合に対してどのようなことを言うかということ町長は教育長から答弁をさせると、そういうことですが、ひとつその際に、今、県が恐らく教育長のところを窓口にして私はいると思うんです。そこで教育長のところに県はどのような統合の内容を提示しているのか。また、どういうことを話し合いをしているのか。その辺について、教育長お答えいただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

ご説明させていただきます。

北辰高校と青翔高校の統合につきましては、今、町長申し述べましたことで、条件の詳細については、まず学科の再編ということで、普通科2学級、地域創造科2学級。この地域創造科の中には農業、水産、商業、福祉の各コースがある。そういうことにつきまして、学科の再編になります。

それと、能登青翔高校の利活用につきましては、地域創造科の教場の場として全面的に活用していただきたい。また先日報道でもありましたけれども、寄宿舎として全面活用するといったことも県のほうでは明らかにしているところでもあります。

また、特に大谷内議員も教育問題に特に関心を持たれて、このことに対して県にいろいろご意見を言っていたいただいたおかげもあるかと思いますが、特に優秀な教員を配置してくれといったことを強く望んでおります。



と申しますのも、まず、ことしの4月から飯田高校と珠洲実業、また輪島と輪島実業が一足先に統合がなされます。そうしたところで、県としてのある意味ではそういうところに対して目配りがなされるのかなということもありまして、それぞれそのことによって北辰、将来の1年後に再編される学校の教職員が脆弱ではいかん。まして、後発隊であるけれども先発隊に負けないような教員の配置を願いたいということは申し上げておりますし、県もできるだけそのようにやりたいということも話しておられます。

また、通学の利便性ということで、スクールバスの配置や通学費の負担軽減ということをお願いしておりますし、通学費の問題につきましては能登と珠洲とで行政レベルで連名をお願いする。また、PTAの連合会のほうで皆さんがまとまって県に申し入れておるということであります。県に対しても、県の段階では無利子の奨学資金制度ということをお願いしておりますが、私らとすればまたまのと鉄道の転換バス助成制度が平成20年からまた少し変わってきます。その差額についても新たな負担なり、継続問題もありますので、その辺のところにも配慮願いたいということをお願いしております。

それと、一番肝要なことになるかと思えますけれども、今、2次再編という話になりますが、将来を見通した場合、また中学生の生徒数、今の生まれてくる子供の数、そういうことを考えて、第3次ということが将来、これは私の全くの自分の思いの中ですが、20年、15年、そういう時間がたちまして、そういう問題が新たに生じ、また1次、2次再編においても実態というものは若干変わってくる、現実的に生徒数がどのように流れていくのか。そういうところでこういう問題が出てきたときに新たに地元と講習科目等々について何らかの発表、報道があるときには必ず地元にご相談してください。そういう懇話会をつくって協議の場に一緒に協議しましょうと。そういう懇話会の設置等についても強く要望しているところであります。

#### 議長（新平悠紀夫）

20番大谷内義一君

#### 20番（大谷内義一）

それでは、時間が迫ってまいりましたので、これ以上申し上げませんが、町長、教育長、私はこの前も申し上げたように、こういうのは県と私たちの信頼関係というのが大事なんです。それは例えば第1次の再編のとき県はどう言ったのか。今もいろんなことを言っている。でも、やはりそのことがしっかりとお互いに守られてこそ信頼関係が生まれるんです。ですから私は、県の教育長あるいは次長の金田さんあたりとかなり議論をし、交渉を何回も繰り返したん

です。副知事あたりとも私は2人の副知事とも数回にわたってこのことについて議論をしてまいりました。それは、そのお互いに言ったこと、約束したことを守るということなんです。私は副知事に強くそのことを申し上げた。

それはなぜかといいますと、今、輪島は穴水、門前へ行けば、私は生き残れるだろうと思うんですが、今教育長の話のように、今この能登町に残る高校と珠洲に残る高校は、この2つの人口を合わせても、2つになると350人とかの募集か60人の募集のようですが、それは到底できないんです。もう五、六年たつとそれが崩れてしまうんですよ。ですから基本的な4学級から8学級というあの基本的なものを、この能登地区においては3学級で100名でもいいんだと、こういう政策を県が打ち出さない限りにおいては、この能登町に高校がなくなるんですよ。私はそのこと、今統合されることよりも、そのことを私は心配をして今、力説をしているんです。

ですから町長、知事は、知事をやめれば兵庫県へ行ってしまうんですよ。県の今の教育長も、やめればどこかへ行ってしまうんですよ。でも町長、あなたも教育長も私も、たとえ公職を離れても、この能登町に骨を埋めるんですよ。ですから、そのことをしっかりと腹に据えて、私は県と交渉していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

## 休 憩

### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。11時30分から再開いたします。お願いいたします。  
(午前11時23分)

## 再 開

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時33分再開)

7番奥野清君

### 7番（奥野清）

まず質問に入る前に、先ほど大谷内先輩が人間の生命にかかわる農業問題、そして能登町の大事な宝である教育問題の後に、私はイベントという通告の質問がありますが、大変しにくいというか、議案質疑の中で町長は、イベントをなくしても生活はできるというような言葉も私は頭に残っているんですが、どうしても、なぜこのイベントの補助金をなくしたのか、まず確認のため、今回

は通告どおり、本町のイベントの今後の方向性をお尋ねをいたします。

それではまず町長、20年度予算にイベントの補助金の計上をしなかった理由をお答え願いたいと思います。財政面で計上しなかったのか、またイベントはもう要らないと思ったのか、お答えをお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

まず、今の奥野議員の質問に端的に答えさせていただきます。

イベントは、要らないとは思っておりません。

それで、今年度の、今年度といいますか、イベントに関しましては、これまで例えばござれ祭り、あるいはイカす会などの観光、交流のイベントが旧3町村から継続的にイベントを行ってきておりました。町としましては、合併協議会に図りまして継続してこれらのイベントが能登町を代表するイベントという位置づけのもとで取り組んできたわけですし、また新町になりまして町民の一体感が醸成されるためにも必要だということで支援をしてきたわけなんです。この3年間見ておりましたが、やはり旧町村の範疇を抜け切れずに時を経過し、イベントの知名度が上がっていくにつれてマンネリ化を指摘する声も聞こえてきております。それで、もう一度住民の皆様には能登町のイベントがどうあるべきかということを考えていただこうというふうに思います。それで、平成20年度の当初予算では従来の商工観光課のイベント補助金については計上しておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

**議長（新平悠紀夫）**

7番奥野清君

**7番（奥野清）**

わかりました。それで、まず順番がありますので、まず担当課のほうにお尋ねをいたしますが、今年度、19年度にイベントの参加者の人数は何人か。また、担当課では予算要求を行ったのか、ひとつ確認のためお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

商工観光課長宮下並樹君

**商工観光課長（宮下並樹）**

ご説明いたします。

まず今年度の各イベントの集客人数ということでございますが、まず、ござれ祭りに1万3,800人、それから産業フェスティバル・イカす会で4,500人、全国凧あげ柳田大会で1,300人、しかたの風で1,500人という数字でございます。この数字につきましては、イベントの開催当日に職員が出口調査、並びに各細部にわたってのアンケート調査を実施して把握した人数でございます。

それから、2点目の担当課長として予算編成に当たりイベントの予算を計上したかというご質問であったかなと思いますが、したとも言えませんが、しなかったとも言えない。と申しますのは、これは予算を出していく段階で当然、査定の段階で担当課の、先ほど町長が申し上げておりましたそういう課題、それから問題点等を出しながらということで、一体となって予算計上が20年度はゼロになったかなという認識でございます。

#### 7番（奥野清）

それは合計で何人ぐらい。

#### 商工観光課長（宮下並樹）

合計はちょっと出してきておりません。

#### 議長（新平悠紀夫）

7番奥野清君

#### 7番（奥野清）

町長の答弁並びに担当課長の答弁を聞きまして、特に担当課長の答弁に対して、私もがっかりしております。当然ながら担当課長としてはイベントを予算編成のときに計上されたものと、そう私は今まで思っておりました。毎年10億円の基金を取り崩す、集中経理の削減をする中で、私自身もイベントはやはり考え直すべきかなというふうには思っておりました。その理由といたしましては、やはり先ほど町長が申したとおり、3町村のイベントを引き継いで、マンネリ化もありましたけれども、またどうしても行政におんぶに抱っこ、行政の補助金がなければイベントができないというようなそういう住民の声も聞いております。

しかしながら、このイベント、3町村のイベントに対しては、確かに実行委員会があつて運営するわけなんです、もとに戻すと昔は例えば歌手を呼んでそういうイベントを行うのは行政じゃなくて商工会が中心だったと思っております。私自身も若いときにはそういう経験をいたしました。しかしながら、実

際やってみますと大変な赤字を抱えまして、そういう自己負担もしたことも思  
い出に残っております。

そこで、行政のほうが始掛けてまして、どうや、こういうイベントをやるから  
実行委員会をつくってくれや。そうすると補助金も出せるからというような、  
そういう意味でイベントが立ち上がったんじゃないかなという経緯を私は思っ  
ております。

今ここで予算をもう一度復活しろとか何とか、そういうようになって当然  
なならないだろうと私は思いますが、これを予算計上されない、補助金がない、  
これを受けてこれから今までやってきたイベントの実行委員会が検討に入るわ  
けなんです、そこで、よしほんなら補助金要らない、自分たちでやってみよ  
うというときに、行政はどう支援をしていくのかなと。今後の問題に対して私  
は質問をするわけなんです、やはり今まで歴史なり経験を積んできたイベン  
トもありますので、まずは自主的にやるというときに、お金も出さない、体も  
使わないというのではちょっと能登町の活気も、今、財政が苦しい中で何か  
元気がだんだんだんだんなくなった気がいたしますので、まず町長、自主的に  
イベントを行うイベントに対して、行政として何か支援策がありますか。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

先ほど申しましたように、20年度の予算としてイベントの補助金は盛って  
おりませんので、もし奥野議員がおっしゃるような自主的にこれまでのイベント、  
あるいは新しいイベントをやりたいという方がいらっしゃれば、町としては人  
的な支援は可能かというふうに思っております。そういう意味で町としてのお  
手伝いができるんじゃないかなと思いますので、自主的なイベントに関しまし  
てはどんどんやっていただきたいなというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

7番奥野清君

#### 7番（奥野清）

自主的に行うには人的な支援をするということですが、それ以上申し上げる  
ことはできませんが、それではイベントとは、まず原点に戻りまして、どうい  
うことかなということをお自身ひとつ述べたいと思います。

イベントとは、やはり参加をして楽しんだり、また、それを見学して楽しん

で、そして自分の腕を試すというか、例えばイカす会、しかたの風では、やはり自分のテナントを出して、自分のつくった料理を食べてもらう。そこで腕を磨くというか自信をつける。やはり大事な地産地消の役目も私は果たしていくと思います。

もう一つは、やはり少子・高齢化に基づく能登町において、お年寄りに楽しみを与えたい。そしてまた、子供たちには夢とはいいいませんが、夢を持つように、能登町はすばらしい町なんだな、こういう楽しいことがあるんだなと思ってもらいたいし、また若者が能登町を離れて都会へ行ったときに、こういう時期になると我がふるさとはこういう祭りをやっているんだなというふうにするさを思い出させるのがイベントかなと思います。

もう一つは、やはり交流人口の増加。そして、一番大事な能登町のPRになるんじゃないかなというふうに思いでいっぱいでございます。

一つの例といたしまして、合併する前に、たしか東京ドームの野外広場で柳田のキリコ、当時5間半のキリコを持ってイベントに行ってきました。たしかその当時、能都町長として持木一茂さんも参加していたことを私は覚えております。そこで、東京の人は5間半のキリコを見てどう思ったかも知りませんが、ある観光協会の役員の方々が大変おもしろい、またすばらしいお祭りだということで、次の年ござれ祭りを視察いたしました。これから、ちょっと名前は度忘れかもしれませんが。間違ったらごめんなさい。湯島天神の梅まつりにぜひ来てくれということで交流が続いております。

やはりそんな意味で、交流人口がふえて、また、ことしもたしか観光協会の方々が行っているんですが、あの湯島天神、梅まつり、大変な何十万の人が出入りする神社の中で一等地とも言えるところの場所に無償でテナントを出していただける。これはやはり、そのイベントを通じて、お祭りを通じてこういう交流人口ができたのかなと思います。

そしてまた、大変申しわけない柳田村のことを言いますけれども、このござれ祭りが発祥したときには経緯がありまして、まずは残念ながら地区の祭りがだんだん寂れていく。そして奥さん方が本当の祭りを知らない。だんなが酒食らって、それを接待するだけの祭りだというふうなことがよく言われ、そしてまた生活改善も含め、それでは村民一堂に集まってお祭りをしようじゃないかなというのがござれ祭りの経緯だと思います。

当時は、別に人に見せる祭りではございませんでした。先ほど申したとおり村民一人一人が祭りに参加し、祭りを楽しむということで、内イベントの祭りでした。ところがふたをあけてみて当日になりますと、予想以上というか予想にない大変、駐車場はパニックになり、水は出なくなり、トイレが使用できないほど、たしか私の記憶では柳田村の人口が約5,000切っていたと思いますので、

隣の能都町や内浦の方、輪島の方が来ても五、六千人ぐらいだろうなというふうな想像でございました。たしか記憶は定かではないんですが、1万四、五千人が当時参りました。

そこで私は目の当たりにしたんですが、当時、役場の職員が3人このイベントに、ござれ祭りの担当をしておりまして、涙を流して喜んだ私は今でも記憶に残っております。そこで、次の年から駐車場の整備をしなければならないとか、水の確保をしなければならないとか、交通手段をしなければならないということで、だんだんだんだんお金がかかるようになりました。

やはり私は、その一つとして、能登にはキリコ祭りが大変有名ですし、キリコがメインの祭りであります。そこで、先ほど申したとおり地方の祭りが寂れた以上、キリコを出さない、そういう集落が出てきましたので、この祭りにキリコを出して、そして点検をしていただいて、そして悪いところは直して、先祖から集落にずっと眠っていたキリコを出してみるということが、これが一番のポイントかなと思っております。

そういうことで、10年も以上続きますと、確かにキリコも修復されましたけれども、そういう中で村民が祭りを楽しむ、そして方向がちょっと違ひまして、人に見せるような、どうして人に見せるか、一人でも多く人を呼ぼうというふうな考えに変わったのが、私はそういう当時のござれ祭りの趣旨から外れてきたんじゃないかいなど。そんな意味で、私も実行委員会に委員として参加しておりますが、その辺も議論をしたことがあります。しかしながら、そういうことでキリコをメインとしてあの祭りをもう一度と思ったんですが、中には、何や今年の歌手は何も売れとらん歌手やがいや。あんな歌手に寄こすんやったらもうちょっといい歌手よこせばどうやというような、そういうふうな言葉を聞きますと、やはりもう少し考えを直さなければならないなと思っております。

そういうことで、町長、継続は力なりということわざがありますが、一回休むとなかなかそれを復旧することは熱が冷めますと不可能かなと思います。町長おっしゃるとおり、今後新しい、また能登町としてイベントを何かひとつ模索をしていきたいなというふうに私も提案するものであります。

能登町には、山の幸、海の幸、大変おいしいものがございます。例えば1年に1回、収穫祭として能登町全体の地域でイベントを行うというふうなやり方もあるんじゃないかと思えます。旧柳田村にはマツタケもとれます、キノコもとれます。小木へ行けばイカがとれます。宇出津の港には魚がたくさんあります。そこで一環として、例えば秋の収穫祭と申しますか能登町のおいしいものを食べていただく。また、先ほど申したとおりキリコ祭り、祭りを楽しんでいただく。そういう連携した、場所をとらわれずに連携して何かひとつ一斉に能登町のイベントができないかなと思っております。

やはり今、先ほど申したとおり3町村引き継ぎですので、どうしてもイカす会のイベントは、あれは小木のイベントや。ござれ祭りになると、あれは柳田のイベントや。しかたの風になると、あれは宇出津のイベントやと。どうもやっぱりそれが残ったそういう原因かなというふうに思っております。

私自身も合併した、そして町長が整理した、2年前からはこの4つのイベントは能登町のイベントだと思っておりましたが、やはりそういうことも言っていられないかなと思っております。

最後になりますけれども、もしもそういう考えがあるならば、子供たちや若者の意見を聞いたそういう検討委員会をつくっていただいて、ぜひ来年に向けて新しいイベントに模索に提案をするものであります。まず町長の答弁をお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今ほどの奥野議員のお話を聞いておまして、旧の柳田村が東京ドーム近くで行ったイベントが今現在の湯島天神の梅まつりにつながっているというお話を聞きました。私自身も当時、東京ドーム近くの柳田村のイベントに参加させていただきました。当時、柳田村からは100人ぐらいの方が行かれたというふうに記憶しておりますが、そのほとんどの方が自前といいますか自腹で行かれております。そういったすばらしい取り組みをなされたゆえに、それが後につながっているかなというふうに思います。ですから、今現在の能登町の住民の方にもそういった自主的なイベントを考えていただければなど。あるいは自主的な何かを提案していただければなどというふうに思っております。

今後の能登町のイベントに関しましては、やはり地域があり、あるいは産業団体があり、また民間企業等もあろうかと思えます。そういった方々が自主的な運営を行うような組織を立ち上げていただきまして、そして地域を超えた、能登町の町民が一体感を持てるようなイベントの構築をしていただければなど。それによりまして、やはり町の活性化あるいは交流人口の増につながろうかと思えますので、そういったイベントに対しましては町としても支援をしていきたいなというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

7番奥野清君



## 7番（奥野清）

それでは、町長の考えもお聞きいたしましたので、答弁は要りませんが、イベントを通じて本当に能登町になればいいなというような私は思いであります。いろんな問題が山積している中で、合併して3年、まだ本当の能登町になっていない。住民感情が残っているというふうに私は思いますので、そこでこのイベントを通じて本当の能登町になればなという願いを申し上げまして、質問を終わります。

## 休 憩

## 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。1時再開したいと思いますので、よろしく願います。（午前11時55分）

## 再 開

## 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

通告どおり2点の質問をいたします。

まず1番目に、能登ふるさと博についてでございます。

石川県は2008年度3月をもってして能登半島地震による震災復興元年と位置づけて、風評被害を払拭するため加賀、能登でキャンペーンを展開すると発表されております。7月から10月の4カ月間に開催される能登ふるさと博は、七尾、輪島、珠洲が中心だと3月4日の北陸中日新聞で発表されておりますが、当町及び町長はそれにどのように対応されようと戦略、戦術等を温めておいでなのか、まずこの点をお聞かせ願いたいと思うのであります。

また、この能登ふるさと博は各首長の意気込み、感性、ポリシーが試されることになると思います。持木一茂町長はどのような感性をもってしてこのふるさと博に臨まれるのか、明快なすばらしい感性のご答弁をお願いしたい。

震災では、当町は輪島、門前、穴水地区に比べれば幸いにして比較的被害は小さく済んだと思うんです。しかしながら、風評被害においては同様のものがあるはず。恐らくや今決算では宿泊、飲食、水産、農林加工といった業者

の方々の大多数が前年度対比に比べると非常に悪い結果が出ているはずでございます。そうなりますと、町としての自前の税収の減ということにつながり、国からはますます仕送りは減らされ、幾ら財政再建を念仏のごとく唱えても町長が提案されている一步前進するまちづくりというものも色あせてくるんじゃないかと心配するんですが、心配ご無用かどうかともまたお聞かせ願いたい。

最後に、先般、交通新聞社から「産業観光100選」というすばらしい書物が発売されました。富山県ではホタルイカ漁の見学、体験加工の滑川市、ダムの黒部市、立山のアルペンルート、石川では輪島朝市と漆器、福井では敦賀市の港湾レトロ景観、この6点が入っております。これら100選の中身、北は北海道から南は沖縄までじっくり一つ一つ読み返しますと、その地域の文化、特に食文化に触れ合って、ものづくりをするという体験が入選されております。

国交省の観光資源課長水嶋氏の提言では、「今後ますます全国で産業観光が盛んになり、地域間競争の柱として成熟していくことになるだろうと私は期待している」という答弁もされております。

当町の中で、さて産業観光の柱としては何がなり得るのかということに疑問を感じ模索する中ですが、町長はどのようなものを柱にして、もしかしたらまた日本全国の産業観光300選も3年後につくるという話ですが、その300選の中に能登町をどう持っていくかということに対して町長はどのようにお考えなのか、お聞かせ願えたら幸いかと思います。

以上で最初の質問を終わりますので、答弁次第によってはまた再質問しながら煮詰めていきたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

まず、山本議員の能登ふるさと博に関してであります。県と能登半島広域観光協会のほうでは、能登半島地震の風評被害を払拭するため、ことし7月から10月にかけての約100日間に羽咋市、宝達志水町以北の4市5町の能登の全域で、この能登ふるさと博を開催する予定としております。

また、聞いている復興対策の内容としましては、七尾、輪島、珠洲、羽咋の4市で能登元気市を開催し、地元製品の販売や、あるいは伝統芸能の発表を行うとしておりますし、また、キリコ祭りへの送客に力を入れるということでもあります。そして、商店街のキャンペーンを行うということもありますし、また空き店舗への誘致を推進するということでもあります。また、道の駅での特産品販売をすると同時に、酒造ツアーあるいは被災した中小企業の復興を支援

するということでもあります。また、6月から9月にかけては、加賀温泉郷の全国発信にも取り組むといったことが検討されているということでもあります。

これらは、去年の地震により低迷を続けております交流人口を呼び戻すための起爆剤として開催されるものであります。各町では、隣接する市と一緒にこの事業を推進していくことになっておりまして、能登町は珠洲市と共同して、この能登ふるさと博を行うことになっております。

能登町には、あばれ祭を初めとする能登の代表的な祭りがありますし、また特産品も数多くありますので、県あるいは能登半島広域観光協会、あるいは珠洲市に対しまして主張すべきことは主張しながら、能登ふるさと博を契機に交流人口の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

確かに風評被害によりまして税込減となろうかと思いますが、そこはやはり創意工夫を凝らしながら、あるいは知恵を出しながら乗り越えていかなければならないというふうに考えております。

次に、産業観光についてであります。産業観光はあくまで地域の産業を核とした観光推進の方法でありますので、能登町に訪ねてくださった方々には、能登町はこんなところなんだというようなことを知っていただくことができる非常によい観光形態であるというふうに考えております。例えば、酒造やワイン工場などを見学することで食品加工業のものづくりの心に触れることもできますし、また能登町の醸しの文化に触れることも産業観光の一つではないかなというふうに考えております。

このような取り組みを企業が行うことで、お客様とのコミュニケーションの場ができ、そしてお客様のニーズを探ることが可能となるんじゃないかなと思っております。

また、お客様にとっては、ものづくりの工程を見る楽しみがありますし、企業にとってはイメージアップにもつながるのではないかなというふうに思っています。

能登町におきましても、地元の酒造業者や、あるいはワイナリー、町の海洋深層水施設が産業観光ということに行っているというふうに考えておりますが、まだ町の製造業の中にもまだまだ原石が眠っているというふうに考えております。「産業観光100選」の事例を学び、あるいは研究しながら、このような新しい観光形態も視野に入れながら、能登町におきましては、それぞれの産業とリンクする形で我が町の観光資源の開発あるいは発掘を行って、能登町に合った新しい観光形態を探っていくことも大切な一つではないかなというふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

まず、能登博についての町長のご答弁、かなり具体的に珠洲市と能登町で何か組んでやると。全体にしているのは、能登半島観光協会か、どこかそういうところが恐らく県の窓口になろうかと思うんです。

担当課長にお聞きしたいんですけども、そうなると、いつもいつも我々は今年度の予算でも商工観光課の予算で能登半島観光協会に118万ぐらいの大きな金額を払っているのではないかなと思うんです。そうでありながら、常々いつも輪島、和倉、そこらあたりの刺身のつまにされたような、なぶりもののような格好にされておるんです。今度の能登博でも、私らの今現状で調べている上においては、あくまでも輪島の朝市と和倉温泉が中心なんだと。あとは魚の刺身のつまやと。そういうような声も聞こえてくるんですが、その辺、担当課のほうでどのようなニュースをつかんでおられるのか、ひとつわかっている限り教えてほしいと思うんです。それによって、先ほど町長が答弁されたように、我々は協力しなければいけないところは120%の協力をしていかなければならないという心づもりがあるんですが、その辺が見えてこないもので、ひとつお願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

## 商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

このふるさと博覧会につきましては、実施主体から申し上げますと、ほっと石川観光キャンペーンということで、能登の部会と加賀の部会と、そういう部会が2つ設置されまして、その中で私どもは当然能登部会になるわけですが、能登町は珠洲市と協議されて、そしてオープニングセレモニー、それから復興記念のイベント等、それからまた、どういう中身でやるか。概略しか現在決まっておられません。先般、珠洲市の課長と早速協議をしたところでございますが、具体的にはこれからということでございます。

そういう中で、先ほど山本議員の中で、能登半島広域観光協会には負担金を出してございます。そういう中で、常に輪島、和倉が中心であるという御指摘もございましたが、私どもも担当課として会議に臨む中で、そういう実態を肌感じて実感してございます。そういう中で、主張するものは何とか主張して

いこうということで、会議等において、いつもそういう町が中心ですねと、そういう話もしているわけですが、今回の能登博につきましても、珠洲市が中心だと、珠洲市、輪島、七尾、もう一つ羽咋については今後どういう協力関係になるかということで、まだ暫定の中のこともございますけれども、珠洲市にばかりイベントなりそういう元気市の開催なり開かないようにと、主張すべきものは主張していきたいと、かように考えてございます。

それからもう一つ、能登博全体の総事業費につきましては1億8,000万円ございます。この中で当然、珠洲市のグループに入っている能登町におきましても何らかのイベントの助成金、それから元気市等々の助成金もこれから具体的にになっていくかなと考えております。精いっぱい頑張るって町の事業に反映させたいと、かように考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

担当課長より精いっぱい頑張るというお答えで、それで私は十分でございます。ただ、7月から10月ということで、先ほど奥野議員が言われたイベント費がゼロということになっておりますが、もし県なりから地元負担幾らと言われたときは、それ財務課長、銭あるがかないが。その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

#### 議長（新平悠紀夫）

企画財政課長高雅彦君

#### 企画財政課長（高雅彦）

お答えいたします。

当初提案の理由にも申し上げましたとおり、今年度は基本的な収支は一応合っているということで、基金の繰り入れも1,000万円ちょっとで済んでおりますので、もしもご指摘のあるかないかというふうに聞かれますと、財源的には財政調整基金約2億数千万円と、あとそれが合併振興基金に見合った事業であれば、そういった17億の合併振興基金もございますので、そういったものの充当も可能かと思われま。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

## 12番（山本一朗）

わかりました。産業観光につきまして、先ほど町長から答弁願ったわけなんですけど、町長の答弁の中でも、まだ眠った原石があるとかいろいろ言われて、まだあるのかなと思うんです。しかし、この観光の原典も見ますと、国の光を観るという中国の易経から来ています。国の光を観るということは、我々小さい自治体にすると町の光を観るということになろうかと思うんですが、この町の光にどうやってもものづくりなり人々を感動させる体験があるかということを探していかなければならない。そういう思いじゃないかなと思うんです。

例えばの例で、能登空港が開港する2年前からずっと昔の運輸省ですか、そこらと能登地区全体がたくさん会議をした中で、観光産業について、今国交省になっていますが、そこの担当の方が今の能登空港の2階か3階で会議をやったときに、能登空港ができて一番、東京都民三千何百人のアンケート調査で、能登へ行って一番したいことは何かというアンケートをとられた。そのときに一番がイカ釣りをしたいと。空港ができたならイカ釣りに行きたい。漁火の電気の下でイカを釣って体験してみたいと。そういうアンケートが圧倒的に多かったという数字があるんです。

ところが石川県なりが漁師さんがそういうデータをもとにして申し込んでも、なかなか遊漁船の問題とかで許可もなかったとかあるんですが、その辺をもう一遍、まだ眠った原石として今後、担当課長なりが洗い直してみしてほしいと思うんです。その辺、町長ひとつまたよろしくお願いします。

それと、先日のテレビで「プレミアA」という番組、この4日か3日前に見てたんですが、「今、日本が安い」というタイトルで、外国人観光客が日本にいっぱい来ている。5年前から見たら3倍、4倍の数字なんですけど、それも東京に集中している。昔だったら富士山見て、京都のお寺を見て、厳島神社を見て、大体日本の外国人の好みは三大観光と言われたんですが、今は東京の築地の市場の競りを見て、そして一番人気は東京のすし屋で、自分ですしの材料をもらって、しゃりももらってすしを握らせていただいて、自分で握ったものを食べて帰る。それで1万7,000円、外国人がおすし屋さんとか旅行業者に払っているわけです。それがひっきりなしに、営業時間の前に来るから、おすし屋さんも営業前だから内職とかアルバイトとか、そういうもので非常に今、120軒のおすしさんがそれに手を挙げて、それでもまだ追いつかないというぐらい。いわゆる珍しいものを体験させる、ふだん自分ができないものを体験させてあげるということになると、当町でもやはりイカの基地でもありますし、イカの一晩干しをつくる体験、そういったものを、あの立壁の施設を利用するとか、そういうようなものをして大々的に宣伝するのも一つの方法かと思うん

ですが、町長の考えは、体験観光について、もう一つ突っ込んだ答えをお願いいたしたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

確かに山本議員おっしゃるように、観光という形態が変わってきております。以前は単なる景色を見るとかそういうことが多かったわけですが、今はいろんな体験をしないことにはそういった観光客というのは満足しないのかなということで、能登町でもグリーンツーリズムなり、あるいはブルーツーリズムなりヘルスツーリズムなり、いろんな体験なり、あるいはしていただくことが観光客にも喜ばれますし、また、いい思い出にもなろうかと思っておりますので、そういったものづくりを初めとしたいろんな体験をしていかれるメニュー、特にグリーンツーリズムに関しては何年か前から協議会のほうで取り組んでいただいておりますので、そういった意味も含めて、そういった観光形態への発展あるいは拡大をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

#### 12番（山本一朗）

2点目の質問に移らせていただきます。

私は12月議会においても学校給食の食料の提供の安全、安心について課長に質問したわけですが、今回の毒入り中国冷凍ギョーザの事件を機に、日本国民全体が食の安全、安心に多少なり、または大いなりに目が覚めたのではないかと感じております。いつも言っていますが、合併の効果としては、当町は石川県内でも有数のグルメ町となり、質の問題では胸を張っていただけるものもたくさんございます。例えば赤崎のイチゴ、内浦のサツマイモ、越坂から白丸にかけてのネギ、白菜、柳田のコシヒカリ米、小木のスルメイカ、宇出津港の寒ブリ、さまざまがあります。

特に今、日本全国を恐怖に陥れている中国産野菜問題は、日本全国津々浦々の町村に野菜は自分でつくるべきだという警告を鳴らしているんじゃないかなと思うんですが、農林課長はどのように思っておられるか。今こそ町長も行政の力量をもってして能登町ブランドの確立に東国原宮崎県知事のごとく躍起になってもいいのではないかなと思うんですが、町長はどう対応されようとなされ

るのか、またお聞かせ願いたいと思います。

以上をもって質問は終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今ほど議員のご指摘というかご質問の中には、能登のブランド化あるいは農業の関係だというふうに思いますが、まず、ここ数年、食に関する事故の頻発あるいは健康ブームが高まりを見せてきております。これまで以上に食の安全あるいは安心が追求されているんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、今ほど議員が数々述べられました寒ブリを初めとしたいろんな食材あるいは産物が能登町にはあろうかと思っております。このどれをとりましたが、やはり観光振興を推進する上では重要な位置を占める食の領域ではないかなと思っております。そして、能登町にとりましては、やはり食の安全、安心、あるいは信頼の確保というのが非常に重要な課題であるというふうに考えております。

これらをやはり確保するためには、生産者と流通業者あるいは販売者などが一体となって研さんを積み、原材料にこだわった製品づくりを行い、そしてまたトラブル時の対応を速やかにすることによりまして、食品企業や食品のブランドに対しての抱く消費者の安全イメージ確保につながるんじゃないかなと思っております。そして消費者に対しましては、この安心ということをアピールしていかなければならないというふうに考えております。

また農業に関しましても、やはり農産物の供給量の安定あるいは品質が高まることによりまして産地の信用が増すというふうに考えております。新たな販路の開拓することもできますし、あるいはブランド力が高まることで消費者の選択の機会もふえようかと思っております。また、安定的に販売することによりまして生産量の増加や単価アップにもつながろうかと思っております。

農産物のブランド化に関しましては、やはり供給量の安定が一番大切かと思っておりますので、一つの町単独では非常に難しい状況が出てくるんじゃないかとも思いますので、能登全体を広域的に取り組んだ施策が必要かというふうに考えております。そういった意味では、今、農業というのは逆にチャンスととらえて取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君



## 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

農産物につきまして、ブランド化を図るためには、能登地区のJA並びに石川県、市町で能登野菜振興協議会を昨年の7月に設立しています。能登野菜は、その気候風土を生かして栽培いたしましたカボチャやバレイショなどこだわりの特産野菜と、昔からの生活の大切な場面で食べられてきた沢野ゴボウや中島菜など能登固有の伝統野菜がございます。

加賀野菜と比較しましてもよい素材はたくさんありますが、ブランド力ではまだまだ劣っていると思います。そのためには、能登地区の生産者が一致団結して能登野菜をブランド化の冠といたしまして、生産者、食品業界、観光業界などが連携して育てることが大切だと思っています。

## 議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

### 12番（山本一朗）

農林課長のビジネスチャンスは来ていると言いながらも、なかなか役人の範囲かなと思うんです。町長は先ほどもブランドと言われたんですが、やはり能登全体のブランド云々よりか、まず今アメリカでも自分の食品に中国製品を一切抜いたチャイナフリーという言葉で、チャイナフリーというレッテルを張っただけでアメリカでは商品が売れていると。一切この食品、一つの物体の中で中国もののあれは入っていませんよというシール、レッテルを張って、チャイナフリーとしているんですが、それが非常に安全、安心の目印で売れていると。日本ももうすぐそういうふうになってくるんじゃないかなとは思いますが、能登町で今つくっている、今後つくると。今つくっているものに関しては、さほど魅力はないと思うんです。赤崎イチゴ以外は。柳田のコシヒカリと。この野菜に関しては、やはり先ほど川崎課長も言われたように、食品業界とかいろんなそれを使う業界との連携が非常に大事になろうかと思うんです。そういったときにおいて、今の役場の組織で農林水産の各ものづくりの課があるわけですが、それは課は課で、課の仕事を一生懸命にされていて、なかなか横のつながりがないから、そういったアイデアも出てこないんじゃないかと思うんです。

例えば、ものをつくる場所の課というのは農林水産のその課です。指導する。農業とか林業とか。そして、ものができたときに宣伝なり販売なりするところが商工観光課のほうのお手伝いの部署でしょう。そこが縦型でびしっといつてしまっているから、なかなか都合悪いんじゃないかと思うんです。組織上。

その辺、町長はどう考えておられますかね。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

確かに議員がおっしゃるように、役場の組織といいますか、それが縦割り行政というのはよく言われることなんです、できるだけ横の連携を密にとってお互い協議しながらやっていかなければならないというふうには思っております。しかしながら、やはりまだまだ頭の固い役人根性の職員もいますので、その辺の連携がうまくいっていないのも現実かなと思いますが、もっともっと横の連携というのをしっかりとって、ものづくりに対しても対応していかなければならないのかなというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

12番山本一朗君

**12番（山本一朗）**

町長の今の答弁で大満足でございます。これで最後です。最後ですので答弁は要りません。

さきの質問と今の質問とあわせて、やはり私は担当課の守備範囲、自分の課のミスは、ミスだけをしなければいいと。ミスだけをしないで1年を過ごせばそれでいいわけです。しかし成功もなかなかしないわけです。ファインプレーもできない。思いっきり突っ込んでいく仕事もしてほしいと思うんです。そういうことが今町長思っている、町長が言われた多少役人根性が抜けないのかなと町長も遠慮して言われたんですが、本心は多分思っておられると思うんです。

例を挙げますと、今はもう石川県でも東京でも大学なんかでもこれから倒産の時期です。子供が少ないから。そうした学部編制の問題で、日本で前年度、最優秀のパンフレットがあります。非常におもしろいもので、役場の縦割り行政と同じだったので、少し紹介して終わります。

今、ハンバーガーというのは、皆さん知っているとおりのハンバーガーですけども、その学校では生徒の提案で、今現在ですと経営学部ではハンバーガー屋はどうしたら利益を出せるのか、消費者が求めているのは何かというところで経営学部です。そして経営基礎学とマーケット管理を教えている。経済学部では、ハンバーガー市場の売り手と買い手の比較と、ライバルとの戦い方など価格決定のメカニズムと輸入牛肉の円高、円安の差益の問題だけです。法学部

では、ハンバーガー屋を出店するに当たって行政法や食品衛生法、不動産法、そういったものだけです。国際関係学部では、ハンバーガーの具やメニューは文化により異なるのか。例えばヒンズー教徒は牛肉を食べない、イスラム教徒は豚肉を食べない。そういった宗教と文化の問題。こういった問題が各学部にはできないわけです。それを入学したら一つのテーマを持ってきた場合には、あなたはこのテーマがあるんだったら全学部横断で授業に出てもいいです。そして、それは単位としてあげますので卒業単位に認めてあげますと。そういう発表をした途端に、昨年度の受験率が3倍、4倍になったわけです。

だから縦型よりか、時においてはやっぱり役所内も横断型にして、この目標設置を立てたならば各課連携してひとつこれを成功させようと。持木町長のもとに成功させようという連携というものは今後きっちりやってほしいと思いますので、これは切なお願いでございますので、ことし1年イベント費も全くゼロということになって非常にむなしい気もしますが、民間の活力、そういったものを自腹切ってでもやりたいという人もおりますので、町長は人は出すと言われたわけですから、やはり各課連携して何かこの1年乗り切って頑張っていきたいと思うので、ひとつよろしく町長お願いいたします。

以上で質問は終わり、答弁も要りません。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、4番南正晴君

#### 4番（南正晴）

それでは、ただいま議長より発言を許されましたので、通告してありました限界集落の定義、また限界自治体というものについて町長にお聞きいたします。

少子・高齢化が進展することにより、我々のような農山村部と呼ばれる地域では高齢者人口の比率が高くなる。そういったことにより今後ますます限界集落と呼ばれるような、そういう呼び方をされるような地域がふえてくることが予測されるというか、もう目の前に迫ってきております。

こういった地域の伝統を維持し、交流人口の拡大を図り、都市住民の農業の支援またはそういった方々が定住をしてくれる、そういったことを促進するための条例の制定など、そういった限界集落を守る手だてについて町長はどのようにお考えを持っているか。そういったことを、若干私の考えや聞きかじったことなどを紹介しながらお聞きいたしていきたいと思っております。

ただ、私は対象地域と考えられるこの地で懸命に生活をしている人たちがおいでるわけですから、余り限界集落という言葉自体は好きではありませんが、学術用語として現在はもう定着しておりますので、この場では使わせていただ

きます。

さて、この限界集落という言葉についてですが、これは1991年、長野大学の教授でありました大野晃さんという方が提唱した概念ということになっております。この大野教授は、もともとは林業の衰退と再建をテーマに研究をされている方です。

戦争が終わり、1950年代になると住宅ラッシュが始まったといひましようか、それで我が国においては木材の需要が非常に高まってきた。それによって林野庁は植林を一生懸命推進したわけでございます。当時は夢のような話といひましようか、将来的にはこれがお金になるんだよということで、今問題になっております杉の木ですかね、今はもう花粉症といひましようかということで厄介者扱いされておりますが、そういったものをいっぱい植えさせて、林野庁は一生懸命植えさせたんですが、現実として木は植えても40年以上は収入にはならないと。そういったことが見込めないことから、当時の若者たちからは敬遠され、さらに10年ほど時代が進み、1960年代へ入ってくると我が国は高度成長期と呼ばれる時期になり、若者の都市部への流出が進み、過疎という言葉がいよいよ出てくるようになりました。このような山村の人口減と高齢化により、植林した林には全然手入れが行き届かないようになり、逆にそちらにあった集落そのものが消滅していくという非常に悲しい実態ではありますが、そういった実態が出てきたことにより、過疎という言葉よりはさらに悲惨な状態といひましようかということで限界集落または限界自治体といった言葉が出てきたわけでありましようか。

この限界集落といひましようかというのは、学術的には4つ区分されておまして、一つはまず存続集落。これは55歳未満の人口が50%いる集落で、後継者が確保されており、まだ共同体としての機能を次世代に受け継いでいける集落でございます。

続きまして、準限界集落。これは55歳以上の人口が50%を超えている。現在としては共同体の機能を維持していますが、将来には後継者の問題、確保が難しくなっており、限界集落と呼ばれるものの予備軍といひましようかという状態。

続きまして、限界集落。これは先ほどからも言っていますように限界集落といひましようかという言葉は65歳以上の高齢者の人口が50%を超えている。結果としては集落内の高齢化が進み、共同体としての維持機能が限界に達しているといひましようか。共同体といひましようかというのは、簡単に言えば冠婚葬祭などの社会的に営まれる集団的な行動が困難になってきている状態といひましようかということですが、そういった65歳以上人口が50%を超えていると限界集落。

さらにもう一つ悲しいことには、消滅といひましようかという言葉があります。これは人口がゼロ。かつてその集落には住民が存在していましたが完全に無住の地となり、もう集落としては機能しなくなった状態といひましようかというふうに4つの区分けがされておられます。

まずここでお聞きしたいのは、当町においてこの限界集落、それから準限界集落、そういったものに該当すると考えられる集落はいかほどあるか。その辺、町長はどのように思っておられるのか、まずお聞きいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今ほど限界集落初め4つの区分に関しましては南議員からご説明がありましたし、その提唱者である長野大学の長野先生のお話もありました。そして、この限界集落におきましては国土交通省の調査によりますと2006年4月時点では全国に約7,900あるというふうに言われております。

当町ではというお話であります、平成19年4月末では12の行政区が限界集落に区分けされるんじゃないかなというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

4番南正晴君

#### 4番（南正晴）

ありがとうございました。12というお答えでございました。

そうしたら次に、過疎と高齢化で存続の危機にさらされているこれらの地域、集落を守る手だてとして、ひとつ京都府の綾部市というところが限界集落条例と呼ばれる水の里条例を制定して、地域の伝統食の商品化または都市住民による援農、定住希望を手助けしております。これを少し紹介したいんですが。

この条例はどのような条例かといいますと、市役所からおおむね25キロ以上離れている、高齢者比率が60%以上の地域、世帯数が20戸未満、自治会が水源地域に位置しているなどの条件を満たすこの地域を水源の里ということで定義をして、5年間の期間限定ではありますが支援をする。そういった条例でございます。

この目標は、空き家の有効活用、それによって都市住民の定住対策を練る。それから農林漁業体験事業の開催。開催して都市との交流を図る。特産品の開発などによる地域産業の開発。それと水洗化や情報網の整備などの地域の暮らしの向上。こういう4つになっております。

制定初年度が平成18年度に制定されたもので、当初、綾部市は3,900万円の予算づけを行って、これで5つ集落があったんですが5つの集落にいろいろな援助を行っております。

これはこの5集落の取り組みが将来、限界集落と言われるところがまだまだ広がるであろうということを予測されるため、この5集落の取り組みが先例としての重要な役割を担っているということで、同じ悩みを抱える自治体からは二十幾つかの視察があり、またマスコミなどがかなり注目を集めているというふうに聞いております。

1月10日付の農業新聞にこういう記事が出ていたんですけれども、住民に自信回復という言葉でこの条例のことが掲載されておまして、条例が制定されたのを機に、まず6年前に解散した女性会、当町でいうと婦人会といいますか、それが再び結成され、この地に自生するトチの実を使ったトチモチというのが復活したと。さらには、地域の方がフキまたはフキノトウのつみ取りツアーを都会の人相手に2度実施したことにより、金銭的な利益はなかったんですが、都市住民との触れ合いが生まれ、綾部市内への定住希望者が677人にも達したと。非常に明るい話題が掲載されております。

ただ、明るいことばかりではなくて、課題としては、実際は空き家を都市の方に定住しますよといったんですが、村社会の風習とでもいいますか、全く知らない人に家を貸すことに対してはしり込みをする方々が出てきているとか、そういったことによって思ったほど定住促進が進んでいないということの悩みが挙げられております。このあたりの具体策をめぐっては、さらに行政と住民との意識が平行線をたどっているわけですから、もうちょっと煮詰めるべきかなと思うんですけれども。

町長、まずこういった条例制定について、それではどのように考えておられるか、お聞かせください。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

今ほど議員からご紹介ありました京都府の綾部市のほうでは、4つの振興を目標に条例を制定しているわけなんですけど、18年度に予算的には3,900万円の予算だということなんですけど、まだまだ綾部市自体も取り組みを始めたばかりで、それほど大きな成果とかいうのは上がってないというふうに聞いておりますので、綾部市の取り組みなども参考にしながら、能登町としての条例をどうするかというのを研究していかなければならないのかなというふうに思っております。

能登町自身におきまして、これまで過疎対策をいろいろ取り組んできていたわけなんですけど、今後はそういった限界集落というものも意識しながら、そ

ういった条例も含めてさらなる施策の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

4 番南正晴君

**4 番（南正晴）**

町長はこれからそういったことをいろいろ考えていただけたらと思うんですが、もう一つ、限界集落の暮らしを守れということで、1月12日付の農業新聞ですが、民間主導で生活支援ということで、島根県と広島県のNPO法人の例が挙がっているんですが。

これは島根県の邑南町と言われる町ですね。ここにあるNPO法人「ひろしまね」というそういう法人なんですが、限界集落など高齢化が進む中山間地域で集落機能を維持させるために、民間主導で生活支援サービスを提供する実験事業を始めたというふうに書いてあります。これは住民の世話役となる集落支援センターを小学校区単位に置き、役場の事務代行、それから弁当などの配食サービスを行う高齢者向けの生活支援活動を行う構想ということで、まだこれ構想で実験段階なんですけど、このNPO法人はそういったサービスを利用する利用者の手数料収入で運営を考えているということで、NPOが行政サービスの代行をする非常に珍しい試みだということで、一つの新しい地域づくりの手法として現在注目されているらしいんです。

ですから、このような法人組織の育成を考えるのも一つの方法ではないかと思うんですけども、このあたりはいかがお考えですかね。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

当然、NPOを初め非営利団体と呼ばれる組織の支援というのは町として行っていかなければならないというふうに思っています。ただ、行政代行となりますと、やはりそこには少し限界もあろうかと思しますので、その辺を見きわめながらNPO法人に対しての支援は行っていきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

4 番南正晴君

#### 4番（南正晴）

ありがとうございました。いろいろ余り難しいことを言っている、私も正直な話、まだ勉強不足の面がありますので、最後にもう一つ私の言いたいことを言って、それで終わろうかと思いますが。

やはり限界集落、基本的には行政にお願いばかりしていてもだめなもので、地域に住む人は自分たちの地域は自分たちで守らなければいけない。そういう意識を持つことが大事だと、それは思うんです。ですから自分たちの手で地域をつくり、課題解決に向けた政策立案というか、それをさらに行政に自分たちで提言していく。そういった人材を育てることが大事なんです。大野先生が言われるように、そういった外からも、外の人意見も取り入れ、プロジェクトリーダーというか、そういった方の人材の育成も必要ではないかと。要するに地域の中だけで考えていてもなかなか閉鎖的になり、まとまらない面があるので、やはり外から人を呼ぶということも大事だと思いますので。

私たちも当然、午前中大谷内議員が言われたように、この地で生まれて育て、そして私たちもいずれこの地に骨を埋める、そういう覚悟でおりますので、自分たちの地域は自分たちで守るのは当然ですが、それを行政としてやはりどちらの方面からというか、いろんな方面で支援できるということを考えながら、限界集落に近づくことを少しでも防いでいただきたい。そういう願いを込めて、私の一般質問は終わりとします。

### 休 憩

#### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。2時再開したいと思いますのでお願いします。（午後1時51分）

### 再 開

#### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時00分再開）

それでは次に、9番石岡安雄君

#### 9番（石岡安雄）

それでは、私が通告した3点について町長に質問したいと思います。

まず、来年度における住民サービスの低下について質問します。



来年度の予算では、補助金、負担金、事業費等がすべての分野で削減されております。健全財政、財政再建、行財政改革という大義名分のもと、厳しい内容であると思われまます。

私は、この今の現状を否定するものではなく、いたし方ないとも思う気持ちでおりますが、ただ多くの予算削減の中、高齢化が進む当町において、ここ数年、思いやりに欠けた予算だと感じております。例えば、来年度では障害者福祉タクシーで110万円の削減、老人福祉タクシーで150万円の削減、斎場、多目的ホールへの送迎バスの廃止、路線バス運営補助金の670万円の削減など、交通弱者にしわ寄せの行く厳しい内容と感じております。

斎場への送迎バスの廃止で、不便をこうむる人々もおられます。送迎バスの需要を町が民間業者に委託もしくは割安であっせんできないものでしょうか。また、路線バス運営補助金の削減で、日ごろの路線バス利用者に不便をかけずに運営できるのでしょうか。町長にお尋ねいたします。

なお、イベント事業に対しての質問は、奥野議員が質問され、町長答弁されておりますので、控えさせていただきます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、斎場、多目的交流センターへの無料送迎バスにつきましてなんですが、まず先般の予算内示会におきましてご説明をいたしております。2台の29人乗りのマイクロバスで送迎を実施しておりましたが、1台の利用者がそれぞれ10人前後と非常に少ない状況でもありましたし、また、その運行には年間約1,300万円の経費がかかっているところであります。

以上のようなことのほか、町全体の車両削減計画の中で斎場、多目的交流センターへの無料送迎バスの廃止を予定しているということでご報告させていただきましたが、議員のご質問の送迎バスの需要を町が民間業者に割安であっせんできないかということでありましたが、高齢者等少なからず現在も利用者がおいでになります。そのことから、現在、利用者への助成制度を検討しているところでもありますので、また議員の皆さんのご意見等もいただければというふうに思っております。

また、路線バスに関しましては、制度が変わったもので、運行便数が減るかそういうものではありませんので、これまでのサービスの低下にはつながらないというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは町長、削減された予算の中で昨年は780万円、ことしは540万円の予算計上をされている国際女子プロテニス大会、ことしも開催することに迷いはありませんか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

迷いがないからこそ予算計上させていただきました。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは、2点目の質問に移ります。

能登町の老人福祉施設についてであります。

当町には、第二長寿園、鳳寿荘、こすもすなどの施設に施設介護サービス受給者である330人の高齢者の方が入所されております。家庭の事情で居宅介護ができず、このような施設があることで、介護を必要とされる方には大変ありがたい施設となっております。現在、このような施設への入所希望者も多数おられ、待機されていることはご存じのことだと思います。例えば、能登町で第二長寿園への入所を待機されている方は68人、鳳寿荘では63人、こすもすでは40人。もちろん重複して申し込みをされている方もおいでるでしょうが、居宅介護サービスの受給者でも325人おいでるそうです。

能登町のみならず奥能登の高齢化は著しいものがあり、高齢者が高齢者を介護しなければならず、入所できない人は満員状態のあちらこちらのショートステイを転々とせざるを得ない、まことに気の毒な状態になっております。今でさえこのような状態であるのに、団塊の世代と言われる年代が高齢化を迎えれば、その先30年間はより悲惨な状態が続くものと予測できます。行政として施設の不足にどのような対策を講じているのか。また、これからの対策をお尋ねいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

能登町の老人福祉関係であります。やはり長寿社会の到来によりまして高齢者になってからの人生も非常に長くなったというふうに感じております。当町では、町民一人一人が健康で生きがいを持ち、そして安心して自立した生活を送ることができるように、健やかで安らぎのあるまちづくりを目指しているのが現状であります。

能登町の介護認定者とは申しますと、平成19年4月現在では1,156人の方がいらっしゃいます。このうち介護保険施設の待機者、議員がおっしゃいましたが延べ200人ほどになっております。能登町には介護老人福祉施設が3施設で260床、そして介護療養型医療施設が1施設144床あり、人口規模及び高齢者の率からしても県内では恵まれた環境であるというふうに思っております。

200人の待機者につきましても、議員ご指摘のように複数の施設の申し込みをしている方がおきまして、待機者の実数についてはかなり減るものというふうに考えております。

介護保険施設に関しましては、第3期の能登町介護保険事業計画では、当町におきましては新たな施設整備については予定しておりません。ただし、小規模多機能施設等につきましても、日常生活圏域を勘案し整備を考えていくこととしたいというふうに考えております。

次に、団塊の世代ですが、第4次の能登町老人保健計画及び第3期の能登町介護保険事業計画で、65歳以上の高齢者数を平成20年で7,761人としており、これが平成26年では7,857人と見込んでおります。96人の増で、伸び率に関しましては1.2%ということになります。このうち75歳以上の後期高齢者の方は平成20年で4,157人、これに対しまして平成26年には4,434人と見込んでおります。277人の増で、伸び率では6.7%となっております。

後期高齢者の増加は、やはり要介護状態の方の増加につながると思いますし、その重度化あるいは長期化が問題にもなってくるのではないかと考えております。また、核家族化や介護者の高齢化等がこの問題をさらに深刻化もさせていくことがあろうかと考えております。

やはり高齢者の方が介護を必要とする状態になっても、住みなれた家庭やあるいは地域で自立した生活を送りながら人生の最後までを人間としての尊厳を全うできるよう、介護サービスの量及び質の向上を図りまして、地域全体で支える体制の確立に努めなければならないというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

ただいまの町長の答弁なのですが、町長、そう言いながらでも町内ではそういう重複は認めておいでますよね。待機者がたくさんおいでるということで。

そこで、私の思いなのですが、先般、1年後にも閉鎖もあり得るとおっしゃいましたが、真脇ポーレポーレですね。あその施設を指定管理者を募って利活用する、そういう方法は考えられませんか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

もしそういったポーレポーレをご利用してやっていただく方がいらっしゃれば、それなりに検討はさせていただきたいと思います。ただし、やはりそういった施設がふえることによって、また介護保険料が上がるということもありますので、その辺は十分検討しなければならない事態かなというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続いて、3番目の質問に移ります。有線放送事業の民間委託についてです。

昨年で能登町全域に有線放送が整備され、情報や話題の提供など地域に根差した取り組みが合併した今、町民に新鮮感を与え、町民の親近感を増していると思われま。これほどの設備の有線放送は、多額の費用をかけ整備されたものですが、維持するためには職員人件費などの一般管理費として年間5,670万円、施設管理費として6,400万円など、それに起債の償還もあります。有線テレビ使用料として9,900万円の歳入はあるもの、一般会計からの繰り出しもあるのも現状であります。

今年度末には四十数名の早期退職者が出ることで、新年からの各課の職員も2名前後の削減もあるとの話も耳にします。人件費も含めた歳出の削減なども考え合わせ、この有線事業をインターネット事業も含めて民間委託してはいか

がでしょうか。

以前、町長は民間委託に対して、民間にこの事業を任せるのは信用性に乏しいとかそういう発言をされていましたが、隣の珠洲市では、この有線放送事業を伝送路の整備から管理運営まで民間が行っております。珠洲市では、市の負担を最小限に抑えており、新たな雇用の創出も出ております。穴水町でも民間による整備運営を新年度から行うことが決まったと聞いております。

補助金や職員数の削減だけが行財政改革ではなく、官から民へ移行していくのも行革につながるものと思います。また、今後、旧能都地区の伝送路の改修にも多額の費用が必要となってくるでしょう。なおさらのこと、民間委託する必要性を感じるものですが、町長いかがでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず最初に申し添えておきますが、私は民間委託は信用性がないということは申しておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

有線放送事業に関しましては、使用料をいただく対価としまして、やはり安定した放送を行うための経費であります、その内容に関しましては伝送路や支障移設費、施設の修繕費、保守管理委託費、電柱転嫁料、電気代などといったような管理費がかかっておりますが、できるだけ最小限の経費を計上しております。また、特別会計として見れば、単年度当たりの使用料収入に対する人件費などの支出を含めて適切なものととらえております。また、一般会計から繰入金につきましても18年度はゼロでしたし、19年度も繰入金なしの決算見込みであります。また、平成20年度の当初予算につきましては630万円余りを計上しておりますが、最終的には削減できる見込みであります。また長期的に見ますと、議員のおっしゃるような今後の再整備などに係る投資、あるいは以前に整備した事業の起債償還費などが今後の負担となってくるというふうに考えております。

近隣の市町におきましても二、三年前までは全く未整備地区でしたが、地上アナログ放送の終了対策などの関係で一気に有線テレビ事業が取り入れられてくるようになりました。輪島市は公設で行っておりますし、議員おっしゃるように珠洲市では民間事業者が19年度からサービスを開始しておりますし、穴水町のほうでも平成20年度に整備を行うというふうに聞いております。

当町といたしましても、近年の状況の変化をとらえて行革大綱に基づく事務事業の改善、効率化のため運営方法の見直しを図りたいということで、テレビ、

インターネットサービスを一体として民間への移行または業務委託につきましては早急に検討する予定ですので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

町長の今言われたことに民間への移行、業務委託について早急に検討すると言われましたが、具体的にはいつごろをめどに考えておられますか。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

今の議員のご質問ですが、平成20年度に検討を行いまして、できればアナログ放送が終了する、あるいはデジタル放送が開始される前、1年前までには民間委託したいなというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

9番石岡安雄君

**9番（石岡安雄）**

これで質問を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

それでは次に、19番山崎元英君

**19番（山崎元英）**

それでは、通告いたしました2点につきまして町長にお尋ねいたします。

まず第1点は、高波対策であります。

2月23日から24日の早朝にかけ襲いました高波は、各地に大きな被害をもたらしました。このことにつきましては、町長は今議会の所信表明の冒頭でも述べられました。それによりますと、能登町の海岸沿いの国道や県道で通行止めや片側通行が行われたと。あるいはまた、床下や床上浸水の被害もあったと。中には自主避難された家庭もあったとのことでした。また、海上におきましては船舶が転覆するという事態も起きたということでございました。また、小木

港では停泊していた100トンを超す漁船が高波の影響で岸壁につないだ太いロープが切れ、船体が岸壁にぶつかり損傷したということも聞いております。

このような事態を重く見て、町長は2月26日に県へ赴き、土木部長に適切な対応を求められたということは、危機管理に対する迅速な判断であると思われま

す。さて、今回の高波は、寄り回り波と呼ばれ、冬型の気圧配置が強まり、北海道西方の海上で吹き続けた強風によって発生した波が富山湾沿岸に急に押し寄せる現象であるということが報道されておりました。

この波の特性や漁港、道路、港湾施設、船舶に与えた被害を検証し、護岸工事の基準の見直し、防波堤の高さ、消波ブロックの設置についても検討する委員会を富山県と新潟県、水産庁が合同で立ち上げるということが報道されております。奥能登沿岸もかつてない高波に襲われましたことから、富山湾は一つであるという考えに立ち、積極的にこれらと連携をしながら対策を講じる必要があるのではないかと思います。町長はいかがお考えでございましょうか。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、山崎議員のご質問であります2月24日の高波の被害に関しまして、もう一度ご報告させていただきたいと思っております。

住宅の床上浸水が1棟、床下浸水が4棟、非住家の床下浸水が4棟、自主避難が2名、国県道におきましては2路線3カ所が通行どめ、民間車両1台が破損、漁船の転覆が7件、漁船の一部損壊などが19件、公共施設災害として町道1路線、施設災害1カ所、海岸の防波堤決壊などが9カ所というふうになっております。

そして、この原因に関しましては、今ほど議員がおっしゃったとおりであります。

そしてまた、この災害が起こりまして、国交省のほうでは学識経験者等によりまして高波対策検討委員会を設置し、波の特性あるいは被災原因を明らかにして、今後の適切な災害復旧や施設整備に反映させるべく検討結果をまとめるとのことでもあります。残念ながら議員おっしゃるように、この委員会には石川県が参画しておりませんが、全国的な見地から今後の海岸保全につきまして、構造物のあり方や避難行動、情報伝達等、ハード、ソフト両面で答申がなされるというふうに思っております。県においても、答申に準じた対応がなされると思っておりますので、これからも県へ要望して、そして議員の皆様のご協力をいた

だきながら災害対策に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

### 議長（新平悠紀夫）

19番山崎元英君

### 19番（山崎元英）

県のほうへ積極的に働きをかけていただきたいと思います。

次に、2点目に移りたいと思いますけれども、本論に入ります前に若干の質問をさせていただきます。

といいますのは、港湾や漁港の整備や活用の仕方が、国はもとより県において少しずつ方針が変更されてきているのではないかなという感じがするわけがあります。そこで、町長は昨年のスケジュール表、日程表、毎日新聞に出ますけれども、あれを見ますと昨年の8月8日に県港湾整備促進のための要望事項で東京のほうへ行っておいでます。そのときには金沢市長と七尾市長が同行されていた、一緒に行かれたのか、あるいは向こうで会われたのかわかりませんが、行動をともにされているという記事がございました。

そしてまた、もう1件は、10月18日です。10月18日に氷見市で行われました第59回全国漁港漁場大会という大会がございまして、そこへも出席しておいでます。これは新聞紙上で見ますと能登町長だけでございました。

そういうふうにして出席しておいでますけれども、大変これは能登町は2つの港湾と10カ所の漁港を持っております。そういう立場からいたしますと、これは大変有意義な参加ではなかったかなと私は思っております。

それで、この2つのことに会議あるいは大会に出席されまして、国が、あるいは県がどのような方向に今漁港や港湾の整備とか、あるいは取り組みに向かっているのか、どういうふうに感じられましたか、所感をお聞きしたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、8月に行ってまいりました港湾関係の陳情ではありますが、これは昨年はこの1回だけでなく、二、三回行っていると思います。といいますのも、金沢市、七尾市さん、そして輪島市さんも含めた形で陳情を行っております。金沢市長が港湾協会の会長ということで、七尾、輪島、能登町が副会長という立場で、国の港湾局のほうへお願いに行っております。特にこの4つは港湾の事



業を現在抱えております。一番最も大きいのは、ご存じのように金沢港の大水深岸壁ではありますが、やはり我々も港湾の整備を行っている以上、陳情をしたいということで、代議士の先生にもお供していただいて港湾局のほうへ陳情に行きました。そのおかげといいますか、今、宇出津港のほうの役場庁舎前での進みぐあいも目に見えて進んでいるような状況になっておりますので、こういった要望、陳情も効果があったのかなというふうに思っております。

それと、10月の漁港漁場大会に関しましては、県の漁港漁場協議会の会長を私が務めている関係で一人の首長の参加ということになっております。漁港漁場大会に関しましても、やはり秋田県から福井まで7県がこの会場に来ているわけなので、非常に情報交換の場でもありますし、あるいは例えば新潟県の地震の際の漁港の状況なども聞くこともできましたし、そういった各県の会長さんらとの情報交換ということもできましたので、非常に有意義だったと思います。

ただ、国のほうでは、やはりなかなか予算的なものが難しいものですから、各小さい漁港に一つ一つ手当というのは難しく、やはり県にぼんと来て、県の配分ということになろうかと思いますが、能登町にも今ほど議員がおっしゃるようにたくさんの漁港を抱えております。整備の必要な漁港がたくさんありますので、県にこれからも強くお願いしていかなければならないというふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

19番山崎元英君

## 19番（山崎元英）

漁港とか、あるいは港湾につきましては、国、県の管理あるいはまた事業主体でもございますので、予算のつけ方というのはそちらのほうからかなり影響される部分が、かなりというか大部分そちらのほうから影響があるのではないかなと思います。これからのより強い要望チームの活動が必要かと思われま

す。それでは、小木港の整備計画、第2点目ですけれども、この本論に入りたいと思います。

小木港の整備計画と、それに伴うみなと振興計画の参画についてということで質問をいたします。

私たち小木港マリンタウン推進協議会は、2月20日、国土交通省港湾局が進めるみなと振興交付金の事業に取り組んでおります千葉県館山市を視察いたしました。

ここで、小木港マリンタウン推進協議会について簡単に説明いたします。こ

の会は、平成3年8月に設立され、16年以上が経過してございます。設立の趣旨は、小木港及びその周辺の地域の活性化を目指し、快適な海洋及び港湾空間を形成する方策を検討するとともに、事業の推進を図ることを目的とするとあります。そして、小木港及び周辺各地の各種団体の代表で組織をつくり、応分の負担金を持ちながら、そしてまた町の補助金をいただきながら現在も運営させていただいている組織でございます。

その協議会で視察をしまして、私たちの目的は、みなと振興交付金というもの申請計画をできないものかということがテーマでございました。それで、みなと振興交付金というのはどういうものであるかということをお簡単に説明させていただきます。

これは、国土交通省の港湾局が進めているものでございますけれども、その目的は、「みなと振興交付金は、知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る」ということが目的になっております。

そして、その特徴といたしましては、まず地域の自主性を尊重するということがあります。その中では、港湾施設の整備に加え、地域が提案する幅広い事業が支援対象になるということ。そしてまた、港湾市町村等が策定する「みなと振興計画」を国が一括して認定し、柔軟な事業執行を可能にいたしますということです。

また制度の概要といたしましては、事業主体は港湾所在地の市町村である。そしてまた、港湾管理者であります石川県との連携もこれは可能であるということもあります。また対象港湾といたしましては、特定重要港湾あるいは重要港湾、地方港湾という3つのものを挙げてありますけれども、小木港は地方港湾に該当するので対象に当てはまると思います。

交付対象の事業でございますけれども、大きく分けまして2つございます。1つは、基幹事業といたしまして、係留施設あるいは水域施設、防波堤というようなそういうものの整備に対するもの。もう1点は、提案事業といたしまして、その地域の知恵によって編み出されたそういう案に対して支援をします。これは事業費の全体の20%ぐらいを該当するということがあります。

そのような大変柔軟な地域の工夫というものが大変とうとばれる制度であろうかと私は思っております。

そして、その手続といたしましては、所在地の市町村がみなと振興計画を作成する。これは県と連携もしてもいいんだということでございます。そのためには官民一体となってその提案を、どういうものを作りたいかということ計画を立てるということで、大変その受け皿となるようなものが現在あるんじゃないかなという感じがいたしております。また、視察先の館山市の説明の中でも、皆さんのところはそういうものがあって非常に仕事がしやすいんじゃない

ないかというような言葉もいただいております。

そういうことで、この振興交付金の参画といいますか、そういう計画書をつくりながら進めていくということが非常に地域の活性化にもなるかと思えますけれども、町長はどのように評価されるのでしょうか。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

小木港の整備計画とみなと振興計画の参画についてというご質問であります。小木港の歴史を振り返ってみますと、江戸時代において地形的に恵まれた天然の入り江があり、北前船の交易としてにぎわい、そして富山湾沿岸の港を出入りする船が避難する風待ち港としての性格が強い港でもありました。小木港は、かつて函館、八戸と肩を並べる日本有数のイカ釣り漁の基地として、遠洋サケマス漁も行われ、活気にあふれ、町を支える基幹産業として発展してきました。

しかしながら、漁獲割当量の制限あるいは200海里規制などが漁業を取り巻く環境を厳しくし、そして漁業振興のためのさまざまな取り組みが行われてきました。

議員おっしゃるように、平成2年度に小木港マリンタウン構想が取り込まれて、翌年度に小木港マリンタウン推進協議会が設立され、山崎議員におかれましては協議会長に就任されるなど、小木港港湾整備促進と水産業の発展にご尽力いただいておりますことを改めて感謝申し上げたいと思っております。

さて、ご質問の件ですが、小木港は議員おっしゃるように地方港湾というふうに位置づけられております。整備計画は3つの地区から構成されており、港湾といえども漁港的な性格が強い港でもあります。漁船の大型化が進み、県外船の利用も年々増加している状況の中で、これらに対応するため新たな泊まり地の確保や、あるいは港湾機能の充実を図るための整備が進められております。

小木港のみなと振興計画への参画ですが、国交省のほうでは港湾局がみなと振興交付金制度を今年度から新たに創設しまして、全国で14地区、16港が認定の対象となっております。この制度の概要に関しましては、議員からご説明がございましたが、この制度はハード面あるいはイベント等のソフト面にも使えるということで、国交省の金沢の港湾事務所長が昨年2度ほど来られまして、この概要を説明されていかれました。非常に小木港も含め、宇出津港にも利用できる制度でないかなというふうに考えております。

そういう意味では、やはり町の基幹産業であります漁業の振興を図るという

面からも、小木港の整備は不可欠だというふうに考えております。地域の活性化にご尽力されている小木港マリンタウン推進協議会のご意見もちょうだいしながら、地域の知恵と工夫を生かして、効率的かつ効果的に港の振興あるいは地域の活性化を実現したいというふうに考えております。能登町の実情に見合った方策を検討し、県当局にもお願いしていきたいというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

19番山崎元英君

#### 19番（山崎元英）

これで最後の質問にしたいと思います。

大変積極的なご意見を賜りまして、ありがとうございます。大変小木港といえますのはバラエティに富んだ港であろうと思います。範囲は越坂の城ヶ崎から、そして分校の近くにあります御舟崎までが小木港の範囲でございます。その中に3つのものがあるかと思えます。まず北のほうからいいますと、九十九湾がございまして、これは中型船の係船とか、あるいは観光地、あるいは避難港としての役割も果たしております。それから次が、真ん中にございますのは小木港でございます。大型漁船、そしてまた漁港、それから冷蔵庫などの、あるいは石油供給の場所、あるいは輸送の基地というような機能を持ったものでございます。それからもう1カ所は本小木港がございます。ここは小型船舶が係留している場所でもございます。その中間にございまして、深層水などの施設がございまして埋立地がございまして、大変おもしろい機能を持ったものがありますので、住民の知恵とか工夫というものが非常に出てくるのではないかなという感じがいたします。

そういうものを生かしながら、一つの港の活性化と、そしてまた小木港のみならず能登町の活性化につながるような、こういう制度に参画をしていくという町長の積極的なご答弁で、前向きに進めていってほしいということを申し上げまして、答弁は要りません。質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

### 休 憩

#### 議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。50分に再開したいと思います。よろしく申し上げます。（午後2時40分）

## 再 開

### 議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時50分再開）  
それでは次に、1 番酒元法子さん

### 1 番（酒元法子）

それでは、2 点についてお願いとお尋ねをさせていただきます。  
まず最初に、能登中央バスの利便性の向上につきまして。

能登中央バスの穴水中央病院前を13時10分発の太田原経由鶴川行きのバスは、能登七見健康福祉の郷なごみ温泉を利用する多くの方々が利用していると聞いております。利用されている方々は、終点が鶴川駅でありますので、鶴川駅で皆おりなければならないのですが、その乗客をおろされたバスは回送で宇出津まで移動していると聞きました。宇出津まで同じ通り道でありますので、七見温泉のバス停を通るのであれば、終点を鶴川駅よりなごみ温泉バス停まで延伸をしていただけないでしょうか。タクシーも交通機関もないため、徒歩にての移動は特に高齢者におかれましては負担が大きいと思います。なごみのバス停まで延伸することにより、利便性も向上し、温泉の利用率向上効果も期待されると思います。

このようなことを踏まえ、町として、交通弱者保護の観点から交通関係機関に対し何とか町長さんにお骨折りをいただけないでしょうかというお願いでございますが、どうかよろしく願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

酒元議員ご質問の能登中央バスの利便性の向上についてであります。議員のおっしゃる13時10分穴水総合病院発、太田原経由、鶴川駅着が14時34分ということであります。そして宇出津駅まで回送となっているわけなんです。議員ご指摘のとおり、もし回送で宇出津まで行くのであれば、そのまま延伸すればよいのではないかとお考えかもしれませんが、同路線にしましては穴水発の国道経由の宇出津駅行きや、あるいは海岸経由の宇出津駅行きの便が同じ時間帯に運行しており、路線の重複運行を避けながらのダイヤ編成をしているということでもあります。そういう観点からも非常に難しいのかなと思われませんが、4月1日

付のダイヤ改正で穴水総合病院発13時50分宇出津行きのバスが鶴川駅前14時36分に到着する便があります。これが宇出津まで行く便ですので、乗りかえということになりますが、鶴川駅で乗りかえていただいて、なごみまで行けるものというふうに考えます。

また、石川県の主催で、毎年バス会社や沿線自治体など関係者が集まりましてバスダイヤや路線変更について検討する協議会を開催しております。今後も今回のようなもし事例があれば、協議会の場を通して、町民にとって利便性のよいダイヤの編成や、あるいは路線の延伸などの見直しを要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

1 番 酒元法子さん

### 1 番（酒元法子）

そうしますと、大変時間がおくれるわけですが、温泉にゆっくりとつかっておられる時間があるのでしょうかと今ちょっと心配になりましたけれども、帰りのバスの時間が13時50分台ということでありましたので、今おっしゃられた時間帯になりますと利用することが非常に困難になるのではないかと心配されるわけですが、4月のダイヤ改正がそのようになるとおっしゃいました。今おっしゃられた時間。そうすると、乗りかえのそれは鶴川駅まで入ってくるのでしょうか。バスは。

そうすると、お年寄りには荒天時や炎天下、大丈夫でしょうかね。ちょっと心配になりますけれども。町長さんがそのようにお骨折りをいただけるようであれば、期待して、何とかよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、2点目についてお願いいたします。

能登町におけるラッキーネット I P 電話についてお尋ねいたします。

能登町では、情報、通信環境が整備された町を実現するために、町営ケーブルテレビ網を活用したインターネット接続サービス、ラッキーネットを提供し、町内のどこからでも I P 電話を利用できる実証実験を行い、また、その可能性について実証されたと聞いております。このような取り組みは、I P 電話による無料通話が可能になるなど、町民にとって情報格差をなくす有意義な取り組みだと考えます。

以上のようなことから、現在のラッキーネットの加入状況を含めた取り組みや進行状況及び既存の電話サービスからの乗りかえ方法など、町民に対する広報等についてもお聞かせいただきたいと思っております。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

まず、ラッキーネットのインターネット接続サービスにつきましては、平成17年2月から宇出津地区を除きます能登地区でケーブルテレビ施設を利用して民間事業者が運用を行っていき、内浦地区につきましても平成19年4月から利用できるようになっております。本年2月末現在の加入状況はといいますと、能登地区で256世帯、内浦地区で158世帯の計414世帯の方が加入なさっております。

また、IP電話について説明しますと、ラッキーネットとのインターネット接続サービスに加入すると、新たに050で始まる11けたの番号が付与されるもので、固定電話の通話料金の支払い先がNTTからラッキーネットに変わるものであります。

このIP電話は、電話をかける相手との通信経路にインターネット回線を利用することから、全国どこへかけても市内通話料金相当で通話ができますし、同系列会社のIP電話であれば無料で通話もできます。ただ、ナンバーディスプレイなど相手方には050の番号で表示されることや、0120で始まるフリーダイヤルなどNTTサービスでかける場合には、最初に0009を押してからでないとならないという少し面倒なところもあります。また、このIP電話のみの利用はできないことになっております。インターネット接続の加入契約が必要条件でありますので、インターネット接続を加入していただいた後にこのIP電話がご利用になれるということでご理解いただきたいと思います。

## 議長（新平悠紀夫）

1番酒元法子さん

## 1番（酒元法子）

そうしますと、インターネット加入しますと月幾らとかって毎月要るんでしょうか。

## 議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

お答えいたします。

毎月ですが、2,500円に消費税を掛けたものでございます。

以上でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

1 番酒元法子さん

**1 番（酒元法子）**

ありがとうございました。そうすると、先ほど町長さんがおっしゃいました050から始まる番号やら0120から始まる番号が表示されましたときに、とっていいのやら悪いのやら、どこからかかったのかという不安を抱いておられる方もおられるそうでございますので、何とか広報なり皆さんにおわかりいただけますようにお取り計らい願えませんか。

そうすると、毎月2,500円以外にはかからないと。電話賃使っただけだということですね。

済みません。わからんもので。何もわからんもので。わからん人もたくさんおられると思いますので、あえてお聞かせいただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

広報には1年に1回必ず載せてありますし、それから通話料につきましては今言ったお金なんですけど、その他に工事料金がかかります。ちょっと今、金額は定かではありませんが、広報には毎年必ず載せてありますので、よろしく願います。

**議長（新平悠紀夫）**

1 番酒元法子さん

**1 番（酒元法子）**

いろいろお聞かせいただきまして、ありがとうございました。またどうぞよろしく願います。

では、これで失礼させていただきます。ありがとうございました。



## 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、3番河田信彰君

### 3番（河田信彰）

議長からお許しを得たので、2点について質問させていただきたいと思いません。

まず、能登半島地震から1年がたとうとしています。しかし、いまだなくならない余震や新たな災害におびえ、不安な日々を過ごしている方も多いかと思われまます。被害に遭われた方々を初め、町、行政、その復旧、復興に向けて現在も取り組んでいるところではあります。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を例にとってみますと、6,000人以上の住民が犠牲になり、10万棟以上の住宅が全壊し、その死亡原因の8割が家屋、家具などの倒壊による窒息や圧迫死と報告されております。また建築物では、昭和56年以前の建築物に大きな被害があったと言われております。

国土交通省の推計では、我が国の耐震性の不十分な住宅、建物は住宅総数の25%、住宅以外の建物では35%、学校や病院などの特定建物でも25%と推計されています。これまで、この議会においても学校等の耐震性や改修工事等が取り上げられておりましたが、町全体の住宅や町の公共施設等、地震に関する基準が強化された建築基準法が改正される昭和56年以前の建物について把握されているのか。また、調査をしているのか、お聞かせください。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今ほど議員からお話がありましたが、昨年の3月25日、県内観測史上最大の震度6強の能登半島地震が発生し、約700棟の住宅が全壊し、2,600人を超える方々が避難所生活を余儀なくされました。能登町におきましても震度6弱を観測し、土蔵の倒壊などの被害がありました。

こうしたことから、住宅の耐震化の必要性について非常に重大なことと認識を新たにしております。今年度、国の補助を受けまして能登町耐震改修促進計画を策定いたし、業務を発注済みであります。町内全域の住宅や建築物を対象に耐震性調査を実施しているところであります。

まだ業務期間中でもあり、改修の成果品は納入されておきませんが、対象となっております昭和56年以前に建築されたものは、能登町の住宅総数約7,500戸のうち5,160戸となっており、現在の耐震化率は31%となっておりますが、今現

在調査中であるということをご理解いただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

3番河田信彰君

**3番（河田信彰）**

国は、こうした建築物の耐震改修を促進するために平成7年に制定した耐震改修促進法を平成17年に改正するとともに、耐震診断、耐震改修の補助制度の要件緩和や耐震改修促進税制の創設などの支援強化を行っていると聞きます。

一方、我々地方自治体は、国が定めた基本方針に基づいて耐震改修促進計画を作成し、建築物の耐震化効率の向上を図り、災害に強いまちづくりの実現を目指すことになっておりますが、その計画はどのようなものになっているのかお聞かせ願いたい。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

県のほうでは、平成19年度に石川県耐震改修促進計画を策定しております。その計画では、平成27年度末には耐震化率90%を目標としております。町のほうの計画といたしましても、県の方針に合わせ、平成27年度末の90%を目標に耐震改修の普及啓発に努めていきたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

3番河田信彰君

**3番（河田信彰）**

今後、建築物等の劣化を未然に防ぎ、新たな機能を追加して長く使っていくためには、定期的な点検と計画的な修繕が必要です。先ほど言った昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物では、その耐震診断や耐震改修が重要と考えられますが、いずれも多額の資金や専門家のアドバイスが必要となり、なかなか踏み出せない方も多いかと思われます。

残念ながら全国的にも耐震診断、耐震改修や改良工事に補助や助成を行う制度を設けている自治体は少なく、石川県内では金沢市がいち早く既存建物耐震改修工事費等補助金制度を設けており、木造住宅の耐震診断、設計、改修に対する補助をしています。平成18年度までは利用率や相談件数は低かったものの、

能登半島地震後の平成19年度では耐震化相談件数は既に200件を超え、住民の関心の高さがうかがえますし、輪島市においても20年度より補助事業を新設し予算化されると聞いております。

町が町民の生活を守る、安定した生活を保障するといった意味で、命を守ることを優先とした先進的な事業が必要と考えられますが、いかがですか。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

議員のご質問の町の助成制度はということですが、議員のおっしゃるように金沢市を初めとして県下の市では既に設けております。議員おっしゃるように輪島市、珠洲市でも平成20年度より実施する予定と聞いております。

また、能登半島地震以来、金沢市のほうでも件数がふえているということでもありますので、能登町といたしましても耐震改修計画の目標達成に向け、制度の創設について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

### 議長（新平悠紀夫）

3番河田信彰君

### 3番（河田信彰）

町では新年度より新たに、能登半島地震により被災した住宅の復興のために必要な資金を金融機関から借り入れを受ける場合に、その償還金利子の一部を助成する制度をスタートされていますが、名目計上の補助だけではなく、安心して暮らせる生活できる空間づくりの確立に向けた取り組みに努力していくことをお願いして、次の質問に移ります。

有線放送テレビについて質問させていただきます。

ご承知のとおり、能登町の有線テレビ放送事業は、旧能都町、旧柳田村からの継続事業として新能登町に引き継がれ、合併後、旧内浦町管内を整備し、きょうに至っています。旧能都町においては平成8年度から平成15年度の光伝送路整備事業にて整備され、旧柳田村においては平成13年度を最後に大がかりな整備を行っていないと認識しています。つまり、現状の同軸ケーブルを使用した有線テレビ放送施設は、施設整備後約7年から10年経過していることとなります。

以前の議会答弁において、同軸ケーブルを使用した有線テレビ放送の施設の

耐用年数は10年と答弁されていましたが、耐用年数が来ている旧能都町管内及び旧柳田村管内の有線テレビ放送施設を今後どのように管理運営していく計画なのか、ご答弁、担当課長よろしく申し上げます。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

石岡議員の質問に町長が答弁されたように、民間委託について、ここ二、三年ぐらいで検討したいということで、ご理解をお願いしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

3番河田信彰君

**3番（河田信彰）**

二、三年ということは、21年、22年という感じで受け取ってよろしいでしょうか。

では、有線テレビ放送施設のそのときのリニューアルの後、私たち町民は、どのようなすばらしい夢のあるサービスを受けることが可能なのでしょうか。具体的な案がありましたらお答え願います。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

お答えいたします。

今後考えられる新たなサービスにつきましては、デジタルの多チャンネル放送サービスや町で行っている自主コミュニティチャンネルのデータ放送ができるかと考えております。

まず多チャンネル放送サービスにつきましては、町民のまず需要があること。そして、民間事業者のサービス参入が前提となっております。またデータ放送につきましては、地上デジタル放送の機能を利用したもので、既に県内ローカルのNHK、それから民放で提供されているものですが、町のサービスとしては現在のテレビかわら版、テロップが出ていると思いますが、これに相当する内容、例えば町道の通行止め情報、それから行事予定などをリモコン操作でい

つでも好きなときに繰り返して見られるサービスが提供できるかと考えております。

以上でございます。

**議長（新平悠紀夫）**

3番河田信彰君

**3番（河田信彰）**

高齢者等が安心、安全に生活するために、そのリニューアル後の施設を利用することはできないのでしょうか。以前、柳田地区では平成13年度に、農林の田園地域マルチメディアモデル整備事業にてモデル的にCATVを活用したひまわり健康支援システムを行っていたと聞いていますが、その効果やその後の利用状況はどうなっているのか。また、音声告知端末を使い、ボタン一つでナースコール、お助けコールができるサービスも可能と聞いており、ふえ続ける高齢者やひとり暮らし、障害者などへの強い味方と言えますし、離れて暮らしている家族にも何かあればすぐ駆けつけられるといった安心感が持てると思いますが、このようなサービス、整備は今後考えられますか。お願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

広報情報推進課長坂東裕君

**広報情報推進課長（坂東裕）**

お答えいたします。

柳田地区にありました在宅健康管理支援システム、要は血圧の高い人やひとり暮らしの人、高齢者に血圧測定器を貸し出して、それをモニターで保健指導を行っていたというシステムと聞いております。合併後におきましては、各種機器が相次いで故障したこと、また利用者とサービス地域も限定されていたことから、現在は廃止し、サービスは行っていない状態でございます。

ただ、この先、町内の有線テレビインフラが整備されれば、担当課と協議の上ではありますが、新たなサービスを展開することについて今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

3番河田信彰君

**3番（河田信彰）**

私たちの町には、仕方なく、働くところがなくやむを得ず父、母を能登町に残し、故郷を離れて生活をしている家族と、町に残り生活を営む家族が日々の安心、安全を確認できるような使い方をぜひ検討され、実現して行ってください。希望いたします。

アナログ放送が廃止される2011年度まで、残すところあと4年ほどとなりました。現在、能登町有線テレビ放送でもデジタル放送の再送信をされていますが、これまでに受信について何らかの苦情やトラブルなどが担当課に寄せられていますか。寄せられているとすれば、どのような苦情やトラブルなどが寄せられておりますか。

### 議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長坂東裕君

### 広報情報推進課長（坂東裕）

お答えいたします。

2011年7月24日までにアナログ放送が終了ということで、受信不可能な地域が多数出てくるのではないかという大きな課題ではありますが、まず当町有線テレビにおきましては、地上デジタル放送の再送信を昨年4月から開始しており、一応の受信対策はできております。

ただし、デジタルテレビさえ買えば見られると思っていたものが、例えば宅内の配線、機器が劣化していて改修しないと映らないというケースも多々見受けられます。アナログ放送終了の直前になりますと、例えば電気屋さんでも手が回らないことも懸念されます。また、ひとり暮らし世帯などでは、対策ができていないままこの時期を迎える可能性もございます。

大まかな周知につきましては、総務省が主体となり、テレビ放送などで知らせていますし、当町におきましても総務省のパンフレットの配布、それから町の広報でお知らせしているところですが、先ほどの例もあるように、これでも十分とは考えておりません。

今後は、このようなもののほかに、まず町の自主放送番組の中でお知らせをしたり、それから今後も広報を通じて周知したいと考えていますし、まず終了1年前の平成22年度には、最終点検として全世帯の対応状況を把握して指導していかなければならないと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

3番河田信彰君

### 3番（河田信彰）

今の答弁は、皆さんが聞いていれば、宅内配線のほうも全部皆さんがもう一度見ていただいて、電気屋さんをお願いをしてさわっていただければ映るようになるのかもしれませんが、多分見てない人もおいでますので、またもっと町として音頭を取って、有線テレビ入っている人には皆さん周知されることを私はお願いします。

本当にもうすぐ春祭りの時期になってきていますが、今まで何をしてきたのか。あのときこうしておけばよかったとかいう後の祭りにならないよう、検討もいいですが、柔軟な対応で実行に移して行ってほしいと思います。

ご期待していますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

### 議長（新平悠紀夫）

以上で本日の一般質問を終わります。

## 散 会

### 議長（新平悠紀夫）

次会は、あす3月13日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

### 散 会（午後3時22分）

## 開 議 (午前10時00分)

### 開 議

#### 議長 (新平悠紀夫)

ただいまの出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 一般質問

#### 議長 (新平悠紀夫)

日程第1 一般質問を行います。

10番菊田俊夫君

#### 10番 (菊田俊夫)

おはようございます。本日はトップバッターということでございますので、ひとつ質問をいたしたいと思っております。

私が通告しました2点につきまして、町長並びに副町長、そして担当課長に質問いたします。

まず1点目でございますが、きのう奥野議員も申されましたイベントの件でもう一度質問いたしたいと思っております。

平成20年度の能登町一般会計予算は、昨年度より5.8%減の127億円と定まった。昨年より7億8,800万円の減額である。県内19市町の新年度予算も出そろい、9市町がプラス編成となった。そのうち輪島市、珠洲市、穴水町が税収減でも増額編成となった。輪島市や穴水町は能登半島地震の復旧、復興関連事業の計上がプラス編成の要因と思うし、珠洲市などは二、三年の先を見込んでの体験交流施設を建設すること。皆それぞれ市民や町民のために苦しい財政の中でも市や町の活性化に向けた動きが強く感じられるが、我が能登町の町税が昨年度より本年は1,770万4,000円の減額となっている。

そのためではないかと思うが、18年、19年余りも続いてきた町のイベント事業の補助金がすべてカットとのこと。長く続いたためマンネリ化したからときのう申されましたが、ただそれだけの理由でカットなのか、まず町民がそれで納得すると思われるのか。それほど財政が厳しいなら、町から出しているすべての補助金をカットすべきではないのか。また、町民が年に一度のイベント事業を大変楽しみにしているはずだが、昨年もイベント事業合わせて2万2,000人



以上も参加している。執行部の考えだけでイベント事業を中止に追い込むのは町民を無視したやり方ではないのか。せめて町民のアンケート調査をして、その結果によって決めるべきではなかったのか。今後、実行委員会が話し合われて決められると思うが、町長、いま一度お聞きしたい。ことしのイベント事業の補助金を全額カットの気持ちは今も変わりがないのか、まずお答え願いたい。そして、どうしても出される気持ちがないのなら、せめて町の広報にイベント事業の補助金の件を町民にわかりやすく載せていただきたいと思います。

最後に、一度町長の考えをお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

今ほどの菊田議員のイベントに関してのご質問に対して答弁させていただきましたが、イベントに関しましては、きのうも申し上げたように、やはり能登町としての町民の一体感の醸成のためには必要なものだというふうに認識しております。ただ、今までそれぞれ3町村でやってきたイベントをそのまま引き継いだということで、そのイベントに関しては町民同士の一体感というのはまだまだ希薄なのかなという気がしております。それと、きのうも述べましたようにマンネリ化という声もありますので、能登町としてのイベントがどうあるべきか、もう一度町民の皆さん初め実行委員会の皆さんにも考えていただきたいという思いでおります。

ですから、イベントが必要ないということは決して思っておりませんので、20年度をかけて能登町としてのイベントを構築するための1年間の休止だというふうに考えていただきたいというふうに思っております。

それと、イベントというのはやはり長く存続させるためには、地域から発生して、そして住民みずからが企画立案し、それが住民の力によって実施されるということが長く続くイベントかなという気もしております。

また、職員の削減計画によりまして職員数が減少することも明らかでありますので、当然、今までのように職員がすべての今までのイベント開催に関与できるかということを考えますと、やはり財政的にも人的にも不可能ではないかなというふうに考えております。

ですから、今後は住民みずからの手によって開催されて、多くの町民の皆さんの支持が得られるような新しい形でのイベントがあらわれてくるようなら、町としましてはぜひ可能な限り支援を行っていききたいというふうに考えており

ます。

### 議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

### 10番（菊田俊夫）

町長がそのようにおっしゃるのなら、ことしの20年度、実行委員会の方もおいでます。町民の意向も考えられて、またできるだけいい方向に向かって進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、2点目でございます。

18年度の町税及び町債権の未納額についてということで質問をいたします。

能登町滞納処分審議会の会則が平成17年10月11日より適用され、この委員会には能登町滞納処分審議会と称し、以下、審議会とっております。この審議会には、副町長、総務課長、税務課長、監理課長、税務課収納対策室長、町民課長その他の債権を有する主管課長及び担当課長をもって組織するとなっております。目的としては、この審議会は、町債権における収納事務における適切、円滑な運営を期することを目的とするとなっております。審議の内容としては、滞納処分及び滞納処分の停止、不納欠損処分、また、この審議会の会議は原則、年2回とし、12月に開催することとなっております。審議会の結果を町長に報告するとも記されております。

滞納額を質問する前に、まず議員各位を初め役場職員の中には滞納されている方はだれもおられないかと思っておりますが、能登町の平成18年度の滞納額が3億7,473万7,143円と多く、昨年12月の、明けて12月ですが、12月の審議会でこの滞納額に対してどのような審議をされたのか、審議をされた内容をまず副町長である山元淳二氏にお願いいたします。

### 議長（新平悠紀夫）

副町長山元淳二君

### 副町長（山元淳二）

ただいまのご質問にお答えいたします。

能登町滞納処分審議会につきましては、議員が申されたとおりの審議会でございます。

本来、滞納者に対する滞納処分等につきましては、担当課の判断において独自で起案を行い、処分を行ってきたところでございます。しかしながら、それでは各課において対応がばらばらとなり、十分な成果が得られない場合がございます。

いました。そういうことを踏まえて、合併以来、税務課の中に収納対策室を設置して、全庁的に未納金対策に取り組んでいるところでございます。この審議会を立ち上げたのも、そういった趣旨からでございます。この審議会を通じまして、滞納者及びその世帯の情報の共有化を図り、各担当課が連携しながら債権回収に努力しております。

昨年12月に行った審議会の内容につきましては、各課において平成19年度中に予定している不納欠損者の審議会を中心に行いました。具体的な内容については申し上げることは控えますが、滞納者本人はもちろんのこと、世帯員の生活状況や財産状況等々の調査をもとにしながら審議しております。あわせて、滞納者の情報交換や情報収集、今後の悪質滞納者の滞納処分のあり方につきまして意見を交換しております。

特に国営農地開発事業の負担金については、議会の決算特別委員会においての指摘事項としてあったことを重く受けとめ、19年度、そして20年度において各戸の訪問はもとより、処分等の方針を決めることを申し合わせております。

また、今まで以上にそれぞれの収納目標に向かってさらなる努力をすることを確認しております。

以上です。

#### **議長（新平悠紀夫）**

10番菊田俊夫君

#### **10番（菊田俊夫）**

審議されました内容の件はわかりましたが、それでは、昨年の19年度12月31日現在で3億9,217万8,170円と、19年度末までまだ3カ月もあるのに1,746万3,317円も増加しているのです。徴収をしていないのか、なぜこの数字がふえてくるのか、まず税務課長、ひとつお答えください。

#### **議長（新平悠紀夫）**

税務課長元谷猛君

#### **税務課長（元谷猛）**

菊田議員のご質問にお答えいたします。

滞納金が18年度末より19年度12月末で1,746万3,317円増加しているが理由を述べてほしいという質問であります。

税につきましては1,989万8,618円ふえております。その他債権につきまして243万5,301円減っておるものでございます。その差が1,746万3,317円となって

いるわけでありませう。

税につきましては、普通税、国民健康保険税合わせまして18年度は23億8,000万円の調定がございました。その2%程度が約4,800万円程度になりますけれども、それが未納となっておりますわけでありませう。それが19年度の滞納分に加算されて滞納金の合計がふえているということでありませう。そして、12月までに滞納の徴収が進みまして、12月の1,746万3,000円という数字が出ておりますけれども、税につきましては1,900万円相当増加分になっているというわけでありませう。

今後、決算期までに徴収に努力いたしまして、滞納金が減っていきまして、また新年度に入り前年度未納分が加算されるという経緯の中での数字でありますので、ご理解をお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

#### 10番（菊田俊夫）

わかりました。それではもう1点、特に先ほど町長も申されましたが、副町長も申されましたが、農林事業であるパイロット事業の負担金の滞納額が1億5,037万2,774円と18年度の全滞納額の約半分近くの金額が滞納されております。滞納額でございます。これは柳田の開拓パイロット事業の件かと思うんですが、これは平成17年度に終了しているはずではなかったのか。農林課長、現に滞納している人数は何名か。また、その中で一番大きい滞納額は幾らか。おわかりなら、ひとつ答弁を願いたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

農林水産課長川崎時夫君

#### 農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

まず、滞納者につきましては90名余りおいでませう。そして金額的に大きい人は幾らと言われておりますが、それは約大きい人で2,000万ほどでございます。

どのようにというか、滞納が多いという場合は、現在1,200ヘクタールほどの農地開発がありますけれども、そのうち90%ほどは開発農地は荒廃地となっておりますのが現状でございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

**10番（菊田俊夫）**

一番大きい滞納額が2,000万円と言われますが、これは徴収できるのかできないのか。どういう方がこういう2,000万円も滞納されておるのか。これからどのような方法で農林課長が徴収をされるのか。その点もひとつお聞きしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

農林水産課長川崎時夫君

**農林水産課長（川崎時夫）**

お答えいたします。

当初の農地開発は、輪島、柳田につきましては400町歩以上なければ国営事業としては採択にならないと聞いていました。それで、ある部分的にいいますと、今の滞納の大きい人につきましては、自分の山を約20町歩ほど開発しております。それが一番の大きな負担金となっております。

また、今後におきましてはいろいろ差し押さえとか滞納処分を前提に、さらに強力な未収金対策を行い、そうした中においても20年度におきましては時間外や休日などを利用して納入相談を行い、特に悪質な、先ほど副町長も申しましたけれども、未納者に対しては積極的な差し押さえ、滞納処分等を行っていきたいと思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

10番菊田俊夫君

**10番（菊田俊夫）**

恐らくなかなか簡単に2,000万円というのは徴収できないかと思いますが、それにしてもこれは町民が税金を払っているんですよ。この金額はもう終わっているんですよ、本当は。17年度で終了しているんですよ。町が立てかえて払っているんですよ、これは。ということは町民も税金も払っているということなんですよ。そういうことをもう少し認識いたしまして、ひとつ徴収の方法をお願いしたいと思います。

そして、とにかく、この間も私、四、五日前に町民とちょっとお話をしてきたんですが、本当に皆さん生活に追われて一生懸命働き、月々納税をされている方が多いんですよ。にもかかわらず、こういう1億5,000万円の滞納額がある

ということは情けないと思うんですよ。

そこで町長、この件につきまして、滞納整理をどのようにされる方針か。また、地方自治法に沿った差し押さえも考えられておられるのか、町長の答弁をお聞きしたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

確かに議員ご指摘のように多額の滞納金が今現在存在しております。その中で、大多数の町民の皆さんが期限内に町税あるいは各種負担金等を納付されておられます。公平の原則からも、やはり負担能力があるにもかかわらず納付に応じないなどの場合があります。そういうときには、やはり厳正に滞納処分、すなわち差し押さえ処分も執行して債権回収に努めていかなければならないというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

10番菊田俊夫君

**10番（菊田俊夫）**

できるだけ。できるだけということはおかしいですが、これは真剣に取り組んでいただいて、納税をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

それでは次に、17番多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

私は今回、今年度の予算について町長の姿勢と考え方、そしてまちづくりについてということで町長をただしたいと思います。ひとつよろしく願いをいたします。

まず、町長の所信表明演説でございます。

今年度の町長の所信表明の中では、町長は町民の目線、町民の視点に立ち、財政緊急事態宣言とも言える3年間の集中改革期間を設けて、安心、安全をキーワードにそれぞれの地域がこれまで養ってきたまちづくりを尊重しながら、町民との協働による能登町の持続的な発展を目指してきたということを表明し

ておられます。また、その中に町政を取り巻く状況という中では、経済活動の縮小が懸念される。そして医療、年金、介護など社会保障費の増大。このような状況の中、町民の皆様が誇りに思えるような地域をつくり上げていくために、行政改革推進プランに基づき、さらに徹底をした行政改革に取り組むということでございます。町長の全面的な行政改革の気持ちが出ているのではないかなと思っております。

そしてまた、財政規模の中にでも同じく20年度予算編成に当たって、一般行政経費を対象とした削減目標を15%と定め、徹底した削減に取り組むと、ここにも書いてあるわけでございます。そしてまた、豊かな自然を生かすまちづくりということに係りましては、森林整備地域活動支援事業、農地・水・環境保全向上対策事業等を挙げているわけでございます。

そこで、改めて町長に質問をいたしたいと思えます。まずは、能登町の現状で町長はどのようにまちづくりを考えているのかなということでございます。私たちの地域にも鶴川というところがあります。この鶴川につきましては、ことしは銀行もなくなり、一部ですが。それから食堂も消えていく。タクシーも消えていく。まちづくりに対して、やはりもう少し行政の顔が見えてもいいのではないかなという気がするわけでございます。

また、宇出津駅周辺、のと鉄道の跡地の利活用の問題でもございますが、これも何ら私にして言わせていただくなれば、進展がない。もう少しプロジェクトの計画、そういうものが町民に見える形で出てきてもいいのではないかなということでございます。

町長の顔がもう少し今年度の予算にでも全面的に出てきてほしいということでございます。

また町長は、行政改革というものを断行してやるということではございますが、その中にも私は前の臨時議会からも言っておるわけでございますが、町長の行政改革を本当にやるならば、やはり私は先ほどの公社の問題、アンバランスである。なぜ高いところに落とすのか。それが行政改革なのかということを変更して問うてみたいと思えます。

今年度の予算書にも載っておるわけでございます。121ページの商工費の中にあるんですが、その中にもひとつ今年度の予算の中ということで討議をさせていただきたいと思えます。

なお、私は議案質疑の中にもおきましたように、本当に行政改革をやるならば、町長はごみ収集についても明確な統一性単価を早く打ち出すべきであるということでございます。

そしてもう一つは、町長が本当にやる、執行の方々も汗を流す。今、プライベイトとかバランスがいいがになったと言っておるんですが、本当の町長の意気込

みが町民に伝わるならば、やはり職員の給与問題だけでなく、私は前にも言ったんですが、町長は、三役はもっと踏み込むべきであるし、それから退職金問題にしても、もう少し明確に話をしたらいいのかなということでございます。

町長の、私に言わせれば、失礼かもしれませんが、町長の顔が頑張っているなという感じで見えたのは、去年の県議会選挙のときだけであると私は思うんですよ。町長はあのときは本当にだれが見ても汗を流したような、だれが見ても見えるような、そういう町長の行動でした。あの行動をもって、やはり私は能登町のためにかくあるべきであるというものを町民に知らせていただきたいと思います。

改めて私は所信表明の中にある中で、鶉川の現状、それから宇出津の駅の跡地という問題、ひとつ先に答弁していただければ幸いかと思います。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

まず、議員のご質問の鶉川と宇出津駅の関係であります。議員もおっしゃるように20年度の予算におきましてはプライマリーバランスがとれたということで、繰入金も1,800万円ほどに抑えることができました。これも18、19、20を集中改革期間と決めさせていただいて、そしてまた町民の皆さん初め住民の皆様にもご協力いただいたおかげで、20年度の予算がこういう収支になったのではないかなというふうに思っております。

ですから、議員の皆さん初め町民の皆さんには感謝申し上げたいと思っておりますし、ここで気を緩めると、またもとどおりになってしまうという気もします。20年度以降もしっかりと心を引き締めて、気を引き締めて予算編成に、そしてまた町政に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

また、鶉川地内の例えば北國銀行等の撤退に関しましても、やはり民間業者ですので、そういった不採算部門というのはやはり民間は民間なりに考えられて撤退されたのではないかなというふうに思いますが、非常に憂慮されることではあります。町としましては、できるだけ地域間格差というものをなくすような努力はしていかなければならないというふうに思っております。

また、宇出津駅周辺の開発につきましても今年度、宇出津駅検討委員会を設けまして、どういうふうの開発していくか、あるいはどういうふうに整備していくかというのを検討させていただいております。それを20年度に取りまとめ、そして町民の皆様にも発表できる状況がそろわないかなというふう



に思いますので、もうしばらくお待ちいただければというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

ぜひ町長、宇出津の駅の周辺の跡地については、検討委員会があるそうですので、ぜひひとつ早く町民に見える形で進展をさせていただきたいと思います。

それから、鶺川のことも言われましたが、やはり鶺川について、私はまちづくりの全体像が見えないからでないかなと思うんですよ。ぜひ鶺川はこうあるべきであるというものをもう少し鶺川の地元に入って、真剣に取り組んでいただきたいと思います。でないと、鶺川はやはりこれからどうなっていくのかなということで、私は心配をしているわけでございます。ぜひひとつ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、町長、ことしの町民税、先ほども話があったんですが、これもやはり2,300万ほど減額予算になっております。やはりこれが課税標準額ということで割り返しをいたしますと、全体で3億5,000万ほどの所得が上がってないような、町全体で、というような私の論法でもあるわけでございますが、やはり若い人の所得が、現役の所得がこれだけ全体で少なくなっていくとしたならば、やはり町の活性化というものを思い切って考えていただかなければならないなということでございます。ぜひひとつそれをよろしく願いいたします。

また、豊かな自然を生かすまちづくりの中には、やはり町長が言われております豊かな自然を守り生かすまちづくり、そのままの言葉なんですけど、ぜひ奥能登には、能登町にはすばらしい景観、そのものが原風景と言われるものがあるわけですから、ぜひこれを守っていくような施策をも打ち出していきたいと思います。

まずは、景観条例というものを改めて問いたいと思います。それから、若者の収入減というものに対してもどうなのかということも問いたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず町税に関してでありますけど、若者だけでなく能登町全体の給料が下がっ

てきているというのが現実であります。それだけやはり経済的には低迷しているのかなという考えがあります。都会のほうでは少しずつ回復の兆しが見えてきているみたいですが、やはり地方の、そして過疎化の進む自治体の部分では、まだまだそういった経済の回復というのはまだまだ先の話かなというふうに思います。ただ、それは遠い将来になるかもしれませんが必ず回復の兆しというのは見えてくると私は信じておりますので、それまで皆さんには頑張っていたいただきたい。ただ、町税が減っているから住民サービスを減らすとか、そういう考えは全くありませんので、ですからその辺はご理解いただきたいというふうに思います。

また、景観条例に関しましては、やはり大切な能登町あるいは奥能登の自然を守るということは大切ですが、能登町には今現在、景観条例というのはございませんが、そういうものも含めて検討もしていかなければならないのかなというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

それでは、先ほども申しましたように、私は行政改革の取り組みという中で、改めて質問をいたします。

まず町長、やはり私は今回の予算の中にある商工関係の中にある中でも、前回の臨時議会から通しまして高いところに落とされたその問題は、やはり私は正しくなかったのではないかなという思いをしておる一人でございます。

そこで、改めて私は町長にこう言います。まず、町長は指定管理者というのが地方自治法の第244条の2番に出てきております。その中で、その4項の中には、「前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする」ということでございます。そして、能登町の条例ができておるわけなんです、その条例の中にも4条の2でも、「その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること」ということが書いてあります。

私は、臨時議会からいろいろ見るわけでございますが、何らきちっとした事業計画書というものを目に見ないままで議決をしたような気がしてなりません。そして、この間の議案の中では、まだ本契約が済んでいないと。本契約が済んでいないということになると、何を議決したんだろうかな、何を執行者の方々が私たちに提示をしたのかな。提示したものについては、私たちは債務負担行

為と、業者の氏名しか私たちはもらってないというような感じなんです、改めて今、本契約がなされていないということですが、何を詰めているんですか、ひとつ聞かせていただきたいと思います。ひとつよろしくお願いします。

**議長（新平悠紀夫）**

今ほどの多田議員からのご質問の内容ですが、12月の臨時議会において議決をした指定管理者の問題は、一事不再議という意見もありますので、指定管理者の内容についてだけの問題でしたらいいですけれども、一たん議決を得た中での討議ということになれば不再議の条件になっていくものですから、その辺を踏まえた質問の内容にさせていただけないかと思うんですが。よろしいですか。

**17番（多田喜一郎）**

一事不再議は承知しておりますが、これはその議会で一事不再議でございまして、議会が済めば、その予算に上がってきているものについては、私は聞くべきだと、こういう解釈をしておりますので、それはまた議長、いろいろな解釈をしていただきたいと思います。議長がこれでだめと言うならば、だめでいいんですが、でもそれもきちっとした判断をして、誤りのない判断をして私に通告していただきたいと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

今ほどの質問内容において、町長から求められている部分、答弁はできますか。

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

2月に議決いただきました指定管理者の協定書に関しましては、今現在、詰めているところです。そして、4月1日からそういった指定管理者先へ協定に基づいて事業を遂行していただけるというふうに思っております。

**議長（新平悠紀夫）**

先ほど私が12月と言いましたのは2月の臨時会でしたので、訂正をさせていただきます。

17番多田喜一郎君

**17番（多田喜一郎）**

現在詰めているということですが、私たちに言わせれば甚だ議会に

対しておかしいなということでございますので、その辺もひとつ明らかに法的におかしいことがありますから、これをひとつ詰めていただきたいと思えます。

それから、行政改革の中でもう一つは、先ほど私の前に質問された議員からも出ております負担金の問題でございます。農業関係も出ておりました。農業関係は非常に難しい問題があるのではないかなと思っております。私も18のときからこの農業問題に携わって今日に至っております。苦勞して負担金を払った一人でもあります。18年間、支払いをしました。

しかしながら、やはり当時は行政が各担当農家に明確なる指針を言わずに、何とかありますよというような開発の仕方が今日に至っているのではないかなという気もいたします。私は、この残っている金額については、きちっと精査をして、そして十二分に農家の意見も酌んで、そして払うものは払ってくださいよということだった。

でも、この中で私は、もう一つははっきり言わなければならない問題がある。あえて言うわけでございます。地位も名誉もある人がやはりそれなりにおるとするのは、私はおかしい。きちっとして、少なくとも流動化して皆さん頑張っている方もおられるんですから、ゼロじゃだめ。やはりぜひ自分の地位、名誉にかけて流動化に入っていただきたいと思うわけでございますが、町長、これはどんなものでしょうかね。改めて負担金の問題、町長にもう一遍聞きたいと思えます。地位と名誉に対してはどうなのかということでございます。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

開パの負担金に関しましては、地位と名誉がある方がどなたかわかりませんが、やはり現在滞納されている皆さんに対しましては、税の公平性あるいは負担金の公平の観点からも回収に努めたいというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

ぜひひとつよろしく願いいたします。やはりこれは地位と名誉がある人は、そういうことはやってしかるべきだと思いますので、お願いいたします。

それで町長、改めて、やはり今年度の予算、ぜひ町長、顔の見えるような、町長の顔はどうなのかという予算が、町長としては、例えば町長の所信表明の

中でもいいですよ、予算の中でもいいんですが、私はこういう熱い思いでこの予算を出したんだと。これは私のまちづくりに対して、ぜひこれはやりたい。だからこの予算をつけたんだというようなものがあつたら、町長教えていただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

ですから、これはきのう志幸議員のご質問にも答弁させていただきましたが、18年度から20年度にかけては、あくまでも行財政改革ということを進めたいということでありまして。ですから、予算面あるいは事業面では持木カラーというのが出せないのが現実であります。しかしながら、やはり能登町の町政を担っていく者としては、住民サービスの低下をできるだけ低下させずに、そしてまた経済もできるだけ冷やさない程度の削減を行ってきたつもりであります。そういう意味では、先ほど申し上げたように収支のバランスがとれてきているのが20年度の予算かなと。そして、プライマリーバランスをとることによって赤字団体へ転落という最悪の事態は避けられたのではないかなというふうに考えております。そういう意味では、20年度以降、町民の方には期待も少ししていただいても構わないのかなというふうに思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

町長は、やはり3年間の行革プランということでやるということでございますから、町長やっぱやるがなら目に見える形で、それも思い切りやりましょうよ。私たちも遠慮なく実を削る覚悟ですよ。だから町長ももうちょっとわかりやすくやって、私たちはこうなんですともっと見える形でやれませんか。私は、あくまでも一人の話なんです、議会全員の話ではないんですが、私もやはり給料がその日の報酬制になってもいいんですよ。どこか東北のほうで、矢祭町が議員が報酬制にということもありました。そういう議決もなつたと聞いております。やはり苦しさは早く脱却しなければなりませんので、2年であろうと3年であろうと1年であろうと、議会をこうしましょう、私もこうするんですよ、はっきりもつと思切った改革は町長の頭の中にないんでしょうか。何となく何となく、言葉はいいんですが、何らトップとしての考え、三役とし

での考え、それから私は議会も甘いと思います。だから全部がもっと町民のために思い切った改革をして、1年か2年で、ああそうか、ここまでやっとなら私たちも無理言われんなど。先ほどのイベントですが、こんだけやっとならイベントも町に無理言われんじゃ。おら自分で先にやってみようや、こんな気になると思うんですよ。町長、もっともっと決断できないですかね。その辺もう一遍聞かせていただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

ですから18年、19年、町民の皆さん初めたくさんの方のご協力をいただいたおかげで20年度の繰入金も1,800万で終わったということで、プライマリーバランスもとれたということでもあります。ですから、そういった痛みを町民の皆さん、そして職員にもしていただいたおかげで、この予算が組めたというふうに思っておりますので。もしこれが予算にも組めないような状況ならば、さらに職員の皆さん、町民の皆さんにはご負担をかけなければならなかったかもしれませんが、20年度においてはプライマリーバランスがとれたということでご理解いただきたいというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

#### 17番（多田喜一郎）

これで最後にしたいと思います。

やはり私は、町長が行革を進めていくなれば、もっと町民にその顔が見える形で、もっともっとやるべきだと思います。また議会もやってしかるべきだと思います。だから町長、今の答弁以上にわかる形で行革をやって、早く町民に今までの福祉的なもの、それからいろいろなまちづくり的なもの、イベント的なものが復活し得るように、短期決戦を町長に望んで、私の質問を終わりにいたしたいと思います。

町長、ぜひ短期決戦として、もっと早く行革を身を切っていただきたい。私たちも身を切りたいという私は思いが強い一人でございます。よろしく願いいたします。

これで終わりにいたします。

## 休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。11時5分より再開したいと思います。（午前10時55分）

## 再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時07分再開）

それでは次に、14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

おはようございます。

それでは、通告のとおり高校再編は現実的な対応という通告をしておりますが、その通告に沿って質問したいと思います。

この高校統合問題に関しましては、さきに大谷内議員が質問されておりますが、そこと重複しないように質問をさせていただきたいと思っております。

昨日は県立高校の入学試験ということで、入学試験が真っ盛りでございますが、我が能登町……。卒業式ですね。我が能登町、受験生全員が合格することを心からご祈念申し上げたいというふうに思います。

再編後の新高校につきましては、柳田・青翔高校を廃止して北辰高校に統合する。それから普通科2と地域創造科2の4クラスというふうに聞いておりますが、これで間違いないのでしょうか。

それと、この地域創造科の中に水産、それから農業、それから商業科、福祉科も置くと、こういうふうにも聞いておりますが、これも間違いないことなのでしょうか。

それから、新高校、新しい高校の名称につきましては、もう既に考えておられるのかどうかということですね。

そして次に、今回の第2次再編につきましては、私ども非常に唐突に進んできたこと、こういうふうに感じておるわけですが、町に対しましてはいつごろから根回しといいますか打診があったのか。その経緯についてもひとつ聞かせていただきたい。

以上、初めにその点をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

答弁は町長ですか、教育長ですか。

**14番（鶴野幸一郎）**

どちらでもよろしいですね。経過説明については教育長。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

ただいまの鶴野議員のご質問にお答えいたします。

学科再編につきましては、今議員がおっしゃられたとおりのことで、県はこれのようにして報告を私どもも承知しております。

また高校名につきましては、能登町の誕生の歴史もありまして、どちらの高校がということであつてもいけないというふうな県の思いと私どもの思いが一致いたしまして、県はこの議会にそういう学校名の条例も上げて、また新年度に向けて校歌、そういうことも県も進めているような段取りをしていると聞いております。

さっき議員の質問の中に、学科の中に農業、水産科と申されましたが、これはコースということで、各コースがそういうことでお願いいたします。

また、この学校再編について私どものほうにお話が具体的にあつたのは、私が就任して間もないときに具体的な話がありました。ただ、それ以前から有識者会議でいろんな議論がなされていたことは聞いておりますが、具体的な提示があつたのは私が教育長になってからの多分去年の7月か8月ごろだったと思います。

**14番（鶴野幸一郎）**

学校名は能登高校ですね。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

わかりました。

それでは、先月だったと思うんですが町長、区長会との懇談会の折、高校再編は既定のことである。もう決定したということですが、今後は条件闘争に切りかえると、こういう記事が私ども議会でも記事、新聞の記事を通してそのこ



とを知ったわけですが、そういうふうにおっしゃって、きのう大谷内議員との中でもそのお話が出まして、町長はカリキュラムとか、あるいは通いやすさ、交通の便ですかね。そういうことの条件をおっしゃったわけですが、具体的にどういうことなのか。そしてまた、希望どおり、そのとおりに進んでいるのかどうか。これちょっとお答えいただきたい。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

まず、そういった通いやすさに関しましては、例えば今現在、柳田のほうに青翔の寮がありますので、寮からのスクールバスとかということをお願いしているという段階ですので、進んでいるかどうかというのは県のほうで検討することなので、今のところはお願いはしております。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

ちょっとお答えが簡単過ぎるんですが、条件闘争というバスの件だけで闘争されておるんですか。ほかに何か希望されたことはあるんですか。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

きのうの大谷内議員の質問のときにも若干述べさせていただいて、重複する説明になろうかと思えますけれども、ご了承願います。

まず、学科の再編について、普通科2学級、地域創造科2学級。その地域創造科の中に農業、水産、そして私どもはその水産の中に無線というものもできればほしいと。それと商業、福祉の各コースを要望しております。

また2番目として、能登青翔高校の利活用について、特に地域創造科の教場等の場として全面的に活用してほしい。そして、きのうも申し上げましたけれども、現在ある青翔高校の寄宿舎は全面的に活用するという方向が県のほうで、新聞紙上等で決められておるところであります。

そういうことが町の意向というものが伝わっておるのかなという気がいたし

ております。

3番目に、新設高校へ優秀ないわゆる教職員を配置してほしいと、そういうことを特に他校とのこれからは高校同士の競争と申しますか、そういうものが生じてくるであろうから教えていただくスタッフについての評価をお願いしたいということ等申し上げております。

また、通学に伴う利便性について、特に遠距離となれば、そこへ往来するような方策というものは県でとられると思います。そういったときにスクールバスという現実的な輸送方法が考えられますので、そういったことは当然行われてしかるべきである。また、新たな学校再編になるわけですので、保護者に対して新たな金額的な負担が出てくる。それに関して、できるだけ軽減をしていただきたいということも申し上げております。

また、高校の名称につきましては、先ほども申し上げましたけれども能登に地名がわかりやすく、だれでもわかるという意味で、能登高校ということも提案が出たところであります。

そして、将来に向けた懇話会の設置ということで、きのうも少し述べさせていただきましたけれども、長期展望に立ったときに、現在の高校、科目でこれでいいのか。また、その時代に合ったニーズというものがあるのではないかと。そういったときには、県のほうで一方的に有識者懇話会等で決めるのではなく、地域に少し住民の私どもの町の意見を反映させてほしい。一方的にやらないようにというふうなことのための機会の提示を強く求めているところであります。

## 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

## 14番（鶴野幸一郎）

わかりました。まず、今のお答えに基づいて質問したいんですが、まず地域創造科、これはこちらの案ではないんですね。県のほうで決定されてきた流れだということなんですが、果たしてこういう名称でよろしいのかどうかということも本当は私、ちょっと疑問は感じております。

と申しますのは、職業学校は職業学校ですね。職業コースといいますか、いわゆる同じ職業学科で珠洲実高あるいは輪島実高、これが総合学科という名称になっていますが、それとどうして差別をする必要があるのかなと、区別をする必要が、名称の上において区別する必要があったのかなと。例えば青翔高校の場合でも総合学科というのはあったわけですね。それをそのまま引き継げばよかったのではないかなという気はするんです。ということは、何となく違う学校だなというイメージが。その違うという意味が、いい意味で違ってくれ

ばいいですが、別の意味の違ったになってくると、また子供さんにどういう影響を及ぼすかなど。こういう心配を持っているわけで、この名称が果たしてこれでいいのかどうかということですね。

それと、地域創造科の中に4つ入れて、4教科を入れるというんですが、これも漠然としていまして、アブハチ取らずとよく言いますけれども、何でもあるけれどもどうも余り物にならんというようなことも起きたら、これもまたかわいそうなことになる。

そういうことの中で、先生が果たして確保できるのかなど。常勤の教師が確保できるのかなど。こういう疑問も感じます。こういう点についてもしっかりと確約をとっているのかどうか、きちっと専門の教師が常勤でつくのかどうか。週何回だけ来るとか、そんな感じじゃなくて、きちっと教師が来るのかどうか。これもひとつ聞かせていただきたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

まず初めに、こういう科ということで、今、県はこういうふうを考えておるということで、例えて今、地域創造科の話が出ましたけれども、ほかの先例のところは総合学科というふうになっておりますが、私どもの考えておられるものは基本的にどこに行ってもあるものではなく、全国初めて地域創造科という名称が正式に決まれば、全国で初めてのケースだそうです。そして、それは何を意図しておるかということであれば、より専門的な特色をあらわしたいという思いの中でそういうものが議論されてきておるということで、ご了承願いたいと思います。

また、特にこれから単位制というものができています。単位制というのは、これは釈迦に説法なのかもしれませんが、進級はするけれども単位を取得しなければ卒業できない、こういうものになってしまうので、より専門的なことになるのかなど。

また、これに伴う教職員の配置、これは当然、県がそのようにスタッフについて配置していただけるものと確信しております。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

教師については配置してくれるであろうと確信していると、こういうことですが、確信と確定は違うわけで、その点もひとつしっかりと押さえていただきたいというふうに思います。

それから、優秀な教師という云々という話もございましたけれども、これもまた漠然とした話で、どういう人をもって優秀というふうになるのか。非常に漠然としております。来た人はみんな優秀な人を責任持って配置しましたと、こう言われれば、そうですか、こう言うよりしようがないので、そういう漠然とした話でも本当は困るわけですね。

私は、普通クラスで今2、2となっておりますが、現実的には普通クラス、ことしの受験生を見ますと7名オーバーしている。それから、どこの県立高校を見ても普通科はオーバーしている。そして実業系はどうも足りないところが出ているというのが現実なんですね。ということになれば、普通高校へ皆さん行きたい、できることなら普通高校へ行きたい、こういうふうに思っていられしゃるのでないかなと、こう私は思うんですが、そこで普通クラスをもう一つふやして、その分、創造科というのは一つ減ってもやむを得ないんじゃないかなと、こんなふうに提示させていただいたわけですが、この点について教育長どうですか。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

確かに議員の言われるそういう意見もありました。しかし一方、能登町の特徴である農業、水産、これについても県内有数、その地域の第1次産業ということ考えたときに、このコースと申しますか科目については、ぜひ残すべきだという意見もありました。そういったところを県は総合的に判断され、そういうふうな案を示されておることとあります。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

県はそのように判断したということなんですが、私、教育長もご存じだと思いますが、県の教育長と懇談した折、普通科3クラスという選択肢はなかったんですかと、こういうふうに聞いたところ、教育長は、それは皆さんの地域でそういう要望が強ければそういたします、することもありますというたしか

ご答弁をいただいた記憶があるんですが。

だから問題は、地域の要望といいますか、地域の要望じゃなくて父兄の、あるいは児童の。肝心なのはやはり児童、お子さんですね。そしてお子さんを持つ家庭。この要望がどうであるのか。この点の把握をきちとした上で、町と町のメンツとかそういう問題じゃない。やはりきちっと把握をしているのかどうか。この点について、在校生もしくは小学生まで含めていいのかどうかわかりませんが、少なくとも能登町の中学校に対して聞き取り調査あるいはアンケート調査のようなものを行ったのかどうか。ちょっとお聞きします。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

そのようなアンケートは実施していないと思います。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

実施していないと自信を持っておっしゃいましたけれども、実施する必要があるのではないですか。

**議長（新平悠紀夫）**

教育長田下一幸君

**教育長（田下一幸）**

あくまでこれは県立高校でありますので、それは県が判断いたし、そしてその科目を選択するのは、あくまで高校を選択するのは受験者であります。

**議長（新平悠紀夫）**

14番鶴野幸一郎君

**14番（鶴野幸一郎）**

それは決定するのは県、県立高校ですので県が最終決定するんですが、地域住民の意向あるいは一番大事な児童、そして父兄の意向がどうであるか。そのことはしっかりとやはり町が押さえておかないと、町の児童なんですからね。

町の父兄なんですから。住民なんですから。その点、きちっとやっていくべきではないかなと私は思うんですよ。

先ほど教育長、これは矛盾したことを言っておるんですが、将来における懇話会をつくってほしいと。長期展望に立って、地域住民の意見を反映してほしい。こういう要望を条件闘争の中に掲げていらっしゃるわけで、住民の意見を反映する、地域住民の意見を反映してほしい。いきなり県のほうでこうだああと決めてしまうのはおかしい。住民の意見を反映する。こうさっき言われました。その言葉と、今矛盾した言い方をされておりますが、どうですか。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

懇話会の設置につきましては、議員おっしゃられた、今、設立する予定の新高校が発足するに当たって、現在、県が考えておられる考え方は、先ほど申し上げた科目であります。そのことは先日の質問にもありましたけれども、能登町というものを見たときに第1次産業というものの大切さも一方いっぱいあって、意見が多くありました。

その存続のゆえんたるところにおいても、そういう特色のある学校であるということも今日までの歴史と申しますか、そういう私どもの地域の特性を生かした学校というふうな意見が今までたくさんありました。

そうした中で、それだけでは少し将来的にこの学校を存続するに当たって、今いう統合を交えたこの学校として成り立つような人材確保のためにも、そうしたものが今総合的に地域創造科と称して今整備されておるわけです。

これがまた実際、学校ができて、実際生徒が集まって、その状況によってまた変える場合もあるかと思えます。そういった場合、町の意見をよく聞いてくださいよと。そういった意味の趣旨の懇話会でありますので、今、設立のときから、こうあってほしい、こう絶対あるべきだという、そういう趣旨のものではありません。ただ、新高校にするにはもう1年間ございます。そういったことで、またそんな声が、議員さんの言われる意見も承っておりますが、ただ先ほど私が申しました農林水産というものは大事なんだという意見もたくさんあるということだけ、県はこのように総合的に判断をされたと私どもは思っております。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

何かよくわからんけれども、要するに農林あるいは水産ということが大事だと。だからそれを教科の中に、コースの中にしっかりと入れたいと。こういうことなんでしょうけれども、大事なのは言うまでもない。私も大事ですよ。また水産あるいは農業、これは非常に大事なわけです。それも言うまでもないことなんですが、現実的に見た場合、今までだんだん減ってきている。入ってくれない。そうなんです。今回受験の応募数を見ましても、青翔、それから水産、海洋ですか。海洋と2つ混ぜても41名です、応募数が41名という状況ですね。ここに商業、福祉まぜてもう1クラス、こういうことなんでしょうけれども、さて、その思惑どおりいくかどうか。非常に疑問に思いますね。福祉も田鶴浜にやっておりますね。非常に実績もございますし。どうしてもそちらの方向という、あっちへ行く可能性があります。それから商業についても、何か下手すると珠洲高校、飯田高校の分校的な扱いになってしまうおそれもある。こういうことで、非常に特徴を持った有意義なクラスになるのかなど。こういう心配を、これが杞憂であればいいんですけども、そういう心配を私はせざるを得ないということなんです。

もう1点は、今後、児童生徒、激減していきます。今の小学校1年、2年ぐらいになってきますと100名ちょっと。そしてこれから生まれる児童はもう100名切っているというような状況になってきておりますので、最終的には100名、珠洲も100名いるかどうかわかりませんが、ここよりも少ないことになっているわけで、そうすると1校しか残らないであろう、こういうことは歴然たる事実ではないか、こういうふう想像できるわけです。そうしたときに、今この段階においては口で何とでも言っていればいいんですが、将来本当にこの町のこと、そして児童生徒のことを考えると、その点を見据えてやっていかないと、とんでもないことになってしまうというふうに私は考えます。

もう1点は、この流れ、子供の少ないこの流れ、全国的なものですが、最終的に高等学校も義務教育化していくおそれ——おそれじゃない。そういう可能性が十分あるというふうに見ておかないといけない。義務教育ということになりますと、中学校からそのまま持ち上がるという話になってくる。普通高校化していくわけですね。そういうこともやはり視野にきちっと入れておかないといけないなど。もしも実業高校ばかり考えておきますと、そういう問題が対応できなくなってしまう。みんな金沢へ行ってしまふ。こういう話にもなりかねないということで心配しておるわけです。

そういう意味で、今きちっと普通科の流れをつくっておかないといけないんじゃないかなど。この町にとっては。そういうふうに思うんです。

その点、もう一回、教育長。

そして、父兄に対して、あるいは児童、今の中学校の児童、そして父兄に対して、これは能登町の児童ですから県は関係ない。能登町の児童生徒、父兄に対して、きちっとアンケート調査等をとるつもりはあるか。とってはいけないのか。とっていいと思っているのか。この点もお聞かせをいただきたい。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

議員おっしゃられるとおり、児童の最近の生まれる乳幼児の皆さん方100人。

現在ことし4月の3年生が170人余りですので、まあ近い将来それだけ減少するということは、これはわかります。しかしながら、そうしたものを一気に15年先を見越した県は学校の再編は行わない。余りにも急降下しすぎることで私は理解して、そういう学校の再編に当たったのかなと理解しております。

また、これは私ども今、答えることではありませんが、高校まで義務教育化するというのは、それはそういうことになるのかもしれませんが、それを前提にして今ここで議論する話ではないと思います。現高校の中でこうなるべきだというふうに考えますので、それは少し、国、文科省と大きな話でありますので、町の教委が判断する話ではないと思います。

それと、児童生徒の保護者に対して、どういうニーズがあるか、そういうことについては、また学校の進路指導教師とともに、そういうことも一つのご意見はお伺いしながら伝えていきたいなど。しかしながら一方、そのときの児童生徒だけの、父兄だけの判断でいいのか。地域の産業、先ほどから申しましたように、まさに今、農業、第1次産業が問われている中に、そうした芽を全部つぶしてもいいのか。そういったこともまた十分そういう環境も踏まえながら検討して県のほうへまた意向について能登町の皆さんの意見はこうであったよということを折に触れ伝えたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

#### 14番（鶴野幸一郎）

なぜ普通高校にこだわるかといいますと、門前が普通高校、かなり健闘しておりますね、小さい学校で。少ない生徒数で。門前高校は非常に健闘していると私は思っているんですね。あれはやはり普通高校である。そして、それなり



に町が力を入れてきたということで、それほど生徒が流れないというふうに思  
うんです。

これからやはり児童が少ないということ、義務教育化の方向に行きますと、  
持ち上がり、中学生がそのままその一つの高校へ入っていく。こういう傾向に  
なっていくのかなと。だんだんそういうふうになっていくんだし、なっていかな  
ければいけないんだろうなというふうに思います。

今、珠洲へ通う場合も非常に負担が大きくなっております。父兄の負担が。  
今までは定期が8,810円でよかった。ところがことしからはこれが1万1,590円。  
だんだんだんだん上がっていくわけですね。それから1万4,000円台、それから  
1万9,000円台、そして2万円台と年々。運賃が上がるんじゃないで県の補助金  
がなくなっていくわけですね。そんなふうに父兄の負担がふえていく。

こういう現実も考えていきますと、やはり近いところに入れてあげるとい  
うことも大事であるということでもあります。

そして、私の同級生というか、知りませんので余り深くわかりませんが、例  
を挙げますと、宇出津高校、みんな当時ほとんどが行ったわけですね。飯田へ  
行くということにはなかった。みんな宇出津へそのまま高校進学は行った。時々  
金沢へ行く者がいた。そんな程度だったんですが、その中で金大へ上がった。  
そして現在、金沢大学の教授をしている。こういう同級生もおりますし、それ  
からもっと極端な生徒は、宇出津高校受験のときに石川県で成績がトップだっ  
た。こういう生徒もいたわけです。そしてもう一人は、これも現在能登町の住  
民ですけれども、宇出津高校から東京農大、今も現在、農大の教授をしている。  
こういう人もおります。それから当然、宇出津高校から博士号を修得した、こ  
ういう人もおられます。

それは行った学校ももちろん大事なんでしょうけれども、やはり本人の努力  
と素養といいますかね、こういうものが大きく影響するのであって、いい教師  
が大事とおっしゃいますけれども、私は生徒が、いい生徒が入ってくると緊張  
する、教師が。だから石川県でトップの生徒が入ってきたときに、みんな騒然  
としたと、学校が。どうやって教えればいいとってみんな騒然としたという  
話がありますけれども。やはりどっちが卵が先か鶏が先かなんていう話に近い  
ですけれども、やはりいい生徒が入ってくれば教師も緊張して、いい教師にな  
らざるを得ない。こういうこともあります。

したがいまして、この能登町を本当に優秀な立派な生徒の出る、そういう学  
校にしていきたい、こういうふうにしてやまないところでございます。

最後に、時間も来ましたので、もう1点通告がありました。現在、珠洲へ  
通っている。やむを得ないですね。総合科も珠洲にありますし、それから普通  
科もどうしても珠洲のほうへ流れる子供がいるというのが現実です。こういう

子供さんたちが珠洲から宇出津へ来る、能登へ来る、こういう方もいらっしゃる。こういう方に対して、町として、あるいは珠洲市とも協定して、それぞれが何割かバス代といたしますか、その援助をお互いに出し合いできないものかなど。相互の、ちょうど児童数も同じぐらいですから、それぞれが学科とかいろんな関係でこっちへ動かなければいけないということになっております。選択幅が少ないですから。そういうことができないかどうか。そういうことをひとつ最後にお伺いして、終わりたいと思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

#### 教育長（田下一幸）

今、議員ご提案の相互援助ということですが、これは今お話を聞きますと能登町だけで決められる問題ではありません。珠洲市とそういう話はしてみたいと思いますが、ただ参考までに、現在、青翔高校へ通っている方の交通費の一部は能登町で行っておりますが、私どもの生徒が珠洲のほうへ行ったことに対しては何らの助成がありません。そうした中で、珠洲はそれに応じてくれるか。これはまた両者の協定の話ですので、お話はあったということを踏まえて対応したいと思います。

#### 14番（鶴野幸一郎）

どうも。

#### 議長（新平悠紀夫）

それでは次に、5番向峠茂人君

#### 5番（向峠茂人）

それでは、議長のお許しがあったので、通告してある2点について質問したいと思います。

最後ですので、最後にふさわしい質問になるかならないか。

まず初めに、今後の能登町における交通体系について町長にひとつ所信をお伺いしたいと思います。

車社会の発達した現在であっても、高齢者の家庭では車の免許のない方、また、あっても高齢のために免許を返上される方がふえてきております。当町も路線バスを走らせていますが、限られた財源の中では1日の運行回数も少なく、また住宅が点在する地形の中ですべてをカバーする路線運行もできず、極めて

不便な現状であります。また、タクシーを利用するのは毎日の生活において住民の負担が非常に大きく、そうたびたび乗ることもできません。

このような観点から、バスより便利でタクシーより安い交通システムが求められていると考えます。このような住民の要望に応じるべく、デマンド型乗り合いタクシー方式の交通システム、つまり単に決められた路線のバスに住民が合わせるのではなくて、住民の予約に応じて戸口から戸口へジャンボタクシーや小型タクシー、あるいは小型バスを効率的に走らせるといったシステムの導入を今検討する時期に来ているかと私は考えます。そこで、町長はこのデマンド型交通システムを検討しているのか、現在していないのか、現在の所信を述べていただきたい。

### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

向峠議員のご質問は、能登町における今後の公共の交通体系についてのご質問だと思いますが、能登町ではご存じのように平成17年3月31日にのと鉄道、能登線が廃線となり、これまで広域的な通勤あるいは通学、通院などの利用者の大量輸送を担っていた鉄道にかわりまして、バスのみの輸送となりました。

町内を運行するバス路線は、のと鉄道転換バス路線を初め、JRバスの代替路線、そして一般生活路線を運行しておりますが、その路線におきましても朝夕の通学時間の乗車率は非常に高いわけなんです、昼間の便の乗車率は極端に低い便が見受けられます。さらに今後も少子・高齢化が進行するものと予測されますので、運行しております民間バス事業者の経営の悪化ということは避けられないものと考えられますし、また、それらのバス事業者への赤字補てんが年々増加しているのが現状でもあります。

また、小学校の統廃合に伴いまして町内にある6小学校のうち4小学校でスクールバスを運行しておりますが、このスクールバス路線がほとんどが路線バスと重複しており、路線バスとの有効利用を模索する必要もあろうかと思っております。

また、合併後の柳田地区と内浦地区を連絡する路線がありません。また、他の地域でも路線バスが全く走っていない地域も、あるいは集落も多数ありますので、今後こうした諸問題に対応するため、公共交通事業者、そして地域住民、道路管理者など公共交通にかかわる各機関が参画しました地域公共交通協議会を立ち上げまして、議員のご指摘のデマンド型乗り合いタクシーなどを含めた高齢者などの交通弱者を中心とした利便性のよい公共交通機関の導入を検討し

てまいりたいと思っておりますし、地域に密着した公共交通体系の見直しにも着手したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

### 5 番（向峠茂人）

今、町長が述べられたのは私も理解できます。だけど、町長は所信表明の中でも、本年度は町民の暮らしを支えるまちづくり事業として生活、交通対策では地域の足を守る観点から路線バス運営費の補助金、能登有料道路通行料金軽減対策補助金、バス路線再編調査費を計上し、今後の効率的な交通対策を決めると。今の答弁と似ていますけれども。

ぜひ今、全国的にもこのデマンド型方式を取り入れている自治体がたくさんあります。私が所属する総務常任委員会においても、昨年10月、長野県の富士見町へ研修視察に行きました。そこはやはりみんな、それとかここに私が持っているのは滋賀県の米原市とか長野県の安曇野市、そしてまた岩手県の雫石町で、あねっこバスというのもやっています。みんなこれ合併してから、やはり自治体が大きくなって、今までそういう声もあったけれども、面積が広がった上でこういう要望がふえてきたそうです。

当町も合併してのこういう要望が少しずつ住民の中から出ていますので、ぜひこの制度を早急に実現化できるように努力していただきたいと思います。また、議会のほうももう少し勉強して執行と協議会というかそういうものを設立して、この事業に取り組んでいきたいと思います。

次は、行政トップとしての考え方と題し、現状の能登町を変革していくにはということで、町長に4点ほど伺いたいと思います。

まず、合併して3年間たちましたが、その間、持木町政は議会や住民に対して十分な説明責任を果たしてきたかという点、私は必ずしも十分でなかったと思います。さきの臨時会での公の施設の指定管理者制度もそうです。事前に十分な説明責任を果たしていれば、あれほど紛糾しなかったはずだと思います。

私は、植物公園が民間業者に決まった今、云々言うつもりはありません。だけど、住民はこの制度の仕組みを現在でもよく理解されていないのです。なぜ6,000万もの多額なお金を払って管理料を支払わなければならないのか。こういうような問いかけが今でもあります。

私は、この公募の際に、公募の段階で、この制度の仕組みを住民に十分な周知を図るべきでなかったかと私は考えるのです。来年3月末においては、たくさんの施設が期限切れとなります。今からでも遅くはないのです。この場で指

定管理者制度というものを制度の仕組みを住民にわかりやすく説明していただきたい。説明責任を果たすことによって現状の能登町の住民の考え方も少しは変わるのではないかと思いますので、町長の答弁よろしく。

### 議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

### 監理課長（谷内正廣）

それでは、ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

まず最初に、この制度につきまして簡単に概略を説明させていただきたいと思えます。

この制度につきましては、平成15年度に自治法の改正によりまして新たにできた制度でございます。これまでの管理委託制度から、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民のサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、これまでの委託とこの制度の違いはといいますと、受託主体となり得るのは、これまでの地方自治体が2分の1以上出資した法人、公共団体、公共的団体のみが対象だったものが、民間事業者やその他の団体が受託できるようになったということでございます。このことによりまして、民間の経営ノウハウを最大限に活用することで、住民サービスの向上、経費の縮減などの効果が期待できるものでございます。

そして、この制度を受けまして、平成18年からは各施設において、これまでの受託団体の設立経緯及び組織体制の整備状況を踏まえまして、従来の受託者を指定管理者として制度を導入してまいりました。

今回、指定期間の到来いたしました観光施設につきまして、指定管理者の選定を行ったものです。

さて、今後、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、指定期間の到来する管理施設、例えばテニスコート等々がありますけれども、これら指定管理施設に係る概要や募集状況、それと指定管理の選定などにつきまして、町のホームページに掲載しまして、町民の皆様方に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

また、各施設の運営等につきましてのパブリックコメントの募集など、町民の声をいかにして反映させるかということも視野に置きまして、指定管理者制度を有意義に活用してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

## 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

### 5 番（向峠茂人）

私はこの制度を少し熟読して、ある程度理解できたものでございます。ただ、今監理課長が述べたように、言葉の文言は大変難しい役所言葉になっております。それで、指定管理者制度の仕組みをできたら広報のととか有線のかから版なんかに記載して、少しでも住民の周知を図っていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

町長は、20年度の主要事業の中で、健やかで安らぎのあるまちづくりの中で、高齢者の福祉の向上を挙げています。また、町長は常々、教育、防災、福祉の3つが持木町政のかなめだとも言っておられます。そういった観点からすると、今定例会に提出されている議案第35号は、老人福祉センターの料金改定ですが、せめて70歳以上と障害者等は現行のままではないか。

なぜかといえば、戦後の食料難の時代にアワやイモを食べて米の供出などに協力して、戦後の復興に貢献し、大変な苦勞をしてきたお年寄りたちばかりです。そんなお年寄りが温泉に入って、ひとときの語らいと昔話をしてささやかなひとときを過ごすのを楽しみにしております。単に財政が苦しいというだけで安易に料金を上げるのはいかがなものか。私は、余りにも非情過ぎるのではないか。もっと思いやりを持って考えれば能登町も変わると思いますが、町長はどういうお考えか、ひとつ所信を述べていただきたい。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

### 町長（持木一茂）

ただいまの議員のご質問の老人福祉センター使用料の改正につきましては、国民宿舎など他の入浴施設との料金格差を是正することもあります。また、年々高騰しております施設の維持管理費を利用者の皆さんに負担していただくことによりまして、そういった高齢者の憩いの場となっている施設の存続を図る意味もあります。

今回の料金改定につきましては、中学生以上の大人が400円、小学生を200円と、同地区にある国民宿舎やなぎだ荘と同額に設定しております。60歳以上の高齢者を一律100円割引して300円としたものであります。また、身体障害者につきましては他に訪問入浴サービスもありますから、その観点からも見直しを

させていただきました。

ご承知のとおり、柳田地区には笹ゆり荘と山せみ荘の2つの老人福祉施設が入浴を扱っております。行政改革の中でも類似施設の集約化が問われておりますし、また施設の維持、存続のためにも利用者の負担増もやむを得ないというのが策の一つと考えますので、ご理解とご協力賜りたいというふうに思います。

#### 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

#### 5 番（向峠茂人）

町長の今答弁されたことは私も理解できます。だけど私の言っているのは、70歳以上の人たちですので、値上げされてもわずかな金額かと思います。だけど、この議案は所管の委員会に付託されていますので、ぜひ委員会において慎重なる審議を私は強く望みます。

次の質問に入ります。

町長の一步先に行く政治信条からしたら、筑波大学の前川教授の提言されている有機性資源——バイオマスを活用したまちづくりで能登町浮上に取り組む決意があるのか。また、あわせてマルハナバチ事業化をどう進めていくのか。所信のほどをお聞かせ願います。

#### 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

#### 町長（持木一茂）

まず、向峠議員のご質問されましたバイオマスを活用したまちづくりについてであります。私たちの暮らしや産業活動の中でエネルギーというものは必要不可欠なものというふうに思っております。日常生活におきます快適性や利便性、豊かさの追求といったライフスタイルの浸透などから、エネルギーの消費量は増加の一途をたどっております。このエネルギーの消費をめぐるまして、大気汚染やあるいはCO<sub>2</sub>から成る地球温暖化といった極めて深刻な環境問題も国際レベルで見直されているところであります。

先日、能登町でもこうした諸課題に対応するために、議員おっしゃるように筑波大学の前川名誉教授にお越しいただきまして、「能登町におけるバイオマスエネルギー開発の可能性」と題しましてご講演をいただいたところでもあります。

前川名誉教授は、新エネルギーの開発分野での第一人者でもあり、今後も能

登町におきまして未利用資源を活用した新エネルギーがもたらす効果あるいは可能性についてご指導をいただきながら、地域でのバイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利活用システムが構築されましたバイオマスタウン構想の策定に向けて、関係機関と連携をとりながら検討してまいりたいというふうに考えております。

バイオマスに関しましては、旧柳田村でも一時取り組んだ事例でもありますので、ぜひ新町でも取り組んでいきたいなというふうに考えております。

#### 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

もう1点あるね。ハチの件があるね。

#### 町長（持木一茂）

失礼しました。

続きまして、マルハナバチの事業化についてであります。外来生物の被害防止法によりまして、平成18年9月1日から、現在ハウス等で使用されております西洋オオマルハナバチが特定外来生物に指定されました。また、使用についての規制が強化されまして、環境省の許可が必要になるなど、ハウス栽培農家等の負担が大きく増加することが予想されてきております。

そのような中で、東京板橋区のホタル飼育施設で外来種のクロマルハナバチの休眠期間を短縮した画期的な増殖方法が可能となったとの情報があり、また当町におきましては旧柳田村におきまして地域農業の指導を行ってきた実績を持つ公社職員もいますことから、この外来種の西洋オオマルハナバチにかわる在来種のマルハナバチを生産し、全国展開ができないものかどうかというのが発端でありました。

現在、エンデバーファンドの支援を受けまして、公社職員が技術研修を東京のほうで受けております。本年度中に当町において生産のための実証施設を整備しまして、安定した生産体制のめどを立てて、将来の事業化を進めるための支援を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

#### 5 番（向峠茂人）

町長の答弁とダブるかもしれませんが、能登町バイオマスタウン構想において、同僚の鍛冶谷議員が大変精力的に勉強されております。鍛冶谷議員



から私ちょっと資料を提供してもらいました。ちょっと述べさせていただきますので。

バイオマスタウン構想、前川孝昭教授との協議からの提言ということで、能登町の国営農地開発事業、通称開パの現状、工作物が20%弱で、残りの80%強は荒廃地となっている。先ほど来、一般質問でもたびたび出ている開パです。この荒廃地を再利用してカヤを植え、ペレット燃料として計算する。また、あわせて林地雑木からの木質ペレットの原材料としても活用する。これらのことを軸に、農林水産省が推進するバイオマスタウンとして申請し、能登町から、そして能登からバイオマスを発信するとなっています。

具体的には、第1として、能登町バイオマス推進協議会を設立する。

2として、この協議会で協議することは、取り組む目的、また目的の概要をどう展開するか、その効果、効用を各種補助金制度の活用と検討、申請。ペレット製造及びペレットストーブの製造、計画をどうするか。原材料の供給可能性調整とその実施。また、原材料の確保可能性調査とその実施。その他を明文化し、推進体制を明確にして、バイオマスタウン構想書を作成する。

3として、バイオマスタウン構想書を北陸農政局に提出、申請する。

第4として、石川県やバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議にも積極的に働きかけていく。

この構想のポイントとして、荒廃地の再活用ということで農政局や農林水産省が好意的な見方をしていることや、世界の食料危機にリンクする食品、植物材ではなく、非食品でバイオマスを推進することで、大変有効であると考えられる。化石燃料の値上がり、地球温暖化等々の背景のもと、バイオマスを推進することは必ず能登浮上の大きな力となると前川教授と鍛冶谷議員は提言しております。

先ほど私の質問したバイオマスとマルハナバチをぜひ町長、事業化して、この停滞している能登町を浮上するためにも、ひとつ一肌脱いでほしいと考えております。

最後に、町長が町政を進めていくには、自分の考えを特別職や管理職に十分理解してもらうことが肝要かと思いますが、町長は十分なコミュニケーションをとっているのか。大変失礼ですが、私が思うには、一部の幹部職員とは良好な関係にあると思いますが、たくさんの職員を抱えた能登町役場ですので、ままならぬことが多々あると思います。

そこで、副町長といえ家庭では女房、すなわち奥さんです。その奥さんとの関係が良好でなければ、すなわち町政がうまくいかないと思います。能登町を変革していくには大変重要なことですので、私の思い違いかもしれませんが、副町長や管理職とのコミュニケーションを十分とっているのかお聞き

します。

**議長（新平悠紀夫）**

町長持木一茂君

**町長（持木一茂）**

向峠議員には、副町長や幹部職員とのコミュニケーションの心配をしていただいて、ありがとうございます。ご指摘の副町長とのコミュニケーション、あるいは幹部職員とのコミュニケーションについてであります。正式な会議としては毎月1回開催しております三役会議がありますし、また課長会議も行っております。その中で、懸案事項の問題等の話をしておりますし、当然それ以外にも常々、問題があれば話し合っております。

また、せっかくのご好意ですので、もっともっと副町長初め幹部職員との話し合う場を、あるいは機会をつくっていききたいというふうに考えております。

**議長（新平悠紀夫）**

5番向峠茂人君

**5番（向峠茂人）**

副町長もひとつ、一緒に質問です。答弁願います。

**議長（新平悠紀夫）**

副町長山元淳二君

**副町長（山元淳二）**

ただいまのご質問ですが、町長の答弁のとおりでございます。そんな中で、私も積極的に町長室に入って、いろんな問題を提起したり発言したりしております。そしてまた、管理職である課長職に当たる方々も当然、町長室に訪れまして、いろんな問題を議論し、処理に当たっております。ですから、ご心配いただいたことに対して非常にありがたいと思いますが、今後についてはますますご心配をいただかないように努力をいたしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長（新平悠紀夫）**

5番向峠茂人君

## 5番（向峠茂人）

私も年を重ねるごとに目が悪くなり、少し溝があったのかなと思っていましたけれども、今、町長と副町長の答弁を聞いて安心しました。

そこで、人間関係をよくするには「と」を「の」に変えて言葉を使うと大変よくなる。今は亡き神奈川県出身の参議院議員、議長まで務めた河野謙三さんがよく話された言葉を思い出します。例えば家庭では、嫁と姑、姑と嫁、これはちょっと関係がぎくしゃくします。だけど、この「と」を「の」に変えると、姑の嫁、嫁の姑。全然ニュアンスが違ってくる。会社にしてもそうです。会社と従業員、従業員と会社。これも何か先ほどの質問のとおり中に溝がありそうです。これもまた会社の従業員、従業員の会社となると、大変いい関係に聞こえます。

能登町役場職員の町長をトップとする職員も、また職員に限らず合併して能登町の住民ニーズが大変、この問題に取り組んで生かせれば、合併の姿が将来像がますますよくなるので、「と」と「の」の使い方で、私は大変人間関係がよくなると思いますので、町長以下、役場職員においても、上司の部下、部下の上司、そういう関係でひとつあってほしいと思います。

この私の提案に対して、町長どう考えますか。答弁をお願いします。

## 議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

## 町長（持木一茂）

すばらしいご意見いただきました。「と」を「の」に変えると非常にやわらかくなるということなので、私も「と」と「の」を両方使いたいと思います。町長は、副町長、幹部職員「と」「の」コミュニケーションを図っていきたいというふうに考えております。

## 議長（新平悠紀夫）

5番向峠茂人君

## 5番（向峠茂人）

ぜひ、つたない提言ですが、実行されれば私の喜びとするところでございます。

現状の能登町を変革していくには、やはり住民一人一人が心の改革をしていかなければ真の合併の姿にはならないと思います。また、私も先ほど述べた「と」を「の」に変えた対人関係も真の人間関係とはならないと思います。そこで、

ぜひ私の現状の能登町を変革するには、私の言いたいのは、やはり根底にあるのは心をつににした、町民が心の変革をしていかなければ私はならないと思います。

最後にちょっと言葉は違いますけれども、私の政治信条というか、地方の繁栄は、地方の繁栄なくして国の繁栄はありません。自治体も同じです。人口の多い旧宇出津地区だけが発展しても、内浦地区、柳田地区の発展はなくして、すばらしい能登町の姿はありませんので、町長そこをひとつ肝に銘じて、地方の発展あって中央の発展があるのですので、つたない私の提言ですけれども、ひとつそれを考えながらまた今後の厳しい財政の町政に当たっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

以上で一般質問を終わります。

**散 会**

**議長（新平悠紀夫）**

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

次の会議は、3月21日午前10時から本議場で開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

**散 会（午後0時23分）**

## 開 会（午前10時00分）

### 開 議

#### 議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### 委員長報告

#### 議長（新平悠紀夫）

日程第1 議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算」から、日程第44 議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」までの44件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君

#### 総務常任委員長（向峠茂人）

それでは、総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算歳入及び所管歳出」

議案第9号「平成20年度能登町有線放送事業特別会計予算」

議案第22号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第9号）歳入及び所管歳出」

議案第32号「職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」

議案第47号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」

議案第48号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」以上6件は、原案のとおり可決するものと決定しました。

次に、付託された議案のほか当委員会に取り扱いを一任された意見書3件についてご報告いたします。

「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書」については、この後、議会提出議案として提出することになりました。

また、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書については、継続審議とし、「非核日本宣言」を求める意見書は、提出しないことに決定しました。

以上をもって報告を終わります。

## 議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

### 教育民生常任委員長（宮田勝三）

教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算所管歳出」は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

ただし、塵芥収集業務において旧町村の収集形態や回数がそのまま引き継がれており、合併後3年を経過していることでもあり早急に改善し、サービスの不均衡の是正並びに業務の効率化を図るよう申し添えます。

次に、議案第10号「平成20年度能登町国民健康保険特別会計予算」

議案第11号「平成20年度能登町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第12号「平成20年度能登町老人保健特別会計予算」

議案第13号「平成20年度能登町介護保険特別会計予算」

議案第21号「平成20年度能登町病院事業会計予算」

議案第22号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第9号）所管歳出」

議案第23号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第24号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第31号「平成19年度能登町病院事業会計補正予算（第3号）」

議案第33号「能登町特別会計条例の一部を改正する条例について」

議案第34号「能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議案第35号「能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」

議案第36号「能登町老人福祉施設条例の一部を改正する条例について」

議案第37号「能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第38号「能登町生活支援ハウス実施条例の制定について」

議案第39号「能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第40号「能登町国民健康保険高額療養費及び出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」

議案第41号「能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について」

議案第42号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第43号「能登町体育施設条例の一部を改正する条例について」

議案第44号「能登町藤波運動公園管理中央センター条例の一部を改正する条例について」

議案第45号「能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第51号「公の施設の指定管理者の指定について」以上23件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

ただし、議案第35号「能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」は、身体障害者の入浴料金等について、一部反対意見があり、採決の結果、賛成多数で可決するものとしたしました。

以上をもって報告を終わります。

### 議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

### 産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算所管歳出」

議案第14号「平成20年度能登町観光施設特別会計予算」

議案第15号「平成20年度能登町公共下水道事業特別会計予算」

議案第16号「平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第17号「平成20年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算」

議案第18号「平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算」

議案第19号「平成20年度能登町簡易水道事業特別会計予算」

議案第20号「平成20年度能登町水道事業会計予算」

議案第22号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第9号）所管歳出」

議案第25号「平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算（第3号）」

議案第26号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」

議案第27号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）」

議案第28号「平成19年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第29号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）」

議案第30号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」

議案第46号「能登町営住宅条例の一部を改正する条例について」

議案第49号「町道路線の認定について」

議案第50号「町道路線の変更について」以上18件は、原案のとおり可決

するものと決定いたしました。

ただし、議案第14号「平成20年度能登町観光施設特別会計予算」において、需用費、委託料等が計上されているが、指定管理者制度による運営については、その在り方について反対意見があり、併せてこれからの制度取り組みに際しても、精査し真摯な執行体制を望む意見がありました。

採決の結果、賛成多数で可決といたしました旨、申し添えます。

以上をもって報告を終わります。

**議長（新平悠紀夫）**

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

## 質 疑

**議長（新平悠紀夫）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

## 討 論

**議長（新平悠紀夫）**

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

**議長（新平悠紀夫）**

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第8号「平成20年度能登町一般会計予算」に対する委員長報告は、原案可決です。



委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成20年度能登町有線放送事業特別会計予算、  
議案第10号平成20年度能登町国民健康保険特別会計予算、  
議案第11号平成20年度能登町後期高齢者医療特別会計予算、  
議案第12号平成20年度能登町老人保健特別会計予算、  
議案第13号平成20年度能登町介護保険特別会計予算、  
議案第14号平成20年度能登町観光施設特別会計予算、  
議案第15号平成20年度能登町公共下水道事業特別会計予算、  
議案第16号平成20年度能登町農業集落排水事業特別会計予算、  
議案第17号平成20年度能登町漁業集落排水事業特別会計予算、  
議案第18号平成20年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計予算、  
議案第19号平成20年度能登町簡易水道事業特別会計予算、  
議案第20号平成20年度能登町水道事業会計予算、

議案第21号平成20年度能登町病院事業会計予算についてまでの以上13件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第9号から議案第21号までの以上13件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成19年度能登町一般会計補正予算、  
議案第23号平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算、  
議案第24号平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算、  
議案第25号平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算、  
議案第26号平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算、  
議案第27号平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算、  
議案第28号平成19年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算、  
議案第29号平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算、

議案第30号平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算、  
議案第31号平成19年度能登町病院事業会計補正予算についてまでの以上  
10件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定する  
ことに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第22  
号から議案第31号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、  
議案第33号能登町特別会計条例の一部を改正する条例について、  
議案第34号能登町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、  
議案第35号能登町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、  
議案第36号能登町老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、  
議案第37号能登町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例について、

議案第38号能登町生活支援ハウス実施条例の制定について、  
議案第39号能登町障害者支援センターの設置及び管理に関する条例の制定  
について、

議案第40号能登町国民健康保険高額療養費及び出産費資金貸付基金条例の  
一部を改正する条例について、

議案第41号能登町後期高齢者医療に関する条例の制定について、  
議案第42号能登町立公民館条例の一部を改正する条例について、  
議案第43号能登町体育施設条例の一部を改正する条例について、  
議案第44号能登町藤波運動公園管理中央センター条例の一部を改正する条  
例について、

議案第45号能登町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて、

議案第46号能登町営住宅条例の一部を改正する条例について、  
議案第47号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、  
議案第48号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、  
議案第49号町道路線の認定について  
議案第50号町道路線の変更について  
議案第51号公の施設の指定管理者の指定についてまでの以上20件に対す  
る委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成する

諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第32号から議案第51号までの以上20件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

ここで、暫く休憩いたします。

(午前10時23分)

再 開

追加議案(発議第1号～2号)

議長(新平悠紀夫)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分再開)

お諮りします。ただいま、南正晴君ほか2人から、発議第1号「のと鉄道バス転換に伴う激変緩和措置延長に関する意見書の提出について」及び、向峠茂人君ほか4人から、発議第2号「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出について」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、2件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

発議第1号

議長(新平悠紀夫)

追加日程第1 発議第1号「のと鉄道バス転換に伴う激変緩和措置延長に関する意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。4番 南正晴君。

提案理由の説明

#### 4番（南正晴）

「のと鉄道バス転換に伴う激変緩和措置延長に関する意見書」の趣旨説明を行います。

この激変緩和措置は、のと鉄道、穴水・蛸島間が廃止され、バス転換になされたことにより、通学、通勤に要する料金の急激な負担増を緩和するため、のと鉄道並みの運賃とバス運賃の差額を県が助成してきたものであります。しかしながら、こういった措置を長く続けることは、県内の他路線と比較すると公平性を欠き、適当ではないとのことから段階的に正規運賃に近づけることとしたものであり、今年の4月から3年間をかけて段階的に補助率を減らすため、平成23年になると現在のおよそ2.3倍もの料金負担となります。以上の状態をかんがみ、この意見書を提出いたしました。

朗読いたします。

昨年9月、県の学力向上推進会議の「県立高等学校の活性化に関する提言」が行われ、これを受けた県教育委員会では、能登地区を中心に、県立高等学校の再編計画を示し、平成20年度から実施されようとしている。

このことは、対象生徒数が減少している現状といいながら、能登地区で生活を営んでいる我々としては大変残念な事である。

当町においては、のと鉄道、穴水・蛸島間が平成17年3月31日で廃線となって以降、代替バスを利用して通学をしている生徒が多くを占めていることから、今回の高校再編計画によって通学区域が広くなり、通学費の増額が予測される。

平成20年度からは、以前から決まっていたこととはいえ、のと鉄道、穴水・蛸島間廃線に伴う運賃差額激変緩和措置が、今後3年間をかけて廃止されようとしている。従前からの通学費の増加に加え、通学距離が伸びる事による費用の増加は、景気回復の兆しが見えない能登地区で生活する高校生保護者の大きな負担感となっている。

このことから、石川県におかれては、能登地区の切迫した状況をご賢察の上、現行の激変緩和措置の期間延長を実施されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、能登町議会議員の皆様の賢明なるご判断をいただきまして、ご採択を賜りますようお願いいたします。

#### 議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

のと鉄道バス転換に伴う激変緩和措置延長に関する意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第1号「のと鉄道バス転換に伴う激変緩和措置延長に関する意見書の提出について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

## 発議第2号

議長（新平悠紀夫）

次に、追加日程第2 発議第2号「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働

省に求める意見書の提出について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。5番 向峠茂人君。

## 提案理由の説明

### 5番（向峠茂人）

それでは、趣旨説明をいたします。

今回、提出しました「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書」について、説明いたします。

原爆被害者に対する援護対策は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」によって行なわれていますが、当該疾病に対する医療特別手当支給の認定基準が厳しく、現在認定を受けている被爆者健康手帳保持者の1%にも満たない状況であります。

現在、原爆症認定をめぐり各地で訴訟中であるが、この訴訟において国の認定申請却下処分を取り消しを命ずる判決が多数出されており、被爆者の高齢化、病状の悪化が見られることから迅速な対応が必要と考えます。

石川県では、県議会及び8市町の議会が意見書を提出してところであり、本年3月定例議会で近隣市町の議会でも採択され意見書が提出されることが決議されたと報道されています。

よって、先の委員長報告でも述べましたが当町議会としてもこの趣旨に賛同し次の意見書を提出したく、議員各位の賢明なご判断をお願いいたします。

それでは、朗読いたします。

「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書」

広島・長崎に投下された原子爆弾は、多くの人々の尊い命を奪い、辛うじて生存した人にも重大な放射線後遺症の被害を受けた人が多く、現在も26万人近い人が重篤な疾病を患い、日常生活に不安と苦痛を感じている。

しかし、これらの人々が厚生労働大臣に原爆症の認定申請を行なっても、現行制度の認定審査基準を機械的に適用され、そのほとんどが却下処分となっている現状にあり、認定を受けた被爆者は被爆者健康手帳を持つ人の約1%に過ぎません。また、被爆者は高齢化し、中には病没される方も少なくありません。

よって、国においては被爆者の実情にかんがみ、原爆症の認定に当たっては、内部被爆のもたらす影響や健康状態などを総合的に判断し、迅速かつ適正な対応を推進するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

## 質 疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

## 討 論

議長（新平悠紀夫）

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

## 採 決

原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第2号「原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第1号及び発議第2号の提出先並びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

## 閉会中の継続審査の申し出の件

### 議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、3 常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第 3 として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第 3 として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 3 「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君。

### 町長（持木一茂）

平成 2 0 年能登町議会第 1 回定例会の終わりにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。



議員各位におかれましては、提出案件に対しまして熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきまして誠にありがとうございました。財政の厳しさは依然として続いておりますが、平成20年度予算は、18年度からスタートした行財政改革の3年目にあたり、いくつかの成果も見えてきております。これも議会をはじめ町民各位のご理解とご協力をいただいたことが、最も大きいものと思っております。今後とも議員各位のご支援ご協力を賜りながら、行財政改革に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

### 閉 議・閉 会

#### 議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成20年第1回能登町議会定例会を閉会いたします。皆様、15日間にわたり大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

（午前10時45分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年3月21日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

署 名 議 員 大谷内 義 一

署 名 議 員 酒 元 法 子